
年 次 報 告

あきたの男女共同参画

令和3年12月

秋 田 県

はじめに

令和3年3月に世界経済フォーラムが公表した日本の「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」は、156か国中120位と先進国の中でも極めて低い水準にあることから、国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指すことを掲げ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、男女双方の意識改革と理解の促進などの取組を進めております。

本県においても、これまで第4次秋田県男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画センターを中心とした啓発活動や「あきた女性活躍・両立支援センター」による企業等への支援などにより、固定的な性別役割分担意識は解消されてきているほか、一般事業主行動計画策定企業数が増加し、女性が働きやすい職場環境づくりは進んできているものの、依然として、性差による偏見や格差は存在し、管理職に占める女性の割合が低率であるなど、課題も多い状況です。

このため、今年3月に策定した第5次秋田県男女共同参画推進計画では、多様性に配慮しつつ、固定的な性別役割分担意識の更なる解消に向けた取組を進めるほか、行政・企業等における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりとともに、男性の家事・育児等への参画や若年女性の県内定着の促進など、女性一人ひとりが活躍できる環境づくりを進めていくことにしております。

7月に理事に就任して以来、県内の経済団体・企業・県民の皆様との意見交換等を通じて、本県の女性が一層活躍できる取組の必要性を感じており、活躍している女性や挑戦したいと考えている女性の相互研鑽の場を官民一体で構築し、女性の意識改革につなげるとともに、県内企業の好事例を見える化し、企業経営者の理解促進を図っていきたいと考えております。

また、県民のジェンダー意識を変えていくことも重要であり、男女共同参画センターを核に、時代の変化に対応しながら男女共同参画と女性活躍の推進に取り組んでまいります。

本書は、秋田県男女共同参画推進条例に基づく年次報告として本県の男女共同参画の推進状況と県が講じた施策をとりまとめたものです。この年次報告を通じて、県民の皆様にも男女共同参画の現状や取組等について理解を深めていただくとともに、それぞれの取組の中で御活用いただければ幸いです。

令和3年12月

秋田県理事 陶山 さなえ

本書は、秋田県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する県の施策の実施状況を明らかにするために作成したものです。

本書では、令和2年度の関連事業の実施状況を写真等で紹介しています。

掲載ページ	関連事業（取組の内容）	実施時期
3P	女性活躍・両立支援実践企業普及強化事業 （啓発用パンフレット作成）	—
5P	男女共同参画審議会の開催	7月
12P	男女共同参画推進月間事業の実施 （ハーモニーフェスタ2020の開催）	9月
15P	男女共同参画社会づくり表彰の実施	9月
23P	あきた女性の活躍推進事業 （あきた女性の活躍推進会議の開催）	10月
28P	子育て応援企業表彰事業 （秋田県子ども・子育て支援知事表彰の実施）	10月
31P	あきた女性の活躍推進事業 （秋田県女性の活躍推進企業表彰の実施）	10月
34P	女性活躍・定着促進企業応援事業 （経営者等を対象とした意識啓発セミナーの開催）	10月
48P	地域の女性リーダー育成事業 （地域の女性リーダー養成塾の開催）	12月
65P	あきたF・F推進員の養成と活用 （あきたF・F推進員認定式の開催）	3月
81P	ワーク・ライフ・バランス促進事業 （啓発用リーフレット作成）	—

目 次

I 第4次秋田県男女共同参画推進計画の推進状況

第4次秋田県男女共同参画推進計画の体系	2
第4次秋田県男女共同参画推進計画の指標	4
◆推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進	
施策の方向(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	
① 企業等の取組の促進	6
② 希望に応じた多様な働き方の支援	7
施策の方向(2) 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	
① 男性の家事・育児・介護等への参画促進	8
② 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備	10
③ ハラスメントのない職場の実現	12
施策の方向(3) あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大	
① 農業分野における参画拡大	13
② 女性の参画が少ない産業分野での参画拡大	14
③ 起業による参画拡大	14
④ 地域に根差した組織における参画拡大	14
施策の方向(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
① 教育等を通じた女性の人材育成	16
② 女性を積極的に活用するための情報の収集・提供	16
③ 県及び市町村の委員会・審議会等への参画拡大	17
④ 県の女性職員の職域拡大及び管理職への登用	18
⑤ 市町村の女性職員の職域拡大及び管理職への登用の促進	20
⑥ 企業、教育・研究機関、各種団体等における女性の参画促進	20
◆推進の柱2 男女が認めあい思いやる関係の構築	
施策の方向(1) 男女の人権の尊重	
① 固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発活動の推進	22
② 男女平等教育等の推進	23
施策の方向(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
① 女性に対する暴力の根絶	24
② ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応	24
施策の方向(3) 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	
① 生涯を通じた健康維持と増進	26
② 発達段階に応じた学習機会の確保	26
③ 母性保護と母子保健の充実	26
④ 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援	27
⑤ 介護の環境・体制の整備と予防の推進	27
⑥ 高齢者の生活自立の維持・促進	27
⑦ 高齢者の活躍促進	28
◆推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	
施策の方向(1) 地域における団体や個人の実践活動への支援	
① 男女共同参画の視点に立ったNPO活動等への支援	29
② 国際的視野を持った活動への支援	30
③ 地域において推進役となる人材の養成	30
④ 地域活動における女性の活躍促進	31
施策の方向(2) 市町村への支援	
① 市町村男女共同参画計画の策定の促進	32
② 市町村女性活躍推進計画の策定の促進	32

③ 市町村の推進体制の充実	32
施策の方向（３） 男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの充実・強化	
① 地域に根差した男女共同参画センターの確立	33
② 地域ネットワークの充実・強化	34
II 市町村及び男女共同参画センターの状況	
◆ 1 市町村の状況	
(1) 市町村の男女共同参画推進体制について	36
① 男女共同参画に関する条例の制定	37
② 男女共同参画・女性活躍推進に関する計画の策定	37
③ 審議会等への女性委員の登用目標の設定	38
④ 男女共同参画に関する宣言の状況	38
⑤ 所管課の明確化	39
⑥ 庁内連絡会議と諮問機関・懇談会等の設置	39
⑦ 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置	40
(2) 市町村の男女共同参画の推進状況について	42
① 市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画状況	42
② 市町村議会における女性議員の状況	43
③ 市町村における管理職に占める女性の割合	44
④ 市町村職員の採用状況	45
⑤ 法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合	46
◆ 2 男女共同参画センターの状況	
(1) 設置の目的	47
(2) 各センターの概要	47
III 資料	
(1) 秋田県男女共同参画推進条例	50
(2) 秋田県男女共同参画審議会	55
(3) 苦情処理について	56
① 男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けた場合	56
② 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に苦情がある場合	56
(4) 秋田県の労働力の状況	58
(5) 少子・高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化	59
① 秋田県の人口の推移	59
② 秋田県の人口動態の状況	60
(6) 男女共同参画社会に関する県民の意識（秋田県男女の意識と生活実態調査から）	61
(7) 男女共同参画面年表	62
(8) 男女イキイキ職場宣言事業所一覧	66
(9) 「第4次秋田県男女共同参画推進計画」における数値目標及び実績値の推移	76
(10) 用語解説	77
(11) DV相談窓口	82
(12) 秋田県の男女共同参画担当連絡先	83

I 第4次秋田県男女共同参画推進計画 の推進状況

第4次秋田県男女共同参画推進計画の体系

■ 計画の目標

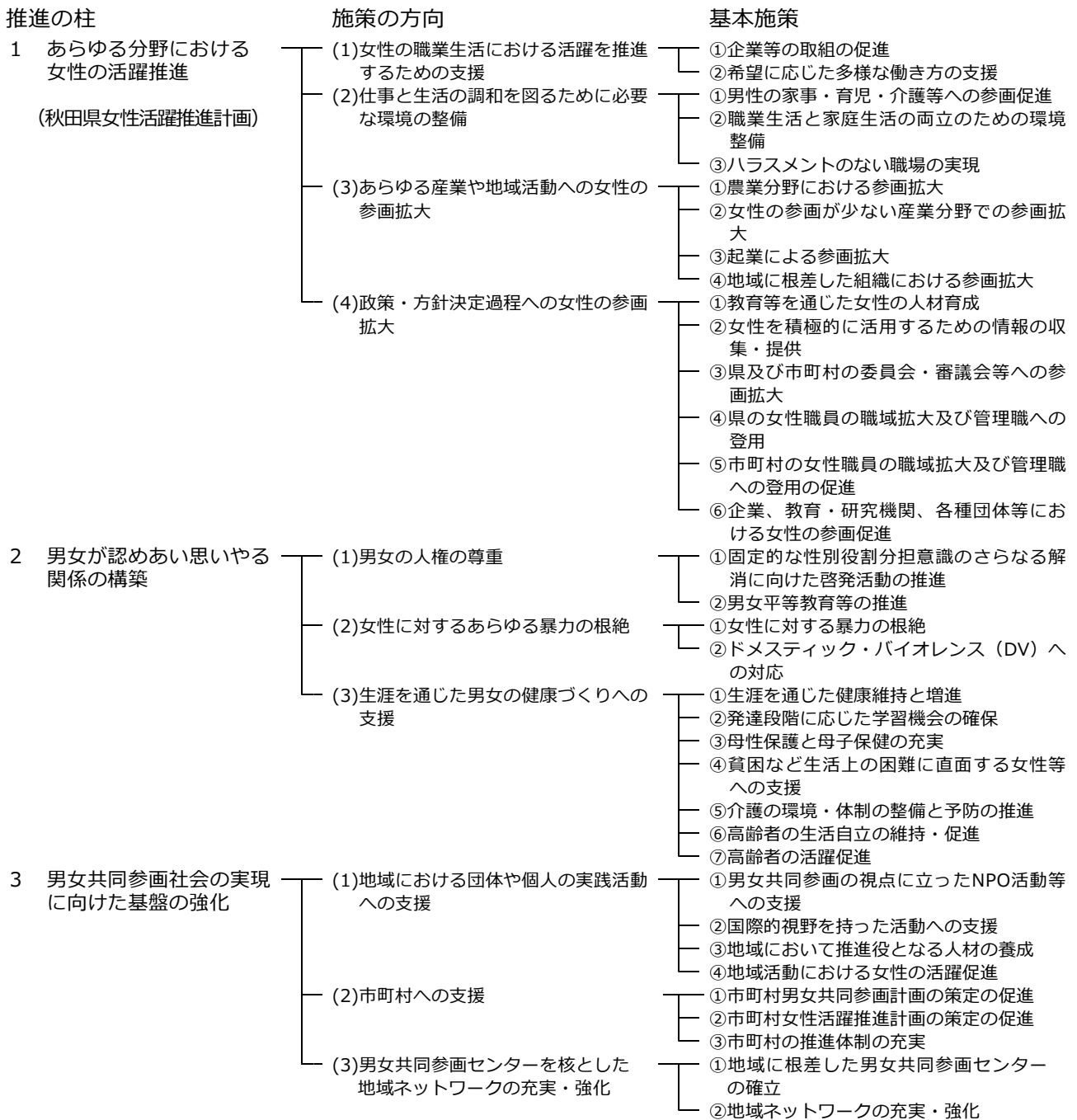
○ 基本目標

「男女が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の構築」

○ 推進の柱

- ① あらゆる分野における女性の活躍推進
- ② 男女が認めあい思いやる関係の構築
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

■ 計画の体系



■計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法及び秋田県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、県が総合的かつ中・長期的に取り組む基本的な計画である「第4次秋田県男女共同参画推進計画」と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく「秋田県女性活躍推進計画」を一体的に策定したものです。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間とします。

関連事業紹介

○女性活躍・両立支援実践企業普及強化事業（啓発用パンフレット作成）



第4次秋田県男女共同参画推進計画の指標

この計画では、基本目標の達成に向け、3つの推進の柱の下に35の指標（施策目標）を設定し、施策の進行を管理しています。

推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進(秋田県女性活躍推進計画)						
施策の方向	No	指標(施策目標)	単位	R2目標値	令和2年度	
					実績値	達成率
(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	1	女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数	事業所	250	335	134.0%
	2	男女賃金格差	%	—	77.3	—
(2) 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数(従業員100人以下の企業)	件	315 ※年度未届出件数	518	164.4%
				1,292 ※累積件数	1,428	110.5%
	4	男性の育児休業取得率	%	7.0	10.7	152.9%
	5	男女イキイキ職場宣言事業所数	事業所	550	527	95.8%
	6	認定こども園数	か所	68	104	152.9%
	7	放課後児童クラブの設置率	%	86.0	86.8	100.9%
	8	子育て世代包括支援センター設置数	か所	13	25	192.3%
	9	ファミリー・サポート・センターの提供会員登録数	人	1,395	983	70.5%
	10	年次有給休暇取得率	%	—	56.4	—
	(3) あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大	11	家族経営協定締結数	戸	825	813
12		女性の農業士認定者数	人	238	237	99.6%
13		農林水産業における女性起業(販売額500万円以上の直売組織)1組織あたりの販売額	万円	6,000	6,532	108.9%
14		建設業における女性労働者の割合	%	20.0	15.7	78.5%
(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	15	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	40.0	34.5	86.3%
	16	県職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	10.0	6.3	63.0%
	17	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	20.0	16.8	84.0%
	18	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	30.0	23.7	79.0%
	19	市町村の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	%	20.0	16.4	82.0%
	20	女性の農業委員割合	%	10.0	13.7	137.0%
	21	女性の総代比率5%達成JA数	JA	11	10	90.9%
	22	事業所における女性管理職(係長相当職以上)の割合	%	—	5.6	—

※No.2「男女賃金格差」、No.10「年次有給休暇取得率」、No.22「事業所における女性管理職(係長相当職以上)の割合」は目標値を設定しないで、実績値のみで施策の進行を管理する。

※No.3「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数(従業員100人以下の企業)」の目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、H31.3.29付けで変更している。

※No.13「農林水産業における女性起業(販売額500万円以上の直売組織)1組織あたりの販売額」は、年度調査ではなく暦年調査による。

※No.16「県職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合」は、知事部局の職員を対象とする。

※No.21「女性の総代比率5%達成JA数」の目標値は、総代制をとっているJAが平成30年度中に合併したことにより、13JAから11JAに減少したことから、当該目標値に変更している。

推進の柱2 男女が認めあい思いやる関係の構築						
施策の方向	No	指標(施策目標)	単位	R2目標値	令和2年度	
					実績値	達成率
(1) 男女の人権の尊重	23	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	61.8	63.0	101.9%
	24	男女共同参画副読本の活用率	%	85.0	77.3	90.9%
	25	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	92.5	93.6	101.2%
	26	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	72.5	75.7	104.4%
(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	27	DV予防教育の実施校数	校	42	28	66.7%
(3) 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	28	乳がん検診受診率	%	48.4	R1 17.4	36.0%
	29	子宮頸がん検診受診率	%	46.3	R1 13.8	29.8%
	30	こころとからだの相談室相談者数	人	135	300	222.2%
	31	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合(70歳以上)	%	54.9	52.9	96.4%

※No. 28「乳がん検診受診率」及びNo. 29「子宮頸がん検診受診率」の目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、H31.3.29付けで変更している。また、実績値算定のための対象年齢は、「乳がん検診受診率」については40～69歳、「子宮頸がん検診受診率」については20～69歳とし、対象者を「職域等で受診機会のある方を除いた推計人口」から「全住民」へ変更した。なお、受診率の判明時期は、対象年度の次年度末となるため、実績値はどちらも令和元年度の実績を記載している。

推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化						
施策の方向	No	指標(施策目標)	単位	R2目標値	令和2年度	
					実績値	達成率
(1) 地域における団体や個人の実践活動への支援	32	地域課題解決のための協働実践件数	件	48 ※累積件数	49	102.1%
(2) 市町村への支援	33	市町村男女共同参画計画策定率	%	100	96.0	96.0%
	34	市町村女性活躍推進計画策定率	%	100	84.0	84.0%
(3) 男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの充実・強化	35	男女共同参画センターの利用者の数	人	85,800	49,987	58.3%

※No. 32「地域課題解決のための協働実践件数」の目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、H31.3.29付けで変更している。

関連事業紹介

○男女共同参画審議会の開催



(令和2年7月30日開催 第1回)

推進の柱 1 あらゆる分野における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる本県において、県の活力を維持・向上させていくためには、性別や年齢にかかわらず、県民が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくっていくことが大切です。

しかし、本県の女性の有業率（15～64歳）は71.7%（全国11位）と全国上位にあるものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は12.0%（全国40位）と低迷しており、女性が意欲と能力に応じた活躍できる環境が整っているとはいえません。

こうしたことから、女性が個性と能力を十分発揮できる環境の整備に向け、多様な働き方や男性の家事・育児・介護等への参画、ワーク・ライフ・バランスの確保などの取組を促進するため、女性活躍推進法に基づく事業主による行動計画の策定等を国と共に支援していきます。

また、経済団体、労働団体、行政等で構成される「あきた女性の活躍推進会議」が共通認識のもと一体となって、女性の活躍推進に向けた機運の醸成を図るとともに、企業等における取組を促進していきます。

さらに、社会のあらゆる分野において男女の公平性を保ち、一方の性別に偏らない多様な考え方を取り入れて社会を活性化していくため、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大する取組を進め、女性が活躍する豊かで活力ある社会の実現を目指します。

※女性の有業率（生産年齢人口）及び管理的職業従事者に占める女性の割合

資料出所：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）

施策の方向（1）女性の職業生活における活躍を推進するための支援

① 企業等の取組の促進

労働者数300人以下の企業等に対して、訪問等により助言を行い、女性の活躍推進に関する一般事業主行動計画の策定等を促進するとともに、優れた取組を行う事業主の顕彰や入札参加資格審査における評点の付与、各種メディアを活用した好事例の発信などを行うことにより、女性の活躍推進に向けた事業主の取組を促進します。

また、企業等における女性の活躍推進等に関する情報や、仕事と生活の両立支援制度等の情報は、女性の求職者が就職先を検討する上で重要であることから、自社のウェブサイト等での積極的な情報の公表を促進します。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
1	女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数（事業所）	250	335	134.0%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ あきた女性の活躍推進事業、女性活躍・両立支援アドバイザー派遣事業、あきた女性活躍・両立支援センター設置事業、女性活躍・両立支援実践企業普及強化事業、女性活躍・定着促進企業応援事業、ワーク・ライフ・バランス促進事業〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 在宅勤務実証実験の実施〔人事課〕
- ◎ 働き方改革実践拡大事業、女性の新規就業支援事業〔雇用労働政策課〕
- ◎ はばたく中小企業投資促進事業、がんばる中小企業応援事業、企業立地促進事業〔産業集積課、資源エネルギー産業課〕

注：関連事業は令和2年度に県が実施した事業を記載しています。また、〔 〕内の事業所管部署名は、令和2年度の組織名称を記載しています。

② 希望に応じた多様な働き方の支援

女性が希望に応じて多様かつ柔軟な働き方を選択し、十分に能力を発揮できるよう、非正規雇用者の処遇改善や正規雇用への転換に向けた周知・啓発活動、女性のキャリアアップや再就職、起業に向けた支援を行うとともに、女性のネットワークづくりやロールモデルの普及促進を図ります。

また、男女が共に社会の一員として役割を果たすとともに、それぞれの個性と能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにするためには、学校教育において、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力が培われることが重要であることから、キャリア教育の充実を図ります。

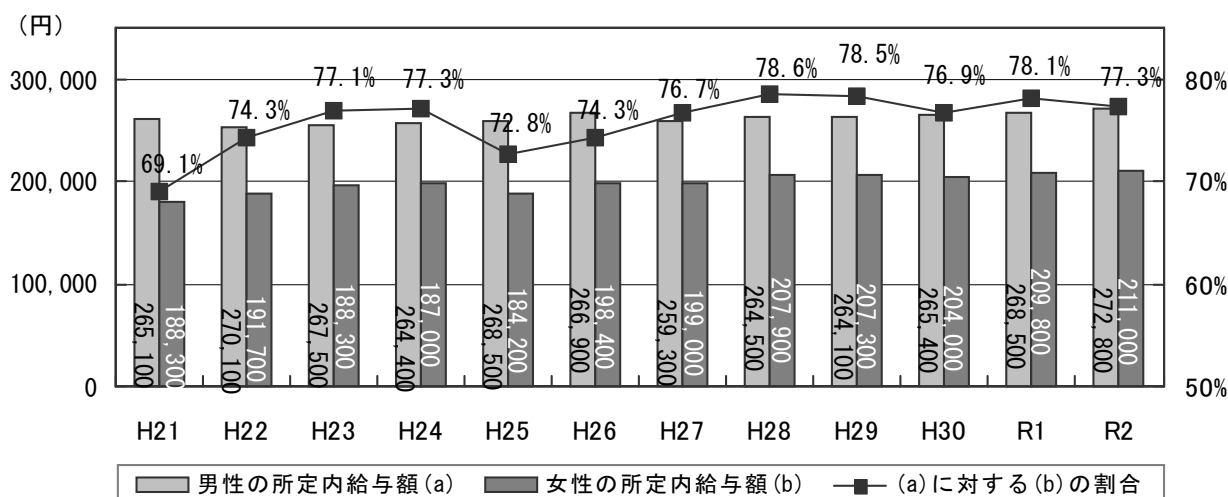
No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
2	男女賃金格差（%）	—	77.3	—

注：男女賃金格差の目標値は、設定していません。

資料出所：県雇用労働政策課調べ

■ 本県の男女賃金格差の推移

女性労働者の所定内給与額（月額、以下同じ。）の平均額は、多くの産業において男性労働者を下回っています。また、前年度に比べて男女間の格差（男性労働者の所定内給与額を100としたときの女性労働者の所定内給与額の割合）は0.8ポイント拡大しています。



資料出所（男女の所定内給与額）：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

関連事業

- ◎ 子ども・子育て支援人材育成事業〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ あきた女子活応援サポート事業〔移住・定住促進課〕
- ◎ 公共職業能力開発施設における介護に関する職業訓練、労働条件に関する情報提供、働き方改革実践拡大事業、女性の新規就業支援事業〔雇用労働政策課〕

施策の方向（２）仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備

① 男性の家事・育児・介護等への参画促進

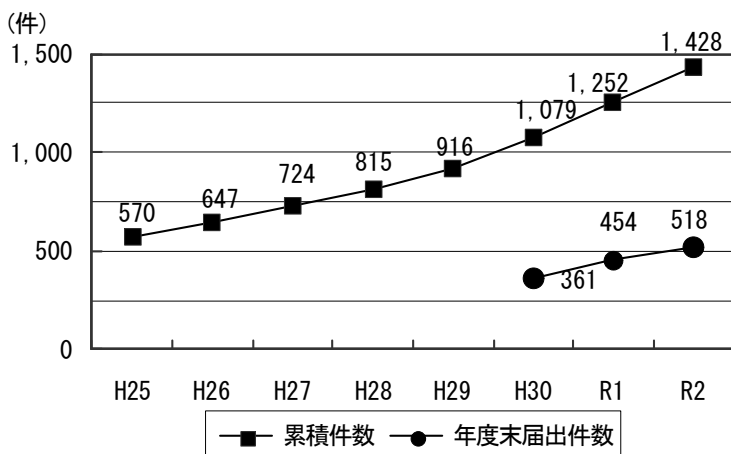
女性が職業生活において活躍するためには、男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画が重要であることから、男性中心型労働慣行等の見直しを促進し、家事・育児・介護等を積極的に行う男性ロールモデルの提示や好事例の普及等を図ることにより、男性が家庭生活に主体的に参画しやすい社会の実現を図ります。

また、社会全体の働き方や意識を改革するためには、企業の経営者や管理職の意識を変えることにより、職場風土の改革や環境の整備を促進することが最も重要であることから、職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に向けた積極的な意識啓発を図ります。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数（従業員100人以下の企業）（件）	315 ※年度末届出件数	518	164.4%
		1,292 ※累積件数	1,428	110.5%

注：目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、H31.3.29付けで変更しています。

■ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数（従業員100人以下の企業）

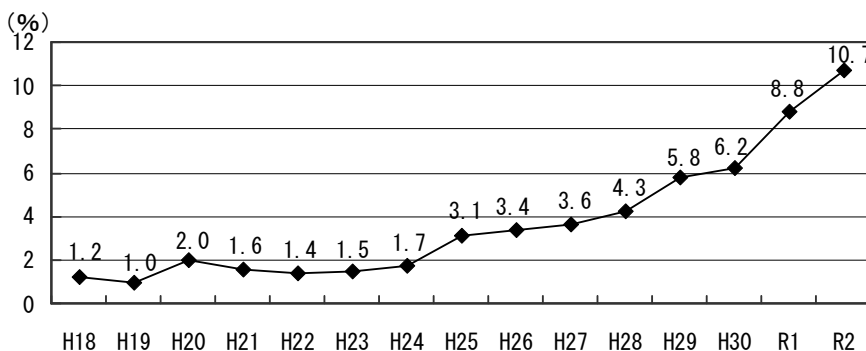


令和2年度までの、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数（従業員100人以下の企業）は、順調に増加し、1,428件になりました。
※なお、年度末届出件数は、令和2年度末時点において届出された計画が有効なもので518件となっています。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
4	男性の育児休業取得率（%）	7.0	10.7	152.9%

■ 男性の育児休業取得率の推移



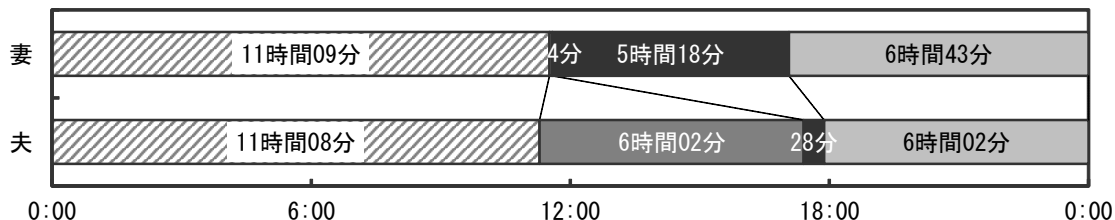
令和2年度の調査における県内事業所の男性の育児休業取得率は、10.7%となり、前年度と比較して1.9ポイントの増になっています。

資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

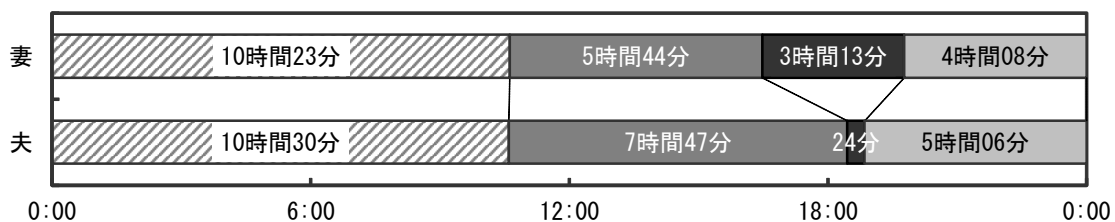
■ 本県の夫婦の生活時間

平成28年の調査における本県の夫婦の生活時間を見ると、片働き世帯はもちろん、共働き世帯においても、家事は妻が行うという性別役割分担の実態が見られます。

(夫が有業で妻が無業の世帯)



(共働き世帯)

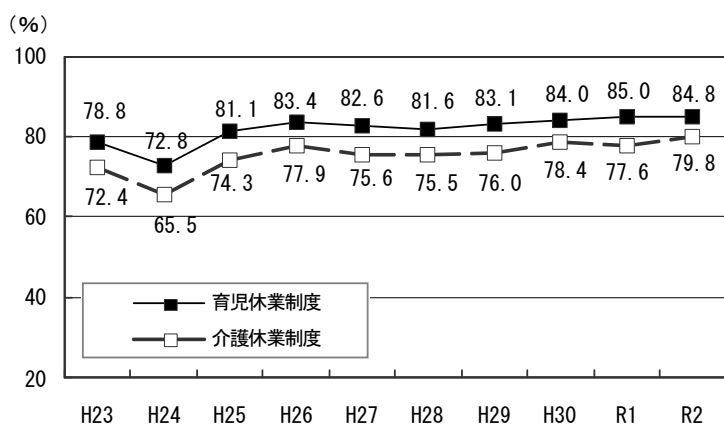


□1次活動 ■2次活動 (仕事・通勤) ■2次活動 (家事・育児・介護等) □3次活動

注:「1次活動」とは、睡眠、食事のような生理的に必要な活動、「2次活動」とは、仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」とは、これら以外の各人が自由に使える時間における活動をいいます。

資料出所:総務省「社会生活基本調査」(平成28年)

■ 育児・介護休業制度の規定の整備状況



令和2年度の調査における育児休業制度を規定している県内事業所の割合は84.8%、介護休業制度を規定している県内事業所の割合は79.8%となっています。

資料出所:県雇用労働政策課

「労働条件等実態調査」

関連事業

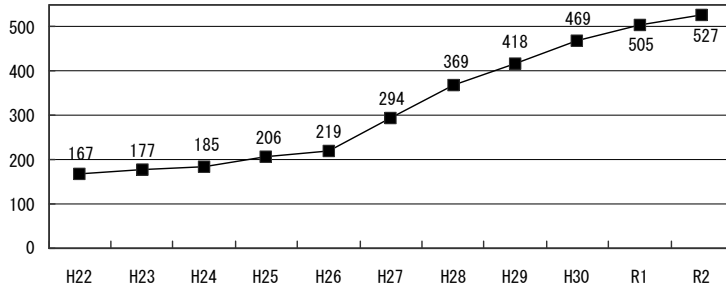
- ◎ 女性活躍・両立支援アドバイザー派遣事業、男女イキイキ職場宣言事業所の拡大、あきた女性活躍・両立支援センター設置事業、女性活躍・両立支援実践企業普及強化事業〔次世代・女性活躍支援課〕

● 推進の柱 1 ●

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
5	男女イキイキ職場宣言事業所数（事業所）	550	527	95.8%

■ 男女イキイキ職場宣言事業所数の推移

（事業所）



令和2年度までに男女イキイキ職場宣言を行い、県と協定を締結した事業所数は527事業所となり、前年度から22事業所が増加しました。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

■ 男女共同参画職場づくり事業における認定書交付数の推移

職場における男女共同参画と働きやすい職場づくりを促進するため、県の入札参加資格登録をする事業者を対象に、女性の能力の活用や仕事と家庭の両立支援に関する調査を行い、一定の要件を満たす事業者（県内建設工事、物品供給等）に対し、認定書を交付するとともに、入札参加資格審査において評点を付与しました。

（単位：件）

業種区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
県内建設工事	5	66	0	63	0	109	2	106
物品供給等	0	8	2	1	1	1	0	1
合計	5	74	2	64	1	110	2	107

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

② 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

働きたい女性が仕事と家事・育児・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、認定こども園の普及拡大に努め、就学前の教育・保育の質の向上や待機児童の解消を図るとともに、小学生の放課後の居場所である放課後児童クラブの整備、病児・病後児保育等の特別保育や幼稚園における預かり保育、高齢者等の介護サービスの充実など、社会の子育て・介護環境の整備を進めます。

また、男女が共にライフステージに応じて職業生活と家庭生活を両立することができるよう、長時間労働の是正やフレックスタイム制の導入、年次有給休暇の取得の促進などワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業の拡大を図るとともに、商工団体等との連携により企業への働きかけや支援を強化します。

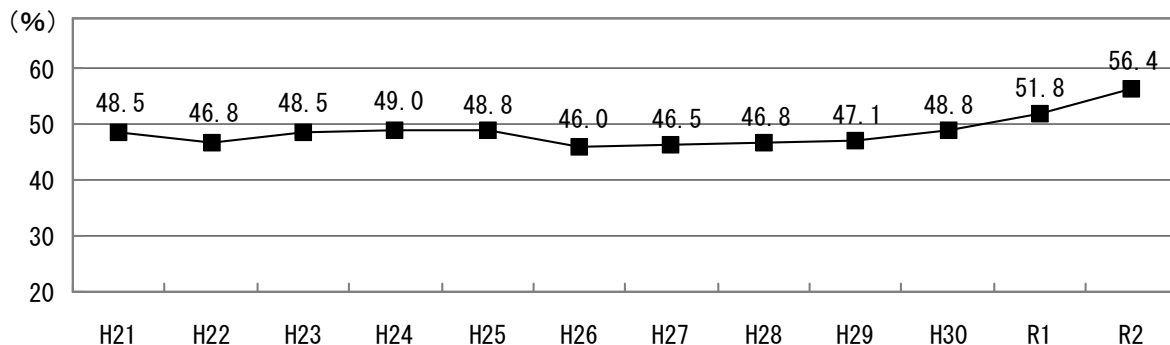
No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
6	認定こども園数（か所）	68	104	152.9%
7	放課後児童クラブの設置率（%）	86.0	86.8	100.9%
8	子育て世代包括支援センター設置数（か所）	13	25	192.3%
9	ファミリー・サポート・センターの提供会員登録数（人）	1,395	983	70.5%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
10	年次有給休暇取得率（%）	—	56.4	—

注：年次有給休暇取得率の目標値は、設定していません。

■ 年次有給休暇取得率の推移



資料出所：県雇用労働政策課

「労働条件等実態調査」

関連事業

- ◎ あきた女性の活躍推進事業、あきた女性活躍・両立支援センター設置事業、女性活躍・両立支援実践企業普及強化事業、女性活躍・両立支援アドバイザー派遣事業、男女イキイキ職場宣言事業所の拡大、子育て応援企業表彰事業、ワーク・ライフ・バランス促進事業、児童館活動の活性化、子ども会活動の推進、子どもの居場所づくり促進事業、「あふれちゃんのえほんばこ」推進事業、子育て家庭を社会で支える機運醸成事業、すこやか子育て支援事業〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 在宅勤務実証実験の実施〔人事課〕
- ◎ 子ども家庭相談電話事業、家庭児童相談室の充実〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ 病院内保育所支援事業、県内女性医師等支援事業、あきた医師総合支援センター運営事業〔医務薬事課医療人材対策室〕
- ◎ 働き方改革実践拡大事業、女性の新規就業支援事業、勤労者等生活安定支援資金〔雇用労働政策課〕
- ◎ 入札参加資格登録業者への加点制度〔次世代・女性活躍支援課、建設政策課、総務事務センター〕
- ◎ 子どものための教育・保育給付支援事業、地域子ども・子育て支援事業、私立幼稚園運営費補助金〔教育庁幼保推進課〕

③ ハラスメントのない職場の実現

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女が共に仕事と生活を両立しにくい職場の雰囲気や、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とした不利益取扱い（マタニティハラスメント）の背景となるなど、男性を中心とした労働慣行の大きな要因となっており、職業生活における女性の活躍の妨げとなっています。

このため、社会全体はもとより、職場においても固定的な性別役割分担意識を改革するため、企業経営者や管理職の意識改革を進めます。また、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントが起こらないよう、様々な機会を捉えて「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」等について周知し、企業等において法令に沿った措置が実施されるよう啓発を行います。

さらに、男性の育児休業等の取得促進の一方で、その取得等を理由とする不利益取扱いが懸念されることから、こうしたハラスメントの防止対策に関する啓発も行います。

関連事業

- ◎ 男女共同参画相談室（ハーモニー相談室）の運営〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 労働相談〔雇用労働政策課〕

関連事業紹介

○男女共同参画推進月間事業の実施（ハーモニーフェスタ2020の開催）



（令和2年9月12日実施）

施策の方向（3）あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大

① 農業分野における参画拡大

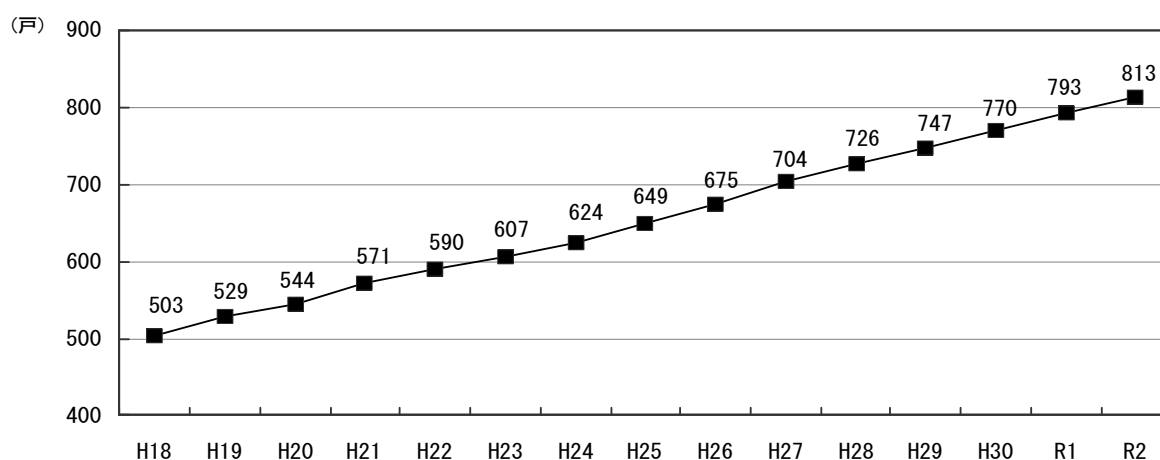
本県の基幹産業である農業分野では、高齢化と新規就農者の減少により担い手不足が深刻です。このため、女性の参画をさらに拡大するとともに、その取組を支援し、加工やサービス業との融合を進めるなど、本県農業経営の強化を目指します。

また、農業経営への参画促進と家族経営における女性の地位や役割の明確化を図るため、家族経営協定の締結と活用の促進を図ります。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
11	家族経営協定締結数（戸）	825	813	98.5%

■ 家族経営協定締結数の推移

令和2年度までに家族経営協定を締結した戸数は813戸となり、前年度から20戸増加しています。



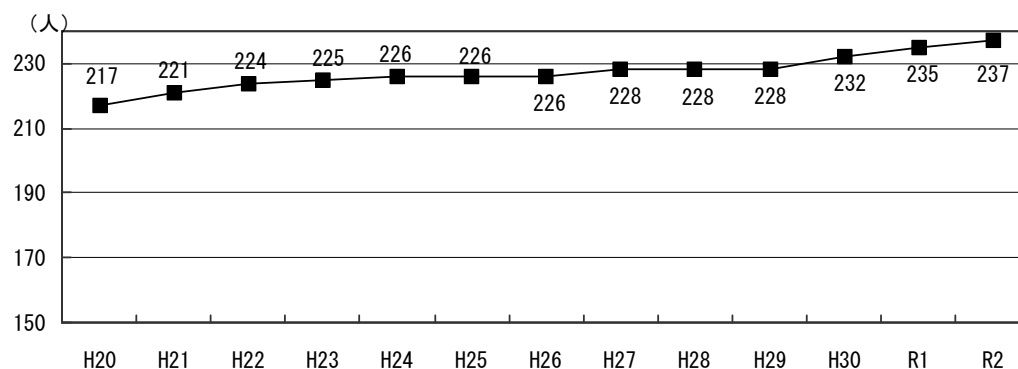
注：家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合い、合意のもと文書により取り決めるものです。

資料出所：県農林政策課調べ

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
12	女性の農業士認定者数（人）	238	237	99.6%

■ 女性農業士認定者数の推移

令和2年度までに女性農業士の認定者数は237人となり、前年度から2人増加しています。



注：女性農業士とは、農業経営における女性の能力発揮と働きやすく住みやすい地域づくりの実践により、農業・農村の振興に貢献できる農業者のことです。

資料出所：県農林政策課調べ

● 推進の柱 1 ●

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
13	農林水産業における女性起業（販売額500万円以上の直売組織）1組織あたりの販売額（万円）	6,000	6,532	108.9%

注：農林水産業における女性起業（販売額500万円以上の直売組織）1組織あたりの販売額は、年度調査ではなく暦年調査によります。

資料出所：県農業経済課調べ

関連事業

- ◎ 青少年育成普及事業〔農林政策課〕
- ◎ 次世代あきたアグリヴィーナス応援事業、新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業〔農業経済課〕

② 女性の参画が少ない産業分野での参画拡大

建設業や運輸業等の女性の参画が少ない分野においては、働きやすい職場環境の整備を促進するとともに、そうした分野で活躍している女性の事例紹介等を行い、参画を促進します。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
14	建設業における女性労働者の割合（%）	20.0	15.7	78.5%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 男女共同参画ポータルサイト「あきた女性の活躍応援ネット」の管理運営、あきた女性活躍・両立支援センター設置事業、女性活躍・両立支援実践企業普及強化事業、女性活躍・両立支援アドバイザー派遣事業、女性活躍・定着促進企業応援事業〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ はばたく中小企業投資促進事業、がんばる中小企業応援事業、企業立地促進助成事業〔産業集積課、資源エネルギー産業課〕
- ◎ 秋田県建設産業担い手確保育成センター事業〔建設政策課〕

③ 起業による参画拡大

あらゆる産業分野における女性の起業によって、本県産業の新たな可能性と活力の増大につながることが期待されます。

女性が様々な分野で意欲的に起業しその経営が継続できるよう、研修会や情報交換会等の開催など、起業支援機関等との連携による支援を行います。

関連事業

- ◎ 男女共同参画ポータルサイト「あきた女性の活躍応援ネット」の管理運営〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 次世代あきたアグリヴィーナス応援事業、新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業〔農業経済課〕
- ◎ 創業支援資金女性・若者支援枠〔産業政策課〕
- ◎ あきた起業促進事業、あきた創業スタートアップ支援事業〔商業貿易課〕

④ 地域に根差した組織における参画拡大

P T A、自治会や町内会など、地域に根差した組織において、年齢や性別等により役割を固定化することなく、多様な年齢層の男女が共に参画するよう促すとともに、地域で元気創出等に取り組む女性団体等への支援や地域で活躍する女性の事例紹介等を行い、地域における女性の活躍を推進します。

また、防災分野においても女性の視点を取り入れることは重要であり、市町村地域防災計画への反映を実効あるものにするため、市町村防災会議委員への女性の登用を推進するとともに、地域防災におけ

る課題を男女共同参画の視点から検証し、現場レベルにおける固定的性別役割分担の見直しを含む災害時の対応の構築や実践活動を促進します。

さらに、きめ細かな活動と消防団の活性化を進めるため、女性消防団員の入団の促進を図ります。

関連事業

- ◎ 地域の女性リーダー育成事業、あきたF・F推進員の養成と活用、女性人材登録名簿の整備・運用〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ 女性消防団ネットワーク会議〔総合防災課〕
- ◎ 消費者教育の充実、消費生活情報等の提供〔県民生活課〕
- ◎ エコマイスター協議会支援事業、地域センター強化支援事業、環境教育等推進事業〔温暖化対策課〕
- ◎ 指導員等の設置〔教育庁生涯学習課〕

関連事業紹介

○男女共同参画社会づくり表彰の実施



(令和2年9月12日実施)

施策の方向（４）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

① 教育等を通じた女性の人材育成

教育・学習の場においては、性別を問わず職業選択においてあらゆる可能性があることや、女性として、政治、行政、企業、研究機関その他の専門分野や指導的地位に就く生き方・働き方があることを伝えていきます。

また、家庭の場においても、男女共同参画や女性の社会進出を後押しするような教育の機会を持たせるとともに、女性が政策・方針決定の場へ参画できる能力を高めることができるよう、男女共同参画センター等が主催するセミナーなどの学習機会を提供します。

関連事業

- ◎ キャリア教育の充実〔教育庁義務教育課〕
- ◎ 未来を拓く！あきたの高校生学び推進事業〔教育庁高校教育課〕

② 女性を積極的に活用するための情報の収集・提供

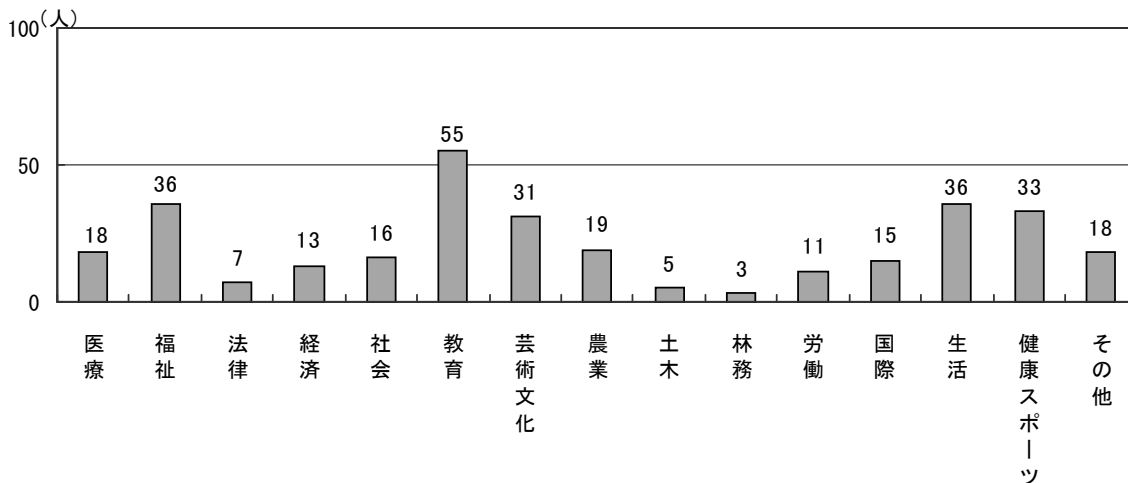
企業、各種団体、市町村等と連携し、幅広い分野における女性の人材情報を収集するとともに、その人材の積極的な活用に向けて、政策形成等に女性の参画を求める機関への適切な情報提供に努めます。

■ 女性人材登録名簿の登録者数

県では、市町村、女性団体、学術機関等との連携のもと、各分野における活動の顕著な女性を把握し、本人の同意を得て名簿に登録の上、その活用を図っています。

登録者の分野別の内訳は、教育、生活、福祉の分野が多く、林務、土木、法律の分野が少ない状況となっています。

なお、令和２年度末時点の登録者数は、９１人でした。



注：複数分野で重複登録している方がいるため、登録者数と分野別の合計人数は一致しません。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 年次報告「あきたの男女共同参画」の作成・公表、女性人材登録名簿の整備・運用、男女共同参画ポータルサイト「あきた女性の活躍応援ネット」の管理運営〔次世代・女性活躍支援課〕

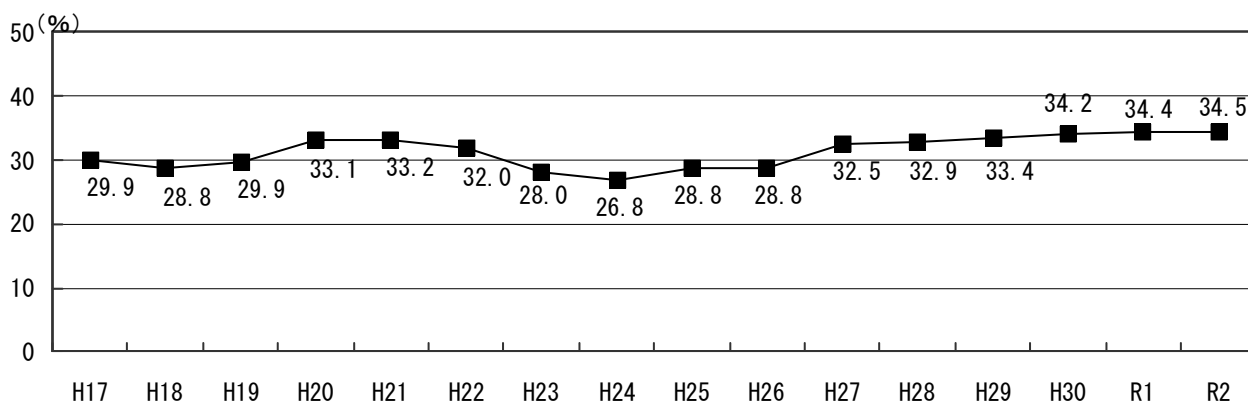
③ 県及び市町村の委員会・審議会等への参画拡大

県は、女性委員のいない審議会等を解消するとともに、女性委員の割合を最終的に50%に引き上げることを目指しながら、当面は40%を目標とし、積極的な登用を推進します。

また、市町村における審議会等への女性委員の参画を促進するため、目標を設定して取り組むよう働きかけていきます。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
15	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率（%）	40.0	34.5	86.3%

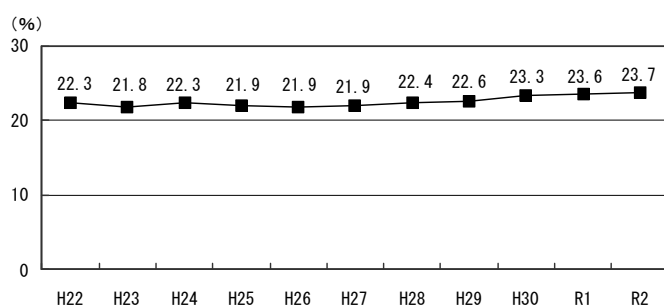
■ 県の委員会・審議会等への女性委員の参画率の推移



資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
18	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率（%）	30.0	23.7	79.0%

■ 市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率の推移



年度	総数(人)	女性(人)	女性割合(%)
H22	8,183	1,823	22.3
H23	8,181	1,784	21.8
H24	8,333	1,860	22.3
H25	8,049	1,761	21.9
H26	8,375	1,832	21.9
H27	8,344	1,828	21.9
H28	8,280	1,858	22.4
H29	8,538	1,928	22.6
H30	8,197	1,908	23.3
R1	8,029	1,893	23.6
R2	8,058	1,912	23.7

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 女性の審議会等への参画拡大の取組〔次世代・女性活躍支援課〕

注：県及び市町村ともに参画率の算定に当たっては、「地方自治法第202条の3に基づく審議会等」と「地方自治法第180条の5に基づく委員会等」を合算している。

④ 県の女性職員の職域拡大及び管理職への登用

女性職員の班長職への登用や企画業務等への配置等を通じて、マネジメント能力や政策形成能力の向上に努めます。

また、女性職員を対象としたキャリアアップ研修等の充実により、県政の様々な分野で活躍できる職員を計画的に育成し、登用率の目標を設定の上、積極的に管理職へ登用します。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
16	県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合（％）	10.0	6.3	63.0%

注：県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、知事部局の職員を対象とします。

■ 県職員の管理職に占める女性の割合

（4月1日現在）

年度	課長級以上			女性内訳		
	総数(人)	うち女性(人)	女性割合(%)	部長級(人)	次長級(人)	課長級(人)
H23	256	13	5.1%	0	3	10
H24	257	11	4.3%	0	2	9
H25	253	11	4.3%	0	2	9
H26	254	10	3.9%	0	2	8
H27	255	13	5.1%	1	1	11
H28	254	16	6.3%	2	0	14
H29	251	18	7.2%	1	1	16
H30	252	19	7.5%	0	2	17
R1	253	17	6.7%	0	0	17
R2	252	16	6.3%	0	2	14

※県職員の対象は知事部局のみとなっています。

資料出所：県人事課調べ

■ 県職員の採用者に占める女性の割合

（3月31日現在）

年度	大学卒業程度			短大卒業程度			高校卒業程度			計		
	総数(人)	女性(人)	女性割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性割合(%)
H23	133	27	20.3	13	10	76.9	60	14	23.3	206	51	24.8
H24	135	25	18.5	10	6	60.0	73	17	23.3	218	48	22.0
H25	126	28	22.2	12	11	91.7	71	25	35.2	209	64	30.6
H26	117	28	23.9	6	6	100.0	75	24	32.0	198	58	29.3
H27	116	34	29.3	6	5	83.3	67	19	28.4	189	58	30.7
H28	127	31	24.4	9	6	66.7	77	17	22.1	213	54	25.4
H29	89	27	30.3	9	6	66.7	79	27	34.2	177	60	33.9
H30	111	33	29.7	7	3	42.9	87	28	32.2	205	64	31.2
R1	95	25	26.3	2	2	100.0	58	20	34.5	155	47	30.3
R2	108	34	31.5	6	4	66.7	97	27	27.8	211	65	30.8

資料出所：県人事課調べ

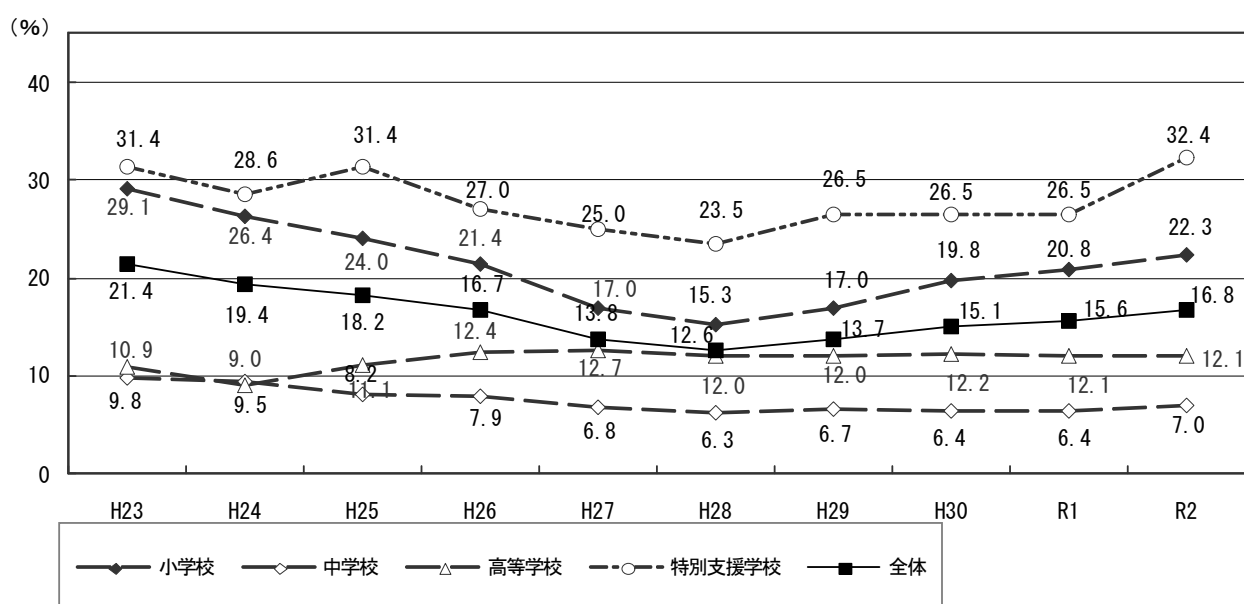
No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
17	公立学校の管理職に占める女性の割合（％）	20.0	16.8	84.0%

■ 公立学校の管理職に占める女性の割合の推移

（4月1日現在）

	H28			H29			H30			R1			R2		
	総数 （人）	女性 （人）	女性割合 （％）	総数 （人）	女性 （人）	女性割合 （％）	総数 （人）	女性 （人）	女性割合 （％）	総数 （人）	女性 （人）	女性割合 （％）	総数 （人）	女性 （人）	女性割合 （％）
小学校	404	62	15.3	405	69	17.0	404	80	19.8	395	82	20.8	385	86	22.3
中学校	223	14	6.3	223	15	6.7	220	14	6.4	219	14	6.4	215	15	7.0
高等学校	117	14	12.0	117	14	12.0	115	14	12.2	116	14	12.1	116	14	12.1
特別支援学校	34	8	23.5	34	9	26.5	34	9	26.5	34	9	26.5	34	11	32.4
計	778	98	12.6	779	107	13.7	773	117	15.1	764	119	15.6	750	126	16.8

注：管理職の対象は校長、副校長及び教頭となっています。



資料出所：県教育庁総務課調べ

関連事業

- ◎ 県職員の管理・監督職等への女性の登用、女性職員の職域拡大〔人事課〕

● 推進の柱 1 ●

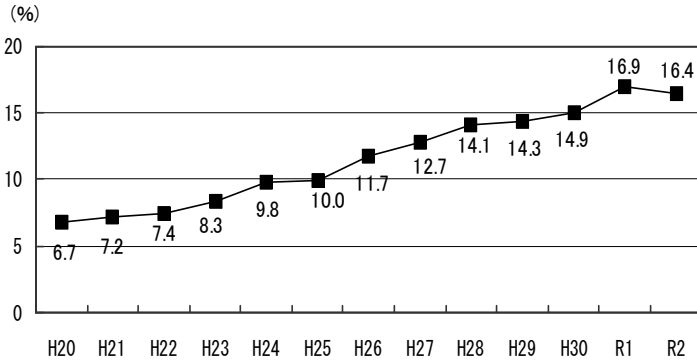
⑤ 市町村の女性職員の職域拡大及び管理職への登用の促進

市町村においても、女性職員の職域の拡大や計画的な育成等を行い、登用率の目標を設定の上、積極的な管理職への登用が行われるよう働きかけます。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
19	市町村の管理職（課長級以上）に占める女性の割合（%）	20.0	16.4	82.0%

■ 市町村の管理職に占める女性の割合の推移

令和2年度における市町村の管理職に占める女性の割合は、16.4%となっており、前年度から0.5ポイント減少しています。



（4月1日現在）

年度	総数(人)	女性(人)	女性割合(%)
H21	1,600	115	7.2
H22	1,521	113	7.4
H23	1,593	133	8.3
H24	1,636	160	9.8
H25	1,524	152	10.0
H26	1,434	168	11.7
H27	1,406	179	12.7
H28	1,308	184	14.1
H29	1,207	173	14.3
H30	1,191	178	14.9
R1	1,201	203	16.9
R2	1,212	199	16.4

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

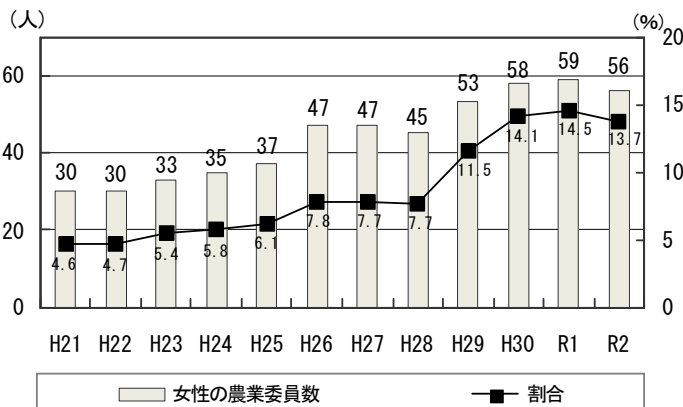
- ◎ 市町村の特定事業主行動計画策定及び取組促進〔次世代・女性活躍支援課〕

⑥ 企業、教育・研究機関、各種団体等における女性の参画促進

企業、教育・研究機関、各種団体等においては、個別の事情を踏まえた独自の目標を設定の上、計画的な採用・育成やワーク・ライフ・バランスの確保などの取組を実施して、女性の登用を進めるよう働きかけます。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
20	女性の農業委員割合（%）	10.0	13.7	137.0%

■ 女性の農業委員の割合の推移



令和2年度における全体の農業委員数に占める女性委員の割合は、13.7%となっており、前年度から0.8ポイント減少しています。

資料出所：県農林政策課調べ

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
21	女性の総代比率5%達成 J A数（J A）	11	10	90.9%

注：目標値は、総代制をとっている J A が平成30年度に合併し、13JAから11JAに減少したことから、当該目標値に変更しています。

資料出所：県農業経済課調べ

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
22	事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合（%）	—	5.6	—

注：事業所における女性管理職の割合の目標値は、設定していません。

■ 事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合

令和2年度の調査における全労働者中の女性管理職の割合は、5.6%となりました。企業規模別では、労働者数が少ない企業の割合が高く、産業分類別では、「宿泊、飲食業」、「金融、保険業」の割合が高くなっています。

（単位：%）

区 分	全労働者数	うち女性管理職					
		計	役 員	部長相当職	課長相当職	係長相当職	
調 査 計	100.0	5.6	1.4	0.5	1.3	2.4	
企業規模	5～29人	100.0	6.7	3.8	0.6	1.2	1.1
	30～99人	100.0	5.7	1.4	0.8	1.4	2.1
	100～299人	100.0	4.3	0.3	0.3	0.9	2.8
	300～499人	100.0	4.3	0.2	0.4	1.1	2.6
	500人以上	100.0	5.9	0.1	0.4	1.6	3.8
産業分類	建設業	100.0	4.3	2.6	0.3	0.7	0.7
	製造業	100.0	3.4	1.1	0.3	0.7	1.3
	情報通信業	100.0	4.8	0.1	0.9	0.9	2.9
	運輸、郵便業	100.0	0.9	0.6	0.0	0.1	0.2
	卸売、小売業	100.0	4.2	1.1	0.2	0.9	2.0
	金融、保険業	100.0	8.1	0.4	0.0	1.9	5.8
	宿泊、飲食業	100.0	9.9	3.7	0.6	1.9	3.7
サービス業	100.0	6.1	1.5	0.4	0.8	3.4	

資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

関連事業

◎ 秋田県女性スポーツ推進委員交流のつどい〔スポーツ振興課〕

推進の柱 2 男女が認めあい思いやる関係の構築

「男は仕事、女は家庭」という考え方への反対意見の割合が6割に迫るなど、県民の意識は変わってきていますが、未だ性差による偏見や格差は存在しています。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

このため、固定的な性別役割分担意識等の解消や、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図り、男女が認めあい思いやる社会の構築を目指します。

さらに、男女が互いの性差に応じた健康上の課題について理解を深めつつ、生涯にわたり健康を維持できるよう支援するほか、高齢化が進行する中で、高齢者の生きがいつくり等の促進や介護体制の充実を図ります。

施策の方向（1）男女の人権の尊重

① 固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた啓発活動の推進

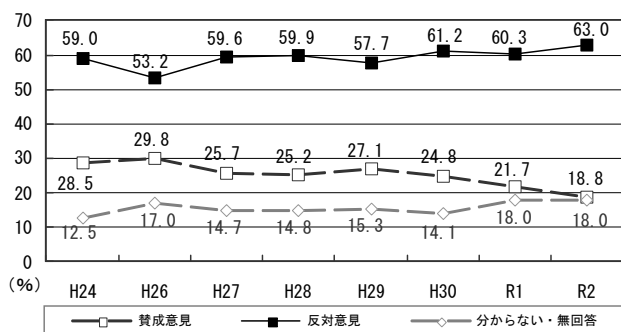
性別に関わらず、人がどう生きるかは、個人がその考え方や能力に合わせて決定すべきものであり、「男なら」「女なら」こうあるべきという社会的に形成された枠組みで制限されることは、男女共同参画社会の実現にとって大きな妨げとなります。

「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識は、平成24年度の調査において、「反対の割合」が59.0%と調査開始以来初めて半数を超え、平成30年度の調査以降は6割を超える結果となるなど、県民の意識は大きく変わってきています。

こうした意識をさらに高めて、男女が対等なパートナーシップを実現していくため、マスメディア等を活用した啓発活動を引き続き実施します。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
23	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合（%）	61.8	63.0	101.9%

■ 「男は仕事、女は家庭」という意識への賛否の推移



昭和55年度からほぼ5年毎に行っている「秋田県男女の意識と生活実態調査」において、「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見（反対・どちらかと言えば反対）の割合が平成24年度の調査で初めて賛成意見（賛成・どちらかと言えば賛成）の割合を大きく上回り過半数となりました。平成26年度からは、「県民意識調査」において毎年調査を行っており、反対意見の割合は平成30年度に初めて6割を超えています。

資料出所：H24は県次世代・女性活躍支援課「秋田県男女の意識と生活実態調査」

H26～R2は県総合政策課「県民意識調査」

※なお、比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、各回答の比率の合計が100%にならないことがある。

関連事業

- ◎ 男女共同参画審議会の開催、年次報告「あきたの男女共同参画」の作成・公表、地域の女性リーダー育成事業、あきたF・F推進員の養成と活用、男女共同参画推進月間事業の実施、男女共同参画社会づくり表彰の実施、男女共同参画ポータルサイト「あきた女性の活躍応援ネット」の管理運営〔次世代・女性活躍支援課〕

② 男女平等教育等の推進

男女が共に自立して個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女平等の理解を促していくことが重要です。

そのため、家庭や学校において、性別を理由とする差別の解消や男女の本質的平等、また、「男だから」「女だから」という偏見や決めつけをもたせない教育を推進します。

併せて、性同一性障害など性的マイノリティの子どもの存在にも配慮し、教育の場において児童生徒の心情をしっかりと受け止めたきめ細やかな対応を行います。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
24	男女共同参画副読本の活用率（%）	85.0	77.3	90.9%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
25	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合（%）	92.5	93.6	101.2%
26	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合（%）	72.5	75.7	104.4%

資料出所：県教育庁義務教育課調べ

関連事業

- ◎ 生徒指導体制の整備、教育相談体制の強化、スクールカウンセラーの派遣、広域カウンセラーの派遣、キャリア教育の充実〔教育庁義務教育課〕
- ◎ 未来を拓く！あきたの高校生学び推進事業〔教育庁高校教育課〕
- ◎ 社会教育関係団体への助成〔教育庁生涯学習課〕

関連事業紹介

○あきた女性の活躍推進事業（あきた女性の活躍推進会議の開催）



（令和2年10月12日開催）

施策の方向（２）女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 女性に対する暴力の根絶

（発生の防止）

性犯罪や性暴力をはじめとしたあらゆる暴力は、身体的な苦痛のみならず、生涯にわたって深い精神的ダメージを残すなど、被害者の人権を著しく侵害する行為であることから、関係機関相互の連携により、関係法令の周知や適正な運用を図り、発生の防止に努めます。

（被害者の支援）

関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等に対しての相談体制の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減とその健康回復を図るため、被害直後から総合的な支援を提供できる取組を進めることなどにより、再び平穏な生活を営むことができるよう「途切れることのない支援」を行います。

（メディアにおける暴力等の扱い）

女性や子どもを対象とした性・暴力表現を扱った出版物等については、男女共同参画社会の形成や青少年の健全育成のため、販売元等に自主的な取組を求めます。さらに、児童ポルノ等、低年齢者の人権を将来にわたって著しく侵害する有害情報がインターネットを介して氾濫するなど新しい問題も生じており、子どもの携帯電話やインターネット環境のフィルタリングの周知を徹底するなど、被害の防止に努めます。

関連事業

- ◎ 男女共同参画苦情調整会議の開催〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ パートナーに対する暴力防止対策事業〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ 防犯活動推進事業、犯罪被害者等支援事業〔県民生活課〕
- ◎ 女性に対する暴力相談への適切な対応〔警察本部少年女性安全課〕
- ◎ 性犯罪被害相談電話〔警察本部捜査第一課〕

② ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間における暴力は、家庭などの閉鎖された空間に潜在化しがちで、被害者が相手から逃げるなど自分の身を守るための正常な判断ができないほど気力を奪い、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があります。このため、DV防止キャンペーンなどで啓発を図り、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるとともに、関係機関との連携による相談体制を強化し、被害者に対する保護と自立を支援する取組を充実させます。

また、大学生や高校生など未婚の若年層においても、交際相手からの暴力が問題となることから、自分と相手を大切にす気持ちや交際相手との暴力を伴わないコミュニケーションの仕方等を高校の授業で扱うなど、性別に関わらず被害者にも加害者にもならない予防教育を充実させます。

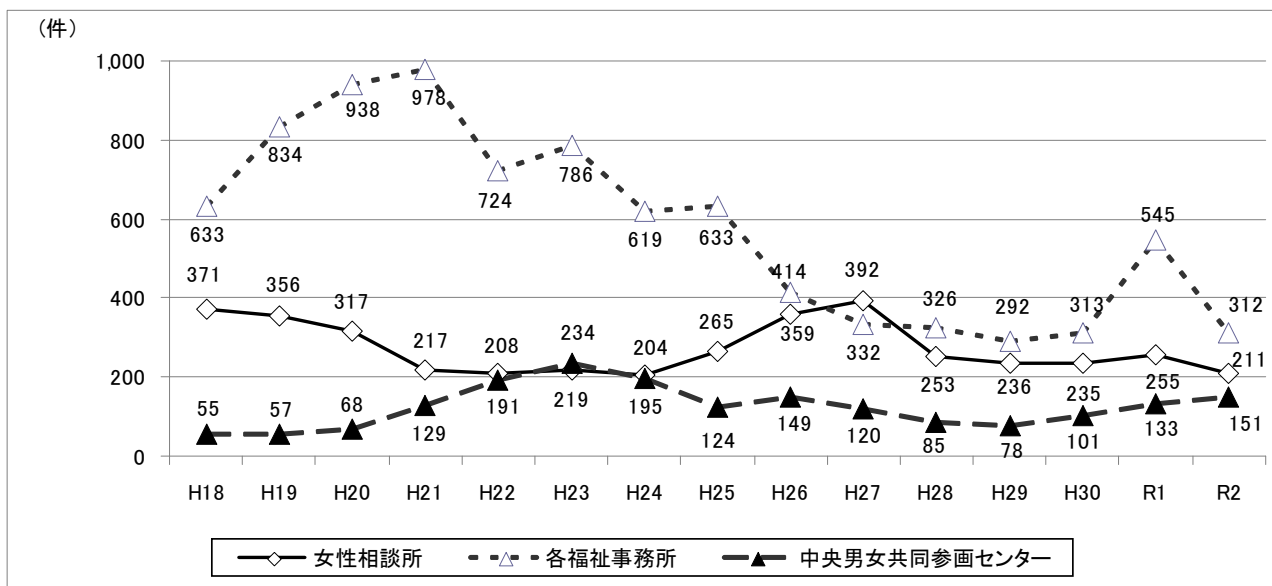
さらに、加害者対策の推進については、国や関係団体等の加害者更生プログラム等の取組について情報収集に努めながら、加害者からの相談体制のあり方を検討していきます。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
27	DV予防教育の実施校数（校）	42	28	66.7%

資料出所：県教育庁高校教育課調べ

■ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数

令和2年度に県内6カ所の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は674件で、前年度から259件減少しました。



注：・配偶者暴力相談支援センターは、女性相談所（秋田市）、北福祉事務所（大館市）、山本福祉事務所（能代市）、中央福祉事務所（潟上市）、南福祉事務所（横手市）、中央男女共同参画センター（秋田市）です。

資料出所：県女性相談所調べ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）について

平成13年に公布された法律で、配偶者（離婚後や事実婚の者のほか、生活の本拠を共にする交際相手を含む）からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の法律前文となっています。

関連事業

- ◎ 女性相談員の配置、電話相談員の配置、DV相談担当職員専門研修、市町村担当職員研修、一時保護委託事業、心理療法担当職員の配置、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業、パートナーに対する暴力防止対策事業、DV防止対策連絡協議会〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ 高校におけるデートDV予防関係の指導〔教育庁高校教育課〕

施策の方向（3）生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

① 生涯を通じた健康維持と増進

生涯を通じた健康増進対策の充実のため、心の悩みも含めて安心して相談できる体制づくりの推進、女性の健康を総合的に診ることができる性差医療の取組、性差に応じたがん検診の促進などに取り組みます。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
28	乳がん検診受診率（%）	48.4	R1 17.4	36.0%
29	子宮頸がん検診受診率（%）	46.3	R1 13.8	29.8%

注：目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、H31.3.29付けで変更しています。また、実績値算定のための対象年齢は、「乳がん検診受診率」については40～69歳、「子宮頸がん検診受診率」については20～69歳とし、対象者を「職域等で受診機会のある方を除いた推計人口」から「全住民」へ変更しています。受診率の判明時期は、対象年度の次年度末となるため、実績値はどちらも令和元年度の実績を記載しています。

資料出所：県健康づくり推進課調べ

関連事業

- ◎ 保健栄養対策事業、生活習慣病対策事業、「あきた健康宣言！」推進事業、がん検診受診率向上推進事業〔健康づくり推進課〕
- ◎ 健康管理体制の基盤整備〔保健・疾病対策課〕

② 発達段階に応じた学習機会の確保

性と生殖に関して、男女共に正確な知識を持ち、自ら判断して健康管理を行うことができ、また、自分自身を大切にし相手の心身の健康についても思いやりを持って行動できるよう、学校での性教育など、発達の段階に応じた学習機会の確保を推進します。

関連事業

- ◎ 性に関する指導事業〔教育庁保健体育課〕

③ 母性保護と母子保健の充実

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、周産期医療対策の推進や妊産婦・乳幼児に対する健康診査、保健指導の充実、不妊に悩む人への様々な支援など総合的な母子保健対策の推進に努めます。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
30	こころとからだの相談室相談者数（人）	135	300	222.2%

注：H31.4.1より「不妊とこころの相談センター」は、「こころとからだの相談室」に名称変更しています。

資料出所：県保健・疾病対策課調べ

関連事業

- ◎ 妊娠・出産への健康づくり支援事業〔保健・疾病対策課〕
- ◎ 総合周産期母子医療センター運営費補助事業、地域周産期母子医療センター運営費補助事業〔医務薬事課〕

④ 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が安心して暮らせるよう、男女の均等な機会と公正な待遇の確保や女性の就業継続・再就職支援に向けた取組とともに、ひとり親家庭等の親子が自立して安定した生活ができる環境づくりを進めます。

関連事業

- ◎ ひとり親等生活困窮者に対する家計改善支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金事業、子どものための自立支援資金貸付事業〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ キャリア応援事業、就業能力向上支援事業、勤労者等生活安定支援資金〔雇用労働政策課〕

⑤ 介護の環境・体制の整備と予防の推進

介護の環境・体制を整備して家庭での介護負担を軽減するとともに、高齢者にとって安心感のある社会の形成を目指します。

また、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するとともに、健康長寿に対する意識を広く県民に啓発し、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するための取組を進めます。

関連事業

- ◎ 地域支援事業交付金、高齢者総合相談・生活支援センター運営事業、地域でつなぐ認知症支援推進事業、老人福祉施設等環境整備事業〔長寿社会課〕

⑥ 高齢者の生活自立の維持・促進

介護の負担を軽減し、社会全体を活力あるものにするには、高齢者が自立して元気に生活を続けられることが理想です。

しかし、高齢者においては、死別等により一人暮らしとなった場合、男性は孤立したり身の回りの家事ができなくなり、他方、女性は家事以外の社会生活が難しくなるなど、日常生活に著しく困難をきたすケースが見受けられます。

高齢期においてもいきいきとした生活を続けるためには、地域における支え合いのもとで、男性も女性も家族や地域の一員として、それぞれができることについて力を出し合う関係を築いていく必要があり、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会づくりを目指します。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
31	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合（70歳以上）（％）	54.9	52.9	96.4%

資料出所：県総合政策課「県民意識調査」

関連事業

- ◎ バリアフリー広報啓発事業〔地域・家庭福祉課〕
- ◎ 高齢者元気アップ支援事業〔長寿社会課〕

⑦ 高齢者の活躍促進

高齢者が他の世代と共に、社会の重要な一員として活躍できるよう、その知識・経験等を活かした社会参加等を促進します。

関連事業

- ◎ 老人クラブ助成事業〔長寿社会課〕

関連事業紹介

- 子育て応援企業表彰事業（秋田県子ども・子育て支援知事表彰の実施）



(令和2年10月23日実施)

推進の柱 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

地域は、家庭と共に県民にとって最も身近な暮らしの場であり、地域の実情に応じた取組の推進は、男女共同参画社会の実現を図る上での重要な鍵となります。

そのため、県北・中央・県南の県内3か所に設置されている男女共同参画センターを拠点として、人材の育成や団体等の活動支援を行うとともに、地域内の連携を図るためのネットワークを強化し、県民が主体となって男女共同参画を推進することができる社会を目指します。

施策の方向（1）地域における団体や個人の実践活動への支援

① 男女共同参画の視点に立ったNPO活動等への支援

NPO法人・民間団体・企業・市町村等による地域活動において、地域の課題解決等にあたり男女共同参画の視点が活かされるよう支援します。

また、多様な主体がこうした視点を活かして「地域協働」を進めることにより、男女共同参画の取組が社会全体に波及していくことを目指します。

■ 秋田県のNPO法人の認証状況

令和2年度における県内の認証済みのNPO法人数は347法人であり、その活動分野は「保健、医療又は福祉の増進」、「まちづくりの推進」、「子どもの健全育成」、「NPOの団体運営・活動の助言・援助」、「社会教育の推進」が上位を占めています。

なお、「男女共同参画社会の形成の促進」を活動分野とするNPO法人は、61法人となっています。

	活動分野	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1	保健、医療又は福祉の増進	206	220	218	218	220	220	221	218
2	社会教育の推進	166	173	169	171	179	184	180	175
3	まちづくりの推進	181	195	191	198	209	215	211	211
4	観光の振興	12	15	21	27	36	45	50	52
5	農山漁村、中山間地域振興	15	20	23	26	33	38	43	46
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興	156	159	156	160	166	171	173	168
7	環境の保全	141	146	136	138	141	141	144	139
8	災害救援活動	41	43	43	44	44	46	48	47
9	地域安全活動	63	68	66	66	66	70	71	71
10	人権の援護又は平和の推進	52	55	54	54	55	59	60	60
11	国際協力	61	61	57	58	61	62	62	60
12	男女共同参画社会の形成の促進	52	55	54	56	56	60	64	61
13	子どもの健全育成	169	173	168	173	179	185	183	177
14	情報化社会の発展	60	61	61	60	62	66	67	66
15	科学技術の振興	36	37	35	36	36	36	37	34
16	経済活動の活性化	92	96	91	97	102	107	107	105
17	職業能力開発、雇用機会拡充	104	109	103	105	107	112	112	111
18	消費者保護	30	33	32	33	35	38	39	38
19	NPOの団体運営・活動の助言・援助	159	167	164	167	174	180	178	176
20	条例で定める活動（未制定）	—	—	—	—	—	—	—	—
	認証数	336	351	341	342	349	356	354	347

注：一つの法人が複数の分野の活動を行う場合があるため、活動分野の法人数の合計とは一致しません。

平成24年4月1日から特定非営利活動促進法が改正され、「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」、「条例で定める活動」の3分野の活動が追加されました。

資料出所：県地域づくり推進課調べ

関連事業

- ◎ 地域の女性リーダー育成事業、男女共同参画センター管理運営事業〔次世代・女性活躍支援課〕
- ◎ ゆとり生活創造センター管理運営費、協働の地域づくりサポート事業〔地域づくり推進課〕
- ◎ 子どもの未来応援地域力促進事業〔地域・家庭福祉課〕

② 国際的視野を持った活動への支援

男女共同参画の推進には、国際規範の遵守や海外の取組の評価など、世界の中における日本という意識を持った取組が必要であり、国際社会における男女共同参画の状況を踏まえ、国際的な視野を持った活動を支援します。

関連事業

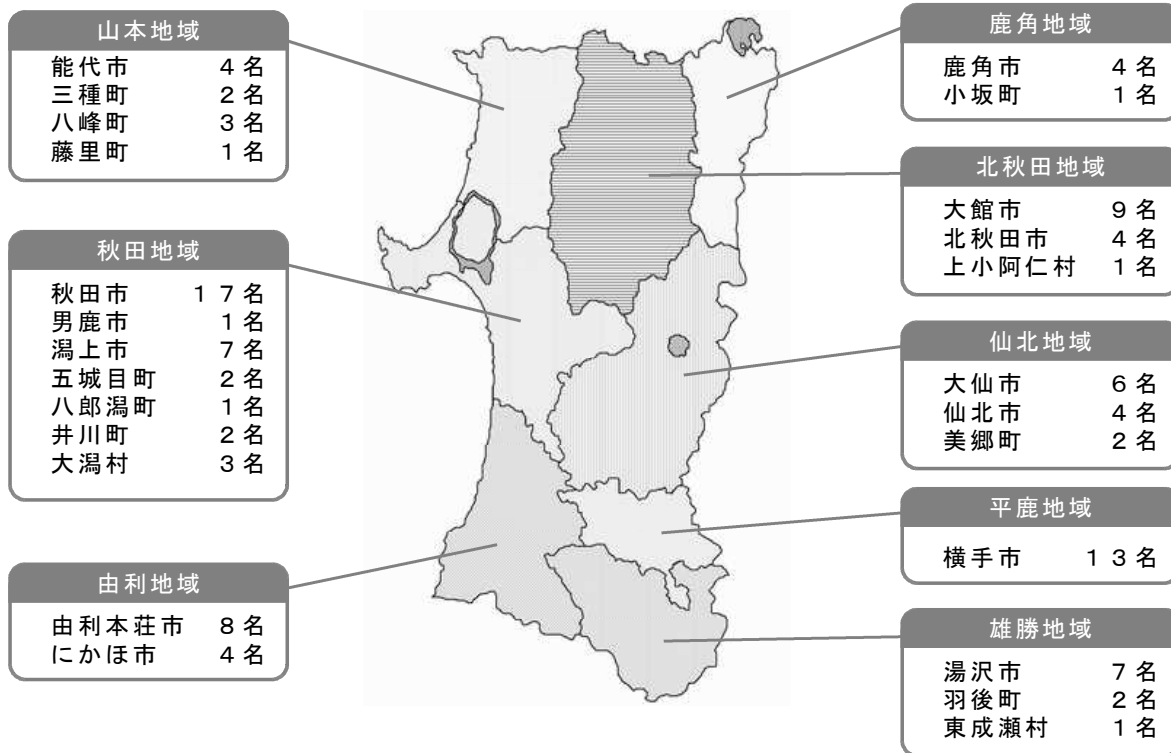
- ◎ 国際化推進事業、多文化共生対策事業〔国際課〕
- ◎ AKITA英語コミュニケーション能力強化事業、語学指導を行う外国青年の招致〔教育庁高校教育課〕

③ 地域において推進役となる人材の養成

あきたF・F推進員の資質の向上と全市町村への配置に取り組むとともに、地域の中での積極的な活用を図り、単に意識啓発だけでなく、県民それぞれの生活において、例えば、洗濯をする、買い物をする、また、町内会活動に参加するなどといった日常の行動様式のあり方自体を、実践的な男女共同参画スタイルに変えていく機運を高めていきます。

■ あきたF・F推進員

あきたF・F推進員は、地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度に登録制度を設け、養成課程を経て認定・登録した者のことで、令和3年3月31日現在で109名が活躍しています。



(単位：人)

各年度毎新規登録者数												R2年度末登録者数	
H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2
7	11	8	9	6	6	8	10	8	8	10	9	13	109

注：「F・F」とは、フィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取った造語で、仕事や家庭、社会へ男女が共同参画することを表しています。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 地域の女性リーダー育成事業、あきたF・F推進員の養成と活用、男女共同参画社会づくり表彰の実施〔次世代・女性活躍支援課〕

④ 地域活動における女性の活躍促進

地域の活力を向上させるため、地域で元気創出に取り組む女性団体等の活動を支援するとともに、地域で活躍している女性の事例紹介等を行い、地域活動における女性の活躍を促進します。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
32	地域課題解決のための協働実践件数（件）	48 ※累積件数	49	102.1%

注：目標値は、男女共同参画審議会からの答申を踏まえ、H31.3.29付けで変更しています。

資料出所：県地域づくり推進課調べ

関連事業

- ◎ 地域の女性リーダー育成事業、あきたF・F推進員の養成と活用、男女共同参画推進月間事業の実施、男女共同参画社会づくり表彰の実施〔次世代・女性活躍支援課〕

関連事業紹介

○あきた女性の活躍推進事業（秋田県女性の活躍推進企業表彰の実施）



（令和2年10月23日開催）

施策の方向（２）市町村への支援

① 市町村男女共同参画計画の策定の促進

地域に密接に関わる市町村が、男女共同参画社会の実現のための施策や方向性を明らかにし、地域住民と共に具体的に進めていくことは、地域における男女共同参画推進の大きな力となります。

このため、市町村男女共同参画計画の計画期間が終了する市町村において、確実に次期計画が策定されるよう支援するとともに、計画に基づく施策の推進に協力します。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
33	市町村男女共同参画計画策定率（％）	100	96.0	96.0%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 市町村男女共同参画計画策定の促進〔次世代・女性活躍支援課〕

② 市町村女性活躍推進計画の策定の促進

女性の職業生活における活躍を推進していくため、各市町村においても、地域の特性を踏まえて、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を策定するよう働きかけます。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
34	市町村女性活躍推進計画策定率（％）	100	84.0	84.0%

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

関連事業

- ◎ 市町村女性活躍推進計画策定の促進〔次世代・女性活躍支援課〕

③ 市町村の推進体制の充実

地域住民が男女共同参画に関する地域課題を相談できるよう、市町村における担当窓口を明確にするとともに、担当職員の研修等について支援します。

また、市町村によるあきたF・F推進員の積極的な活用を促し、地域レベルでの男女共同参画を推進します。

関連事業

- ◎ 市町村の推進状況の調査〔次世代・女性活躍支援課〕

施策の方向（3）男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの充実・強化

① 地域に根差した男女共同参画センターの確立

地域における男女共同参画推進の拠点として、地域の実情やニーズを踏まえた取組を展開することにより、幅広い年齢層の男女が利用しやすい地域に根差した男女共同参画センターを目指します。

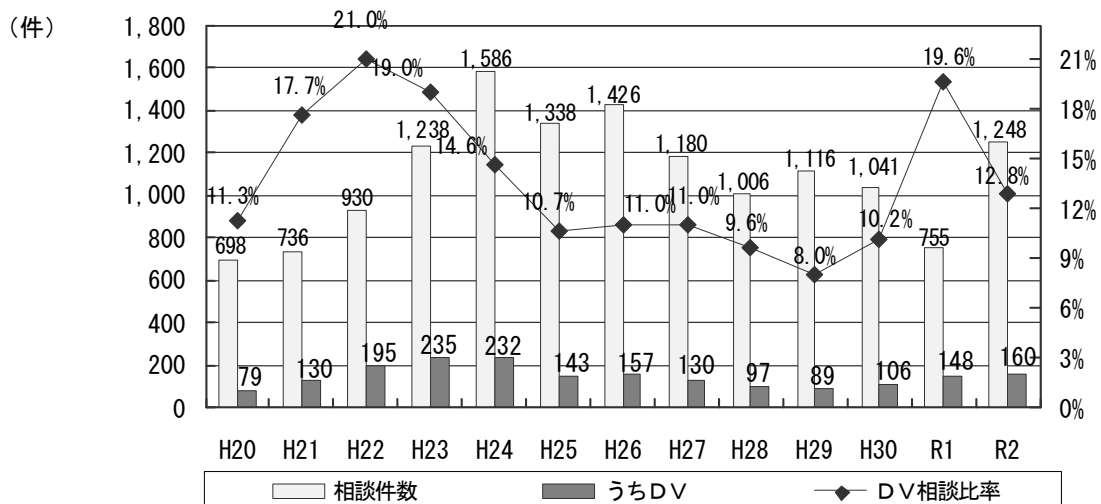
また、県民の性別に起因した生き方や差別、ドメスティック・バイオレンス（DV）などに関する様々な悩みに対しては、ハーモニー相談室（中央男女共同参画センター内）や苦情調整員制度、配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制により解決を図っていきます。

No	指標（施策目標）	R2目標値	R2実績値	達成率
35	男女共同参画センターの利用者の数（人）	85,800	49,987	58.3%

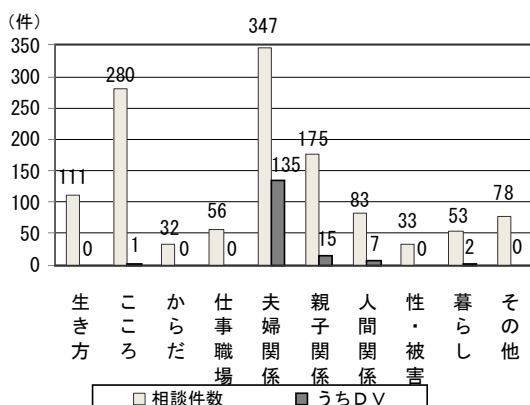
資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

■ ハーモニー相談室で受けた相談件数の推移とDV相談の比率

令和2年度の相談件数は、全体で1,248件あり、うちドメスティック・バイオレンス（DV）関連は160件（12.8%）でした。



（分野別相談件数）



相談を分野別に見ると、件数の多い順に「夫婦関係」、「こころ」、「親子関係」などとなっており、それぞれの分野以外の相談も多くなっています。

また、夫婦関係の相談347件のうち、DV関連の相談が135件となっています。

資料出所：県中央男女共同参画センター
ハーモニー相談室調べ

関連事業

◎ 男女共同参画センター管理運営事業、男女共同参画相談室（ハーモニー相談室）の運営〔次世代・女性活躍支援課〕

② 地域ネットワークの充実・強化

県内3か所の男女共同参画センターを核としてこれまで構築してきた地域ネットワークの強化を図り、あきたF・F推進員、各種団体、市町村等の連携により、地域における男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進します。

関連事業

- ◎ 地域の女性リーダー育成事業、あきたF・F推進員の養成と活用、男女共同参画センター管理運営事業〔次世代・女性活躍支援課〕

関連事業紹介

○女性活躍・定着促進企業応援事業（経営者等を対象とした意識啓発セミナーの開催）



（令和2年10月23日開催）

Ⅱ 市町村及び男女共同参画センターの状況

1 市町村の状況

(1) 市町村の男女共同参画推進体制について

県では、市町村における男女共同参画の取組を促進するため、その基本方針となる男女共同参画計画の策定を働きかけております。計画策定のほか、庁内推進体制や諮問機関、活動拠点などの整備、条例の制定及び男女共同参画都市宣言など、独自の体制づくりを進めている市町村もあります。

今後は、これらの体制や施設等を生かし、住民との協働による施策の推進が期待されます。

■ 市町村の男女共同参画推進体制状況一覧

(令和3年4月1日現在)

市町村名	① 条例 の 制定	② 定 画 計 画 共 同 策 参	③ 定 進 計 画 活 躍 策 推	④ の 員 登 用 目 標 性 委	⑤ 宣 画 に 関 共 同 参	⑥ 1 確 化 明 （※）	⑦ 議 （※ 2） （※）	⑧ 懇 談 機 関 、 諮 問 機 関 等	⑨ 施 た 画 設 め の 女 共 同 参 画 の 総 性 合
鹿角市		○	○	○			○	○	
小坂町		○	○	○					
大館市		○	○	○					
北秋田市		○	○	○					○
上小阿仁村		○	○				○	○	
能代市		○	○	○	○			○	○
藤里町		○	○	○					
三種町		○	○	○			○	○	
八峰町		○	○						
秋田市		○	○	○	○			○	
男鹿市		○	○	○	○				○
潟上市	○	○	○	○	○		○	○	○
五城目町		○							
八郎潟町		○	○						
井川町		○	○						
大潟村		○	○	○			○	○	○
由利本荘市	○	○	○	○	○			○	
にかほ市		○	○	○	○		○	○	
大仙市	○	○	○	○	○		○	○	
仙北市		○	○	○				○	○
美郷町		○						○	
横手市		○	○	○	○		○	○	
湯沢市	○	○	○	○			○	○	○
羽後町		○	○		○			○	
東成瀬村		○		○					
計	4	25	22	18	9	0	9	15	7

注：※1…「所管課の明確化」とは、「男女共同参画、女性等を名称に冠し、専ら男女共同参画に関する事務を所掌している課（室）であること」を意味します。

※2…「庁内連絡会議」とは、「国の『男女共同参画推進本部』に相当する庁内の連絡会議」を意味します。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

① 男女共同参画に関する条例の制定

県内の市町村で、男女共同参画に関する条例を制定しているのは、潟上市、由利本荘市、大仙市及び湯沢市の4市となっています。

(令和3年4月1日現在)

市町村名	条例名称	公布日	施行日
潟上市	潟上市男女共同参画推進条例	平成18年 3月28日	平成18年 3月 28日
由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進条例	平成21年 4月 1日	平成21年 4月 1日
大仙市	大仙市男女共同参画推進条例	平成20年 9月24日	平成20年10月 1日
湯沢市	湯沢市男女共同参画推進条例	平成25年 3月21日	平成25年 4月 1日
計	4市		

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

② 男女共同参画・女性活躍推進に関する計画の策定

県内の市町村で、男女共同参画社会基本法に基づき、市町村男女共同参画計画を策定しているのは、25市町村となっています。

そのうち、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を市町村男女共同参画計画と一体で策定しているのは、22市町村となっています。

(令和3年4月1日現在)

市町村名	計画名称	策定年月	計画期間	女性活躍推進法に基づく市町村推進計画との関係
鹿角市	第4次鹿角市男女共同参画計画	令和3年 3月	令和3年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
小坂町	第2次小坂町男女共同参画推進計画	平成29年 3月	平成29年度 ~ 令和3年度	左記計画との一体型
大館市	第3次大館市男女共同参画社会推進計画	令和3年 4月	令和3年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
北秋田市	第3次北秋田市男女共同参画計画	令和3年 3月	令和3年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
上小阿仁村	上小阿仁村男女共同参画計画	令和2年 3月	令和2年度 ~ 令和6年度	左記計画との一体型
能代市	第2次能代市男女共同参画計画	平成30年 4月	平成30年度 ~ 令和9年度	左記計画との一体型
藤里町	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	平成28年 3月	平成28年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
三種町	第3次三種町男女共同参画計画	平成29年 3月	平成29年度 ~ 令和3年度	左記計画との一体型
八峰町	八峰町男女共同参画基本計画	平成29年 3月	平成29年度 ~ 令和3年度	左記計画との一体型
秋田市	第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画	平成30年 3月	平成30年度 ~ 令和4年度	左記計画との一体型
男鹿市	第4次男鹿市男女共同参画計画	令和3年 1月	令和3年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
潟上市	第4次潟上市男女共同参画推進計画	令和3年 3月	令和3年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
五城目町	五城目町男女共同参画計画	平成31年 3月	平成31年度 ~ 令和5年度	
八郎潟町	八郎潟町男女共同参画計画	平成29年 4月	平成29年度 ~ 令和3年度	左記計画との一体型
井川町	第3次井川町男女共同参画計画	令和2年 3月	令和2年度 ~ 令和4年度	左記計画との一体型
大潟村	第4次大潟村男女共同参画社会行動計画	令和2年 4月	令和2年度 ~ 令和6年度	左記計画との一体型
由利本荘市	第4次由利本荘市男女共同参画計画	令和3年 3月	令和3年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
にかほ市	第3次にかほ市男女共同参画計画	平成29年 3月	平成29年度 ~ 令和3年度	左記計画との一体型
大仙市	第3次大仙市男女共同参画プラン	令和2年 3月	令和2年度 ~ 令和6年度	左記計画との一体型
仙北市	第3次仙北市男女共同参画計画	平成29年 4月	平成29年度 ~ 令和3年度	左記計画との一体型
美郷町	第2次美郷町男女共同参画みさと計画	平成27年 3月	平成27年度 ~ 令和3年度	
横手市	横手市男女共同参画行動計画 (第4次計画)	令和3年 3月	令和3年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
湯沢市	湯沢市第4次男女共同参画計画	令和3年 3月	令和3年度 ~ 令和7年度	左記計画との一体型
羽後町	羽後町男女共同参画社会行動計画 第4次計画	平成31年 3月	平成31年度 ~ 令和5年度	左記計画との一体型
東成瀬村	東成瀬村男女共同参画計画	平成26年 3月	平成26年度 ~ 令和5年度	
計	25市町村			

注：計画名称の副題は省略しています。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

③ 審議会等への女性委員の登用目標の設定

審議会等への女性の参画を促進するため、18市町村（13市3町2村）が、女性委員の登用について数値目標を設定しています。

（令和3年4月1日現在）

市町村名	目標年度	目標値	実績値
鹿角市	R7年度	40.0%	31.3%
小坂町	R3年度	30.0%	18.5%
大館市	R4年度	30.0%	26.6%
北秋田市	R7年度	28.7%	27.2%
能代市	R4年度	42.5%	44.8%
藤里町	R7年度	40.0%	21.9%
三種町	R7年度	30.0%	21.7%
秋田市	R4年度	50.0%	30.2%
男鹿市	R7年度	40.0%	26.5%
潟上市	R6年度	40.0%	29.1%
大潟村	R6年度	35.0%	24.7%
由利本荘市	R7年度	30.0%	25.0%
にかほ市	R3年度	50.0%	38.3%
大仙市	R6年度	35.0%	33.1%
仙北市	R7年度	30.0%	23.4%
横手市	R7年度	40.0%	25.8%
湯沢市	R3年度	40.0%	43.8%
東成瀬村	R5年度	40.0%	20.5%
計	18市町村		

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

④ 男女共同参画に関する宣言の状況

能代市、男鹿市、潟上市、大仙市及び横手市は、内閣府男女共同参画局が実施していた「男女共同参画宣言都市奨励事業」により、男女共同参画都市を宣言しました。

また、国の事業とは別に、秋田市は独自に「秋田市男女共生推進都市宣言」を、由利本荘市は「由利本荘市男女共同参画宣言」を、にかほ市は「にかほ市男女共同参画都市宣言」を、羽後町は「羽後町女性議会宣言」を行っています。

（令和3年4月1日現在）

市町村名	宣言名称	宣言年月日
能代市	能代市男女共同参画都市宣言	平成22年 11月 3日
秋田市	秋田市男女共生推進都市宣言	平成27年 10月 31日
男鹿市	男鹿市男女共同参画都市宣言	平成24年 3月 20日
潟上市	男女共同参画かたがみ宣言	平成18年 6月 23日
由利本荘市	由利本荘市男女共同参画宣言	平成21年 4月 1日
にかほ市	にかほ市男女共同参画都市宣言	平成23年 6月 1日
大仙市	大仙市男女共同参画都市宣言	平成19年 11月 17日
横手市	横手市男女共同参画都市宣言	平成20年 10月 4日
羽後町	羽後町女性議会宣言	平成13年 9月 30日
計	9市町	

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

⑤ 所管課の明確化

「男女共同参画」、「女性」等を名称に冠し、専ら男女共同参画に関する事務を所掌している課（室）を設置しているのは、大仙市のみでしたが、令和3年度の組織改正で廃止となりました。

⑥ 庁内連絡会議と諮問機関・懇談会等の設置

国では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部を設置しています。県内市町村でこれに相当する庁内連絡会議を設置しているのは、9市町村（6市1町2村）です。

また、男女共同参画に関する重要事項を調査審議するための諮問機関、懇談会等（国の旧「男女共同参画審議会」に相当）を設置している市町村は、15市町村（10市3町2村）です。

（令和3年4月1日現在）

市町村名	庁内連絡会議	諮問機関・懇談会等
鹿角市	鹿角市男女共同参画推進庁内会議	鹿角市男女共同参画推進会議
小坂町		
大館市		
北秋田市		
上小阿仁村	上小阿仁村男女共同参画推進本部	上小阿仁村男女共同参画計画推進委員会
能代市		能代市男女共同参画推進委員会
藤里町		
三種町	三種町男女共同参画連絡調整会議	三種町男女共同参画審議会
八峰町		
秋田市		秋田市男女共生推進会議
男鹿市		
潟上市	潟上市男女共同参画推進本部	潟上市男女共同参画推進審議会
五城目町		
八郎潟町		
井川町		
大潟村	第4次大潟村男女共同参画社会行動計画庁内検討会	大潟村男女共同参画推進委員会
由利本荘市		由利本荘市男女共同参画推進協議会
にかほ市	にかほ市男女共同参画推進本部	にかほ市男女共同参画懇話会
大仙市	男女共同参画庁内推進会議	大仙市男女共同参画審議会
仙北市		仙北市男女共同参画推進委員会
美郷町		美郷町男女共同参画住民懇話会
横手市	横手市男女共同参画推進委員会	横手市男女共同参画推進協議会
湯沢市	湯沢市男女共同参画及び若者女性活躍推進委員会	湯沢市男女共同参画推進協議会
羽後町		羽後町男女共同参画社会推進委員会
東成瀬村		
計	9市町村	15市町村

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

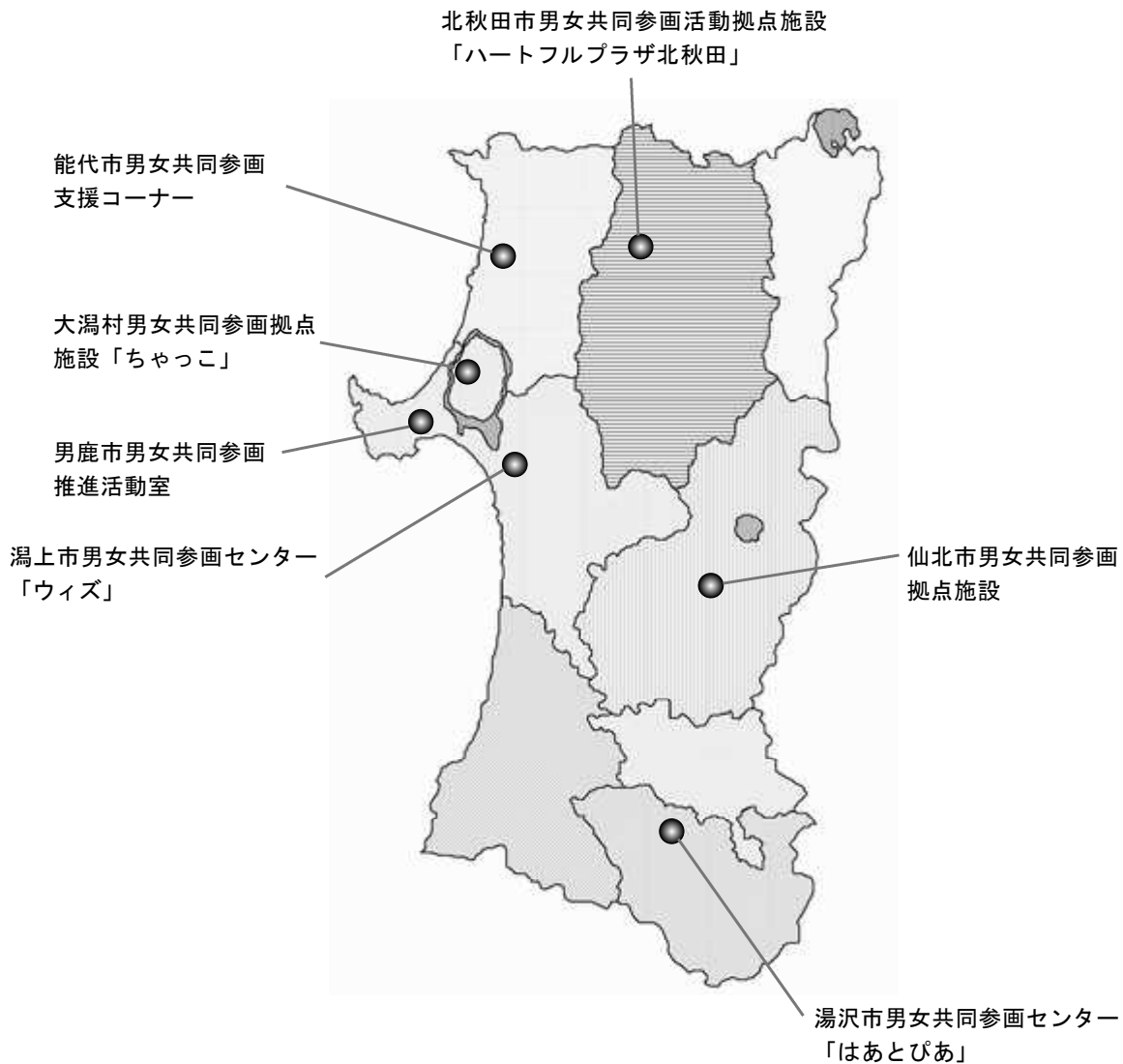
⑦ 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

男女共同参画や女性のための諸活動を総合的に行う施設が、7市村(6市1村)に設置されています。これは、平成16・17年度に県が実施した「男女共同参画活動拠点拡充事業」において、男女共同参画推進のための活動拠点整備を各市町村に働きかけ、支援したことにより設置されたものです。

(令和3年4月1日現在)

市町村名	施設名称
北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設
能代市	能代市男女共同参画支援コーナー
男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室
潟上市	潟上市男女共同参画センター
大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設
仙北市	仙北市男女共同参画拠点施設
湯沢市	湯沢市男女共同参画センター
計	7市村(施設)

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ



■ 施設の概要

市町村名	北秋田市	能代市	男鹿市	潟上市
拠点施設名	男女共同参画活動拠点施設「ハートフルプラザ北秋田」	男女共同参画支援コーナー	男女共同参画推進活動室	潟上市男女共同参画センター「ウィズ」
住 所	北秋田市材木町2-2	能代市追分町4-26	男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	潟上市昭和久保字元木田152
入 居 建 物	北秋田市交流センター	能代市勤労青少年ホーム	船川北公民館	潟上市男女共同参画センター「ウィズ」
整備面積	51.50㎡	10.69㎡	147.90㎡	86.10㎡
開設年月日	平成18年4月1日	平成16年11月1日	平成17年2月1日	平成18年3月28日
開館時間	8:30～22:00	9:00～18:00	9:00～16:00	9:00～21:30
休 館 日	年末年始	日曜日、祝日、年末年始	年末年始	第2月曜日、年末年始
提供機能	テーブル・椅子、TV、DVD、図書	テーブル・椅子、コピー機、関連図書・DVD	テーブル・椅子、図書	テーブル・椅子、託児、TV、図書
管 理 組 織	北秋田市文化会館職員	NPO法人ミライ10	船川北公民館職員	潟上市企画政策課（職員常駐なし。鍵は昭和出張所で保管・管理）

市町村名	大潟村	仙北市	湯沢市
拠点施設名	男女共同参画活動拠点施設「ちゃっこ」	男女共同参画拠点施設	男女共同参画センター「はあとびあ」
住 所	南秋田郡大潟村字中央1-21	仙北市角館町中菅沢77-30	湯沢市柳町2-1-39
入 居 建 物	大潟村公民館	仙北市角館交流センター	湯沢市男女共同参画センター「はあとびあ」
整備面積	68.00㎡	76.70㎡	563.28㎡
開設年月日	平成18年3月1日	平成18年3月31日	平成18年4月1日
開館時間	9:00～22:00	9:00～22:00 (月曜は17:00まで) ※11月～3月は 9:00～21:00	(月～金) 13:00～21:00 (土・日) 13:00～18:00
休 館 日	月曜日、1月1日～5日、12月31日	第2月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12/29～1/3)	年末年始、8月13～15日
提供機能	情報検索、事務機器、テーブル・椅子	事務機器、テーブル・椅子	情報検索、事務機器、テーブル・椅子、印刷機・コピー機、AV資料、図書
管 理 組 織	公民館職員4名	仙北市角館交流センター職員	はあとびあ連絡協議会(施設管理人4名)

(2) 市町村の男女共同参画の推進状況について

① 市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画状況

地方公共団体の審議会や委員会等は、地方自治法に基づいて設置されています。

このうち、「第202条の3に基づく審議会等」には、法律や条例等に基づき、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う附属機関が該当します。(例：男女共同参画審議会)

これに対し、「第180条の5に基づく委員会等」には、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会(又は公平委員会)など、普通地方公共団体に置くことを義務づけられている委員会が該当します。

「第202条の3に基づく審議会等」への女性委員の参画率は、市町村全体で24.7%、市部で26.7%、町村部で18.2%となっており、割合が30%を超えているのは3市となっています。

「第180条の5に基づく委員会等」への女性委員の参画率は、市町村全体で16.2%、市部で16.6%、町村部で15.6%となっており、割合が30%を超えている市町村は1市となっています。

(令和3年4月1日現在)

市町村名	地方自治法第202条の3に基づく審議会等			地方自治法第180条の5に基づく委員会等		
	委員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	委員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	217	53	24.4	27	5	18.5
大館市	512	140	27.3	36	8	22.2
北秋田市	337	75	22.3	52	4	7.7
能代市	487	170	34.9	32	6	18.8
秋田市	750	169	22.5	40	7	17.5
男鹿市	220	46	20.9	32	5	15.6
潟上市	468	140	29.9	31	5	16.1
由利本荘市	627	160	25.5	38	6	15.8
にかほ市	200	67	33.5	26	8	30.8
大仙市	517	144	27.9	38	3	7.9
仙北市	296	72	24.3	31	3	9.7
横手市	538	128	23.8	41	8	19.5
湯沢市	346	106	30.6	34	8	23.5
市部	5,515	1,470	26.7	458	76	16.6
小坂町	166	32	19.3	23	3	13.0
上小阿仁村	181	22	12.2	19	2	10.5
藤里町	131	30	22.9	20	3	15.0
三種町	188	42	22.3	36	5	13.9
八峰町	87	12	13.8	27	6	22.2
五城目町	155	19	12.3	26	5	19.2
八郎潟町	118	30	25.4	26	4	15.4
井川町	54	13	24.1	23	4	17.4
大潟村	137	28	20.4	27	5	18.5
美郷町	150	16	10.7	30	4	13.3
羽後町	169	38	22.5	36	4	11.1
東成瀬村	121	19	15.7	21	4	19.0
町村部	1,657	301	18.2	314	49	15.6
計	7,172	1,771	24.7	772	125	16.2

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

② 市町村議会における女性議員の状況

県内の市町村議会における女性議員の割合は、市町村全体で8.7%、市部で8.7%、町村部で8.7%となっており、秋田県議会の女性議員の割合11.6%と比べて低い割合となっています。また、女性議員が1人もいない市町村は2市2町1村となっています。

(令和3年4月1日現在)

市 町 村 名	議員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿 角 市	18	0	0.0
大 館 市	26	2	7.7
北 秋 田 市	19	4	21.1
能 代 市	19	3	15.8
秋 田 市	35	5	14.3
男 鹿 市	18	1	5.6
潟 上 市	16	1	6.3
由 利 本 荘 市	24	2	8.3
に か ほ 市	18	1	5.6
大 仙 市	25	2	8.0
仙 北 市	17	1	5.9
横 手 市	24	2	8.3
湯 沢 市	16	0	0.0
市 部	275	24	8.7
小 坂 町	12	1	8.3
上 小 阿 仁 村	8	1	12.5
藤 里 町	10	0	0.0
三 種 町	15	1	6.7
八 峰 町	12	2	16.7
五 城 目 町	14	3	21.4
八 郎 潟 町	12	1	8.3
井 川 町	12	1	8.3
大 潟 村	12	2	16.7
美 郷 町	16	1	6.3
羽 後 町	16	0	0.0
東 成 瀬 村	10	0	0.0
町 村 部	149	13	8.7
計	424	37	8.7

<参考> 県議会における女性議員の状況

(令和3年11月1日現在)

	議員総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
秋 田 県 議 会	43	5	11.6

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

③ 市町村における管理職に占める女性の割合

市町村における管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、市町村全体で17.9%、市部で18.9%、町村部で9.5%となっています。

このうち、一般行政職における管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、市町村全体で15.6%、市部で16.5%、町村部で9.2%となっています。

(令和3年4月1日現在)

市町村名	管理職全体			うち一般行政職		
	職員数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	職員数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	48	12	25.0	42	10	23.8
大館市	74	13	17.6	50	7	14.0
北秋田市	48	5	10.4	36	3	8.3
能代市	55	5	9.1	47	3	6.4
秋田市	219	36	16.4	189	29	15.3
男鹿市	41	7	17.1	22	3	13.6
潟上市	34	7	20.6	27	3	11.1
由利本荘市	115	12	10.4	95	11	11.6
にかほ市	47	9	19.1	36	8	22.2
大仙市	160	52	32.5	149	43	28.9
仙北市	48	5	10.4	45	5	11.1
横手市	148	36	24.3	82	12	14.6
湯沢市	45	6	13.3	45	6	13.3
市部	1,082	205	18.9	865	143	16.5
小坂町	6	0	0.0	6	0	0.0
上小阿仁村	6	0	0.0	6	0	0.0
藤里町	8	0	0.0	8	0	0.0
三種町	16	3	18.8	15	3	20.0
八峰町	19	2	10.5	19	2	10.5
五城目町	17	1	5.9	16	1	6.3
八郎潟町	10	0	0.0	10	0	0.0
井川町	5	0	0.0	5	0	0.0
大潟村	4	0	0.0	4	0	0.0
美郷町	19	4	21.1	19	4	21.1
羽後町	19	3	15.8	14	2	14.3
東成瀬村	8	0	0.0	8	0	0.0
町村部	137	13	9.5	130	12	9.2
計	1,219	218	17.9	995	155	15.6

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

④ 市町村職員の採用状況

令和3年度の市町村職員の採用者に占める女性の割合は、市町村全体で50.3%、市部で49.8%、町村部で53.8%となっています。

また、職種の内訳では、市町村全体で一般行政職が45.1%、専門職が59.1%となっています。

(令和3年4月1日現在)

市町村名	合 計			一般行政職			専門職		
	採用数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	採用数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	採用数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	10	6	60.0	9	5	55.6	1	1	100.0
大館市	53	27	50.9	14	3	21.4	39	24	61.5
北秋田市	13	7	53.8	11	6	54.5	2	1	50.0
能代市	15	7	46.7	10	3	30.0	5	4	80.0
秋田市	93	47	50.5	68	32	47.1	25	15	60.0
男鹿市	10	7	70.0	5	4	80.0	5	3	60.0
潟上市	9	5	55.6	7	3	42.9	2	2	100.0
由利本荘市	25	11	44.0	18	8	44.4	7	3	42.9
にかほ市	12	6	50.0	8	5	62.5	4	1	25.0
大仙市	23	10	43.5	22	9	40.9	1	1	100.0
仙北市	20	9	45.0	7	4	57.1	13	5	38.5
横手市	42	22	52.4	20	11	55.0	22	11	50.0
湯沢市	8	2	25.0	7	1	14.3	1	1	100.0
市 部	333	166	49.8	206	94	45.6	127	72	56.7
小坂町	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	—
上小阿仁村	1	1	100.0	1	1	100.0	0	0	—
藤里町	4	2	50.0	3	1	33.3	1	1	100.0
三種町	3	1	33.3	3	1	33.3	0	0	—
八峰町	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	—
五城目町	6	4	66.7	6	4	66.7	0	0	—
八郎潟町	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	—
井川町	5	3	60.0	1	0	0.0	4	3	75.0
大潟村	4	3	75.0	3	2	66.7	1	1	100.0
美郷町	6	3	50.0	6	3	50.0	0	0	—
羽後町	5	4	80.0	1	0	0.0	4	4	100.0
東成瀬村	0	0	—	0	0	—	0	0	—
町村部	39	21	53.8	29	12	41.4	10	9	90.0
計	372	187	50.3	235	106	45.1	137	81	59.1

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

⑤ 法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合

法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合は、民生・児童委員で54.9%、人権擁護委員で53.0%、行政相談委員で34.6%、社会教育委員で37.3%となっています。

(令和3年4月1日現在)

市町村名	民生・児童委員			人権擁護委員			行政相談委員			社会教育委員		
	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	121	72	59.5	9	5	55.6	3	2	66.7	10	5	50.0
小坂町	33	21	63.6	4	3	75.0	1	0	0.0	10	5	50.0
大館市	275	172	62.5	18	7	38.9	4	1	25.0	10	4	40.0
北秋田市	134	74	55.2	13	7	53.8	4	3	75.0	10	3	30.0
上小阿仁村	14	8	57.1	2	0	0.0	1	0	0.0	10	2	20.0
能代市	176	97	55.1	14	8	57.1	3	2	66.7	10	3	30.0
藤里町	18	10	55.6	3	2	66.7	1	1	100.0	8	3	37.5
三種町	75	47	62.7	9	2	22.2	3	0	0.0	14	3	21.4
八峰町	38	30	78.9	6	3	50.0	2	1	50.0	8	2	25.0
秋田市	674	384	57.0	19	12	63.2	8	5	62.5	10	4	40.0
男鹿市	129	81	62.8	10	6	60.0	3	1	33.3	7	3	42.9
潟上市	78	60	76.9	9	4	44.4	3	1	33.3	8	3	37.5
五城目町	51	28	54.9	5	3	60.0	1	0	0.0	6	2	33.3
八郎潟町	20	13	65.0	4	2	50.0	1	1	100.0	6	2	33.3
井川町	16	14	87.5	4	2	50.0	0	0		7	4	57.1
大潟村	8	3	37.5	3	1	33.3	1	1	100.0	7	3	42.9
由利本荘市	277	146	52.7	22	11	50.0	9	3	33.3	20	6	30.0
にかほ市	82	52	63.4	8	6	75.0	2	1	50.0	10	4	40.0
大仙市	267	131	49.1	24	12	50.0	9	1	11.1	17	7	41.2
仙北市	98	53	54.1	8	4	50.0	3	0	0.0	15	5	33.3
美郷町	65	16	24.6	7	3	42.9	2	1	50.0	7	3	42.9
横手市	315	154	48.9	28	16	57.1	9	2	22.2	21	9	42.9
湯沢市	198	90	45.5	13	9	69.2	5	0	0.0	8	3	37.5
羽後町	90	27	30.0	5	3	60.0	2	1	50.0	7	4	57.1
東成瀬村	17	12	70.6	2	1	50.0	1	0	0.0	9	3	33.3
計	3,269	1,795	54.9	249	132	53.0	81	28	34.6	255	95	37.3

資料出所：民生・児童委員（県地域・家庭福祉課調べ）、人権擁護委員（秋田地方法務局人権擁護課調べ）、行政相談委員（秋田行政監視行政相談センター調べ）、社会教育委員（県教育庁生涯学習課調べ）

2 男女共同参画センターの状況

(1) 設置の目的

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するため、男女共同参画センターを設置しています。

(2) 各センターの概要

(令和3年4月1日現在)

	北部男女共同参画センター	中央男女共同参画センター	南部男女共同参画センター
設置年月日	平成14年7月30日	平成13年4月1日	平成14年7月30日
所在地	〒017-0842 大館市字馬喰町48-1	〒010-0001 秋田市中通2-3-8	〒013-0046 横手市神明町1-9
電話番号	0186-49-8552	018-836-7853	0182-33-7018
FAX番号	0186-49-8589	018-836-7854	0182-33-7038
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県北エスピーオー支援センター 理事長 浅利 博樹	NPO法人 いきいきFネット秋田 理事長 佐藤 加代子	特定非営利活動法人 秋田県南NPOセンター 理事長 飼田 一之
指定管理者の指定日	令和3年1月12日	平成31年1月11日	令和3年1月12日
指定管理に関する協定締結日	令和3年3月11日	平成31年3月11日	令和3年3月11日
指定管理期間	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
センター長名	松坂 憲男	佐々木 美奈子	井上 博子
面積 (うち研修室)	368.05㎡ (59.08㎡)	677.39㎡ (155.10㎡)	338.95㎡ (50.46㎡)
施設概要	情報交流室(貸出用図書・ビデオ、パソコン) グループ活動室(コピー機、印刷機) 交流サロン 研修室 子どもサロン(託児室) 事務室 〔中央センターは相談室を設置〕		
開館時間	平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後5時(休館日：12月29日～1月3日) <※北部、南部は毎週木曜日休館>		
研修室使用料	9～12時 390円(1,170円) 13～17時 520円(1,560円) 17時以降 1時間 110円(310円)	9～12時 2,370円(7,140円) 13～17時 3,160円(9,520円) 17時以降 1時間 790円(2,380円)	9～12時 390円(1,170円) 13～17時 520円(1,560円) 17時以降 1時間 110円(310円)
令和2年度実績			
利用者数	12,814人	27,974人	9,199人
登録団体	126団体	130団体	88団体
主な事業	①男女共同参画社会づくり 基礎講座 ②女性のチャレンジ支援に関する事業 ③地域で活躍する人材を育成するための事業 ほか	①男女共同参画社会づくり 基礎講座 ②地域で活躍する人材を育成するための事業 ほか	①男女共同参画社会づくり 基礎講座 ②女性のチャレンジ支援に関する事業 ③地域で活躍する人材を育成するための事業 ほか
相談事業		①一般相談(電話相談・面接相談) ②法律相談	

注：研修室使用料は、「男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動のための使用である場合」の料金です。

()内は「その他の場合」の料金です。

関連事業紹介

○地域の女性リーダー育成事業（地域の女性リーダー養成塾の開催）



（令和2年12月14日開催）

Ⅲ 資 料

(1) 秋田県男女共同参画推進条例

秋田県男女共同参画推進条例のあらまし

基本原理・目的

○人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。

前文

○男女共同参画を総合的・計画的に推進
第1条

○性別による人権侵害の禁止
第3章

基本指針

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度・慣行の中立化
- 3 政策立案・決定過程への共同参画
- 4 家庭生活の相互協力等
- 5 生涯を通じての健康な生活
- 6 国際協調
- 7 連携協力

第3条

県の責務

○男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的に策定・実施

第4条

事業者の努力義務

○基本指針の尊重
○職場環境整備への積極的取組
○県の施策への協力

第5条

県民の努力義務

○基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与

第6条

基本的施策

- 1 基本計画の策定
- 2 市町村への協力と県民等への支援
- 3 施策全般の策定等に当たっての男女共同参画が推進されるような配慮
- 4 男女間の暴力の防止
- 5 教育や広報等による啓発
- 6 男女共同参画推進月間
- 7 調査研究・年次報告

第2章

推進体制

○苦情処理体制

第4章

○男女共同参画審議会

第5章

■秋田県男女共同参画推進条例

(平成十四年三月二十九日秋田県条例第十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本的施策（第七条—第十五条）

第三章 性別による人権侵害の禁止（第十六条）

第四章 苦情の処理（第十七条・第十八条）

第五章 秋田県男女共同参画審議会（第十九条—第二十三条）

附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。

二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を

尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第七条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第十一条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第十三条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年六月とする。

(調査研究等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第十六条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

第四章 苦情の処理

(苦情の処理)

第十七条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第十八条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第五章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第十九条 第七条第三項及び第十八条第二項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十一条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十二條 審議會は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議會は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第二十三條 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第七条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「交通安全対策会議の委員及び専門委員」を

「交通安全対策会議の委員及び専門委員

男女共同参画審議会の委員」

(2) 秋田県男女共同参画審議会

秋田県男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和2年12月20日～令和4年12月19日
 (一部の委員を除く)

(五十音順)

氏 名	所 属 等
えんどう かずひこ 遠藤 和彦	一般社団法人秋田県医師会
かねこ はるお 金子 治生	秋田県商工会連合会
きやま みさこ 木山 美佐子	宝川みさこ餅会
こだま ゆき紀 小玉 由紀	子育てカフェ・にこリーフ
たかはし ひろみつ 高橋 寛光	あきたパパ絵本チームパパコラボ
たけした かおり 竹下 香織	オルウィーヴ合同会社
たけだ かつみ 竹田 勝美	たんぽぽ中央法律事務所
はせべ まさなお 長谷部 正直	秋田県人権擁護委員連合会
まつざか としえつ 松坂 敏悦	公募委員 (大館市下川沿地区町内会連絡協議会)
やまな ゆうこ 山名 裕子	国立大学法人秋田大学教育文化学部

(3) 苦情処理について

県では、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等で被害を受けた県民等の苦情や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に対する苦情について、苦情処理の制度を設けて、男女共同参画の推進を支えています。（秋田県男女共同参画推進条例第17条、第18条）

① 男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けた場合（条例第17条）

■ 目的

- DVやセクシュアル・ハラスメント等に代表される男女共同参画の推進を阻害する行為による人権被害は、法的手段に訴えるにはまだ抵抗感が強いなど表面に現れにくい状況にある。
- こうした男女共同参画に関する人権被害を救済するとともに、相談事業と法的手段との中間的な役割を担う制度により、苦情を訴えたり、相手方に改善を求めることの抵抗感を少なくし、人権被害の拡大を防止する。

■ 苦情処理体制

- 受付機関：次世代・女性活躍支援課、中央男女共同参画センター相談室
- 処理機関：男女共同参画苦情調整員（弁護士2名、医師1名）
苦情調整員は関係機関と協力し、合議により県民等からの苦情の調整に当たる。また、申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができる。

■ これまでの申出件数

- 平成15年度に1件（職場におけるセクシュアル・ハラスメントの事案）

② 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に苦情がある場合（条例第18条）

■ 目的

- 県の施策が男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる場合の苦情について、被害の有無を問わず、県の施策を改善する措置が速やかに講じられるようにする。

例：乳幼児を連れた住民のために公園内のトイレにベビーベッドが設置されているが、女子トイレの中にあるため、乳幼児を連れた男性が利用することができない。
⇒育児は女性がするものという固定観念に立ち、子どもを遊ばせに来る男性に配慮していないと受け取られているための苦情かもしれません。（近年は、ベビーベッドが男女共有トイレ等に設置されている例も増えています。）

内閣府「男女共同参画関係施策の苦情処理・相談関係資料」（平成30年度）から

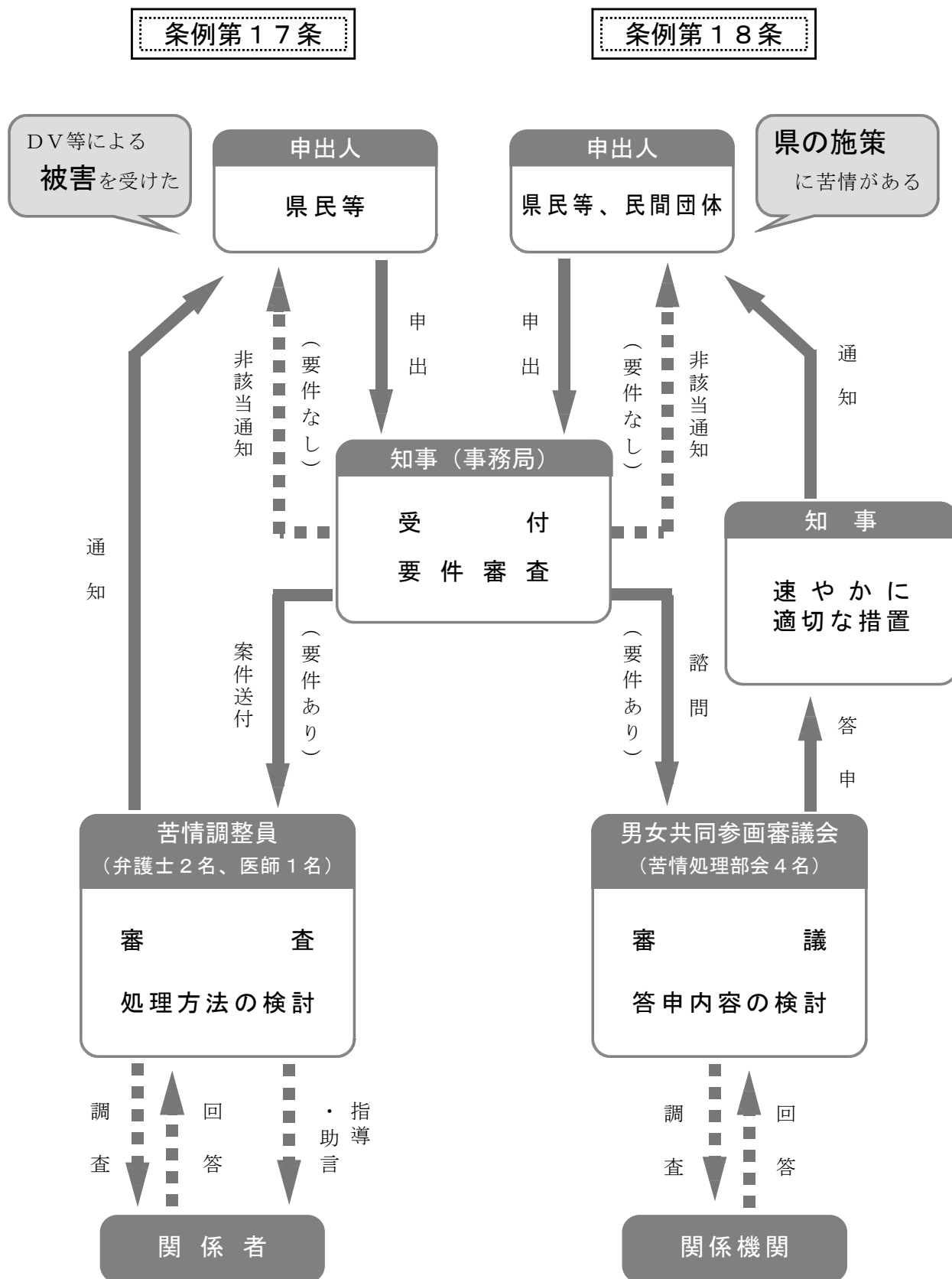
■ 苦情処理体制

- 受付機関：次世代・女性活躍支援課、中央男女共同参画センター相談室、各地域振興局地域企画課
- 処理機関：男女共同参画審議会（苦情処理部会）
苦情処理部会は、必要に応じて県の関係機関から事情を聴取する等調査を実施して処理方針の決定を行い、審議会会長へ報告する。審議会は苦情処理部会の報告を受けて、適切な対処方法について答申内容を決定し、知事に答申する。

■ これまでの申出件数

- 令和3年3月末現在、申出の実績はない。

男女共同参画苦情処理制度の流れ



(4) 秋田県の労働力の状況

■ 労働力人口

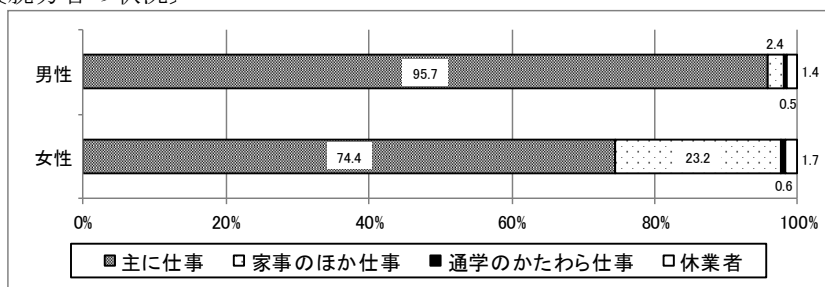
	秋田県			全国		
	15歳以上人口 (人)	労働力人口 (人)	労働力率 (%)	15歳以上人口 (人)	労働力人口 (人)	労働力率 (%)
女性	487,120	224,815	46.2	56,874,386	26,751,183	47.0
男性	421,418	279,943	66.4	52,879,791	34,772,144	65.8
総数	908,538	504,758	55.6	109,754,177	61,523,327	56.1

注：労働力人口とは、満15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計です。

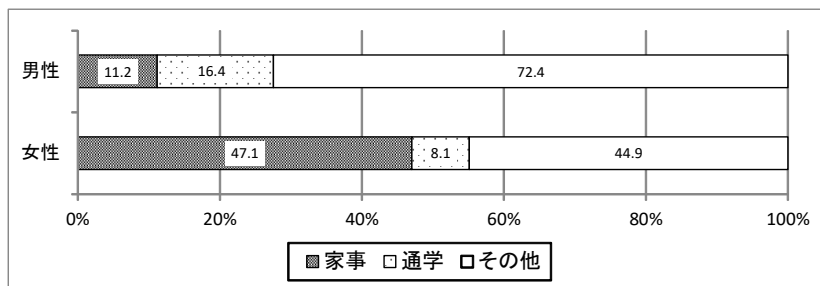
資料出所：総務省「国勢調査」（平成27年）

■ 秋田県の労働力人口に占める就労者・非就労者の状況

[就労者の状況]

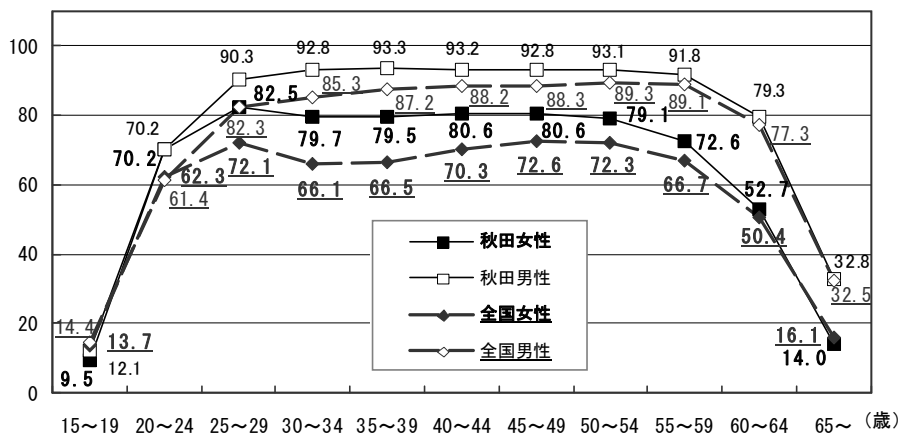


[非就労者の状況]



資料出所：総務省「国勢調査」（平成27年）

■ 年齢階層別女性の労働力率



資料出所：総務省「国勢調査」（平成27年）

(5) 少子・高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化

① 秋田県の人口の推移

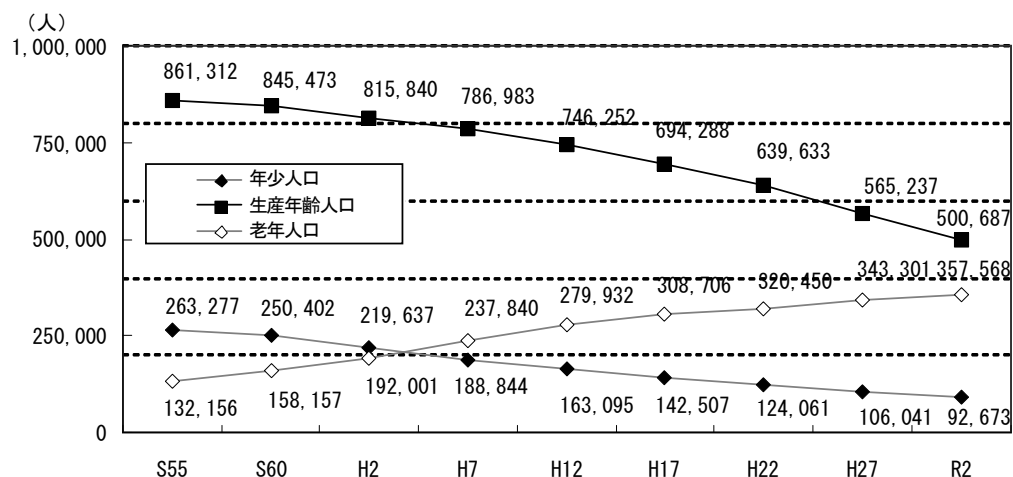
■ 秋田県の人口の推移

年	男女総計	女 性				男 性			
		女性計	年少人口 0~14歳	生産年齢 人口 15~64歳	老年人口 65歳以上	男性計	年少人口 0~14歳	生産年齢 人口 15~64歳	老年人口 65歳以上
S50 (1975)	1,232,481	641,989	133,977	444,863	63,122	590,492	139,831	404,596	46,092
S55 (1980)	1,256,745	653,342	128,480	447,929	76,933	603,403	134,797	413,383	55,223
S60 (1985)	1,254,032	654,441	122,129	439,256	93,056	599,591	128,273	406,217	65,101
H 2 (1990)	1,227,478	642,800	106,718	421,723	114,359	584,678	112,919	394,117	77,642
H 7 (1995)	1,213,667	636,132	92,251	402,782	141,099	577,535	96,593	384,201	96,741
H12 (2000)	1,189,279	624,723	79,684	378,565	166,474	564,556	83,411	367,687	113,458
H13 (2001)	1,183,380	622,130	77,720	373,188	171,174	561,250	81,327	363,470	116,333
H14 (2002)	1,175,910	618,793	75,571	367,463	175,711	557,117	79,158	358,975	118,864
H15 (2003)	1,167,365	614,888	73,673	361,583	179,584	552,477	77,018	354,474	120,865
H16 (2004)	1,159,229	611,222	71,717	357,516	181,941	548,007	75,086	351,332	121,469
H17 (2005)	1,145,501	604,962	69,711	350,065	185,186	540,539	72,796	344,223	123,520
H18 (2006)	1,134,036	599,460	67,948	344,047	187,239	534,576	71,092	338,926	124,271
H19 (2007)	1,121,300	593,525	66,172	337,288	189,839	527,775	69,104	332,616	125,768
H20 (2008)	1,109,007	587,630	64,616	330,964	191,824	521,377	67,333	327,006	126,751
H21 (2009)	1,097,483	582,007	62,824	325,411	193,546	515,476	65,443	322,018	127,728
H22 (2010)	1,085,997	576,071	60,726	321,565	193,166	509,926	63,335	318,068	127,284
H23 (2011)	1,075,058	570,610	59,375	318,138	192,483	504,448	61,846	314,992	126,371
H24 (2012)	1,063,143	564,559	57,903	310,488	195,554	498,584	60,176	307,380	129,789
H25 (2013)	1,050,132	557,902	56,321	302,651	198,316	492,230	58,448	300,143	132,400
H26 (2014)	1,036,861	550,852	54,738	293,749	201,751	486,009	56,893	291,624	136,253
H27 (2015)	1,023,119	542,783	51,904	283,644	203,476	480,336	54,137	281,593	139,825
H28 (2016)	1,009,659	535,444	50,627	275,768	205,290	474,215	52,711	274,475	142,248
H29 (2017)	995,374	527,717	49,168	267,882	206,908	467,657	51,234	267,474	144,168
H30 (2018)	980,684	519,771	47,624	260,341	208,047	460,913	49,776	260,488	145,868
R1 (2019)	965,927	511,676	46,352	252,907	208,658	454,251	48,317	253,989	147,164
R2 (2020)	959,502	507,063	45,246	248,765	209,580	452,439	47,427	251,922	147,988

資料出所：S50~H12、H17、H22、H27、R2は総務省「国勢調査」、

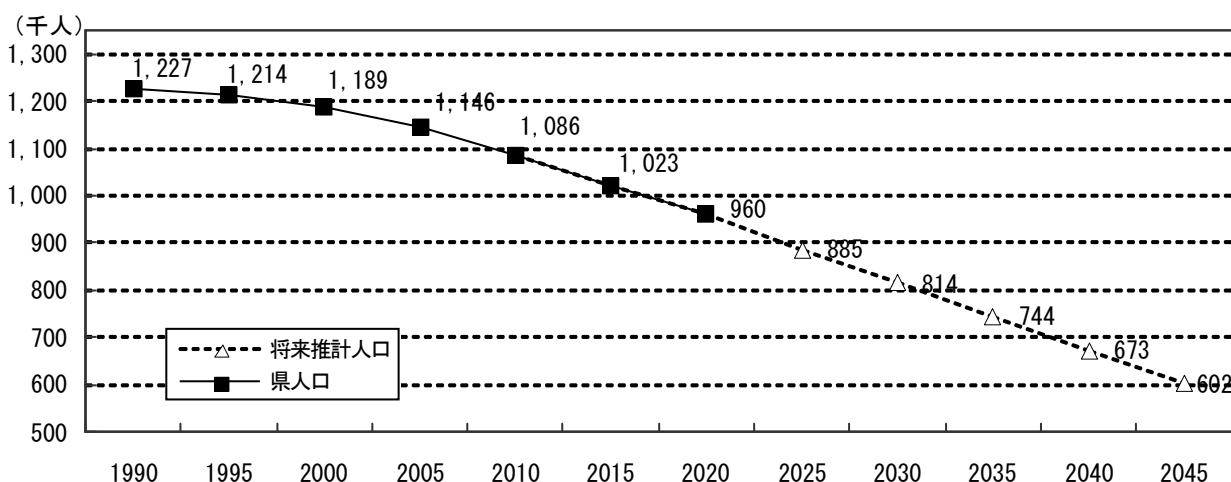
H13~16、H18~21、H23~26、H28~R1は県調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」

■ 秋田県の人口の推移のグラフ（男女計）



資料出所：総務省「国勢調査」

■ 秋田県の将来人口推計



資料出所：総務省「国勢調査」

2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年）

② 秋田県の人口動態の状況

区分	平成27年			平成28年			平成29年			
	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	
出生	5,861	5.7	47	5,666	5.6	47	5,396	5.4	47	
死亡	14,794	14.5	1	15,244	15.1	1	15,423	15.5	1	
自然増加	▲ 8,933	▲ 8.8	47	▲ 9,578	▲ 9.5	47	▲ 10,027	▲ 10.1	47	
乳児死亡	4	2.5	10	13	2.3	12	18	3.3	2	
新生児死亡	1	1.0	19	6	1.1	15	12	2.2	1	
死産	総数	130	26.8	9	133	22.9	11	108	19.6	33
	自然	67	13.8	1	73	12.6	2	64	11.6	6
	人工	63	12.8	17	60	10.3	29	44	8.0	45
周産期死亡	17	5.5	1	26	4.6	3	22	4.1	6	
婚姻	3,613	3.7	47	3,510	3.5	47	3,311	3.3	47	
離婚	1,534	1.40	44	1,393	1.38	44	1,366	1.38	43	
合計特殊出生率	—	1.34	38	—	1.39	38	—	1.35	39	

区分	平成30年			令和元年			令和2年			
	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	
出生	5,040	5.2	47	4,696	4.9	47	4,499	—	—	
死亡	15,431	15.8	1	15,784	16.4	1	15,379	—	—	
自然増加	▲ 10,391	▲ 10.6	47	▲ 11,088	▲ 11.5	47	▲ 10,880	—	—	
乳児死亡	13	2.6	2	10	2.1	18	9	2.0	17	
新生児死亡	9	1.8	1	5	1.1	13	4	0.9	19	
死産	総数	115	22.3	9	117	24.3	7	98	21.3	11
	自然	71	13.8	1	70	14.5	1	63	13.7	1
	人工	44	8.5	44	47	9.8	35	35	7.6	44
周産期死亡	23	4.5	3	26	5.5	1	18	4.0	8	
婚姻	3,052	3.1	47	3,161	3.3	47	2,686	—	—	
離婚	1,246	1.27	46	1,278	1.33	45	1,213	—	—	
合計特殊出生率	—	1.33	42	—	1.33	38	—	—	—	

注：乳児、新生児の死亡率は出生千対、周産期の死亡率は出産（出生＋妊娠22週以後の死産）千対、死産率は出産（出生＋死産）千対、他は人口千対で算出しています。

なお、令和2年国勢調査の年齢別人口が確定していないため、人口を基に算出する死亡率等の諸率・順位は、今回公表されておりません。（令和4年2月以降公表予定）

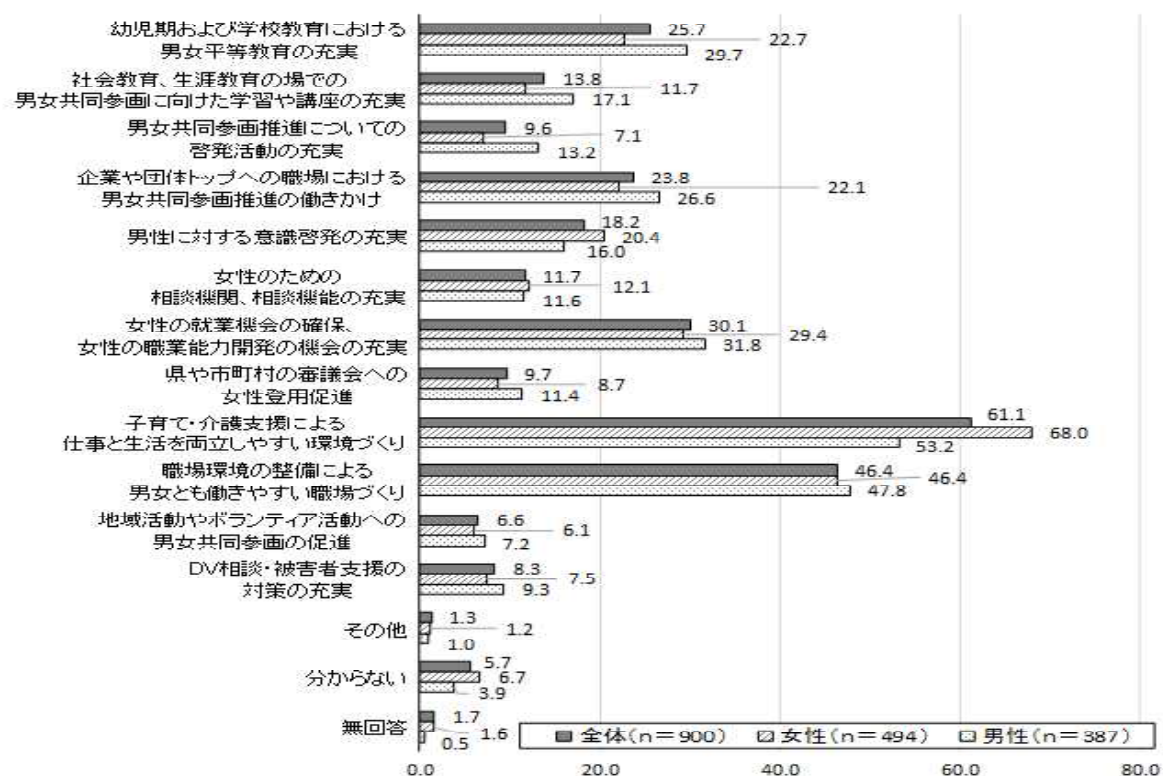
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

(6) 男女共同参画社会に関する県民の意識 (秋田県男女の意識と生活実態調査から)

県が取り組むべき施策については、「子育て・介護支援による仕事と生活を両立しやすい環境づくり」と答えた人が61.1%となっています。また、育児休業の取得については、61.5%と過半数の人が「男性も女性も取得してほしい」と答える一方で、14.4%の人が「女性は取得した方がよいが、男性が取得することには違和感がある」と答えています。

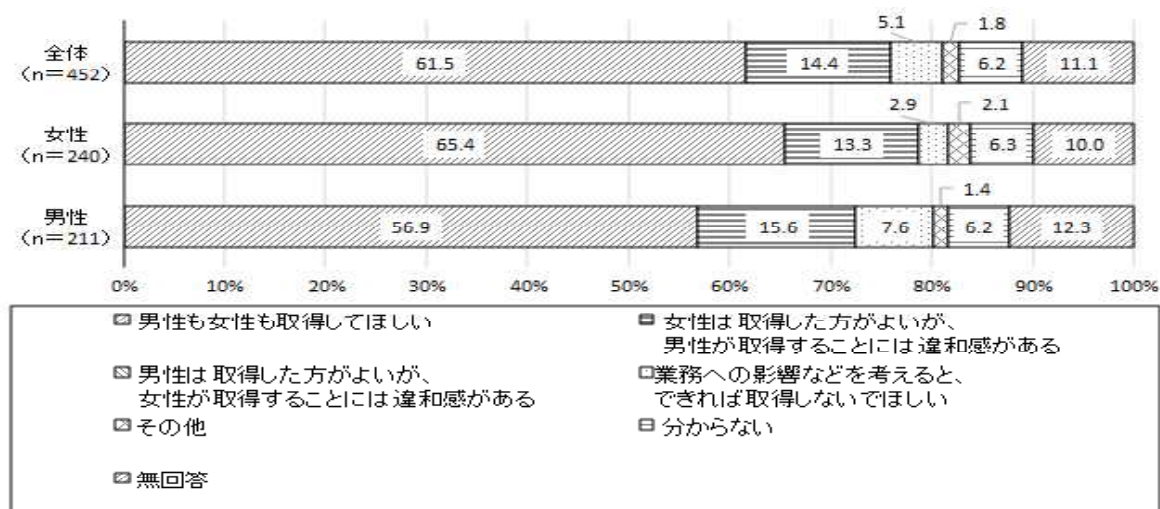
■ 県が取り組むべき施策について

県では、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を実施していますが、今後はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか (複数回答のため合計は100%にならない)。



■ 育児休業の取得について

職場で育児休業を取得する方がいたら、どう思いますか。 ※現在職業をもっている方のみ回答



資料出所：県次世代・女性活躍支援課「秋田県男女の意識と生活実態調査」(令和元年)

(7) 男女共同参画年表

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ○ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総理府に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置 ○ 総理府に婦人問題担当室を設置 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連婦人の10年（～1985年（昭和60年）） ○ ILO事務局に婦人労働問題担当室新設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法の一部改正 離婚後の姓氏続称制度の新設 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内行動計画策定 ○ 国立婦人教育会館オープン 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生部青少年課に婦人対策担当設置
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）女子差別撤廃条約の署名式「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法及び家事審判法の一部改正 配偶者の法定相続分を1/3から1/2へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人問題懇話会設置 ○ 婦人の意識調査実施 ○ 秋田県婦人問題懇話会提言 「婦人の地位向上と社会参加を進めるために」
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第67回ILO総会（ジュネーブ）で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均衡待遇に関する条約（156号）」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内行動計画後期重点目標策定（婦人問題企画推進本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生部青少年課を生活環境部青少年婦人課に改称 ○ 秋田県婦人生活記録史の編纂に着手 ○ 第一次県内行動計画策定 「秋田の未来をひらく婦人のための県内行動計画」 ○ 婦人問題中央会議（ハーモニーネット代表者会議）開催
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人行政推進連絡会議（男女共同参画政策推進連絡会議）開催
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国籍法の一部改正（S60施行） 子の戸籍を父系血統主義から父母両系主義へ ○ 第1回日本女性会議開催（名古屋市） 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 NGOフォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女雇用機会均等法」成立（S61施行） ○ 労働基準法一部改正（S61施行） 女子の休日・深夜労働等の禁止条項を緩和 ○ 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全県婦人のつどい開催 ○ 秋田県婦人生活記録史刊行 ○ 秋田県婦人問題懇話会より提言「21世紀へのかけ橋—新しい男女共同社会をめざして—」
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ○ (財)女性職業財団発足（H5～21世紀職業財団） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次行動計画策定「新しい男女共同社会をめざす婦人のための県内行動計画」
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（婦人問題企画推進本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 婦人の意識と生活実態調査実施
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ○ あきた男女フォーラム開催（～H4）
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領の改訂 高等学校家庭科の男女必修 ○ 「法例の一部を改正する法律」公布（施行はH2） ○ 婚姻、親子関係における男性優先規定の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性情報誌「あきたの女性」創刊
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ○ 第77回ILO総会（ジュネーブ）で「夜業に関する条約（第171号）」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省に農山村婦人対策として婦人・生活課を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県婦人問題懇話会より提言 「男女共生社会の発展をめざす秋田の女性'21」
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ○ 「育児休業法」公布（H4施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県女性行政推進計画「あきた「あきた」女と男のハーモニープラン」を策定（計画年次：H4～H12）

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新しい農山漁村の女性—2001年に向けて—(農山漁村女性に関する中長期ビジョン) 策定 ○ 初の婦人問題担当大臣設置(河野洋平内閣官房長官) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 女性の国内交流・研修(女性の人材養成事業)実施(～H12) ○ 秋田県女性政策懇話会より提言「県の委員会・審議会等における女性委員の登用促進について」
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界人権会議(ウィーン)で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択 ○ 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パート労働法)公布(一部はH6施行) ○ 地方交付税の基準財政需要額に「男女均等対策費」を算入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年女性課に改称 ○ 「秋田県の委員会・審議会等への女性委員の登用促進要綱」制定 ○ 女性委員の登用推進会議設置(庁内部局次長で構成) ○ 女性政策推進地域会議開催 ○ 男女の共同参画でつくる社会推進地域トーク開催(～H8)
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第81回ILO総会で「パートタイム労働に関する条約(第175号)」採択 ○ 国際人口・開発会議(カイロ)で「カイロ宣言及び行動計画」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画審議会設置 ○ 総理府男女共同参画室設置(婦人問題担当室の改組) ○ 男女共同参画推進本部設置(婦人問題企画推進本部の改組) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の人材リスト作成(登録者(2月)134人) ○ 男女共同参画型社会を考えるセミナー開催 ○ 高校家庭科男女必修の実施
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○ 第4回国連世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業給付制度施行 ○ 「育児休業法」の一部改正による介護休業制度の法制化 ○ 「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO第156号条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回世界女性会議の女性NGOフォーラム参加研修実施
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画ビジョン・21世紀の新たな価値の創造」答申(男女共同参画審議会) ○ 男女共同参画の形成の促進に関する新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の事業助成による「男女共同参画社会の実現に向けての活動支援会議」開催(横手市) ○ 女性団体・グループ等の自主登録による「ハーモニーネット」登録開始
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画審議会設置法」公布総理府に設置 ○ 「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」改正(一部を除きH11施行) ○ 総理府が「男女共同参画白書」を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女の意識と生活実態調査実施
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」公表 ○ 「男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハーモニーネット交流研修会実施 ○ 秋田県女性議会実施(～H12)
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○ 「食料・農業・農村基本法」が施行され女性の参画の促進を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「あきたの女性」を「La Vita」と改称しA4版化 ○ あきた'21パートナーシッププログラム事業実施 ○ 各部署に部長名で登用率促進を要請し各部署ごとの目標数値を設定
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申(男女共同参画審議会) ○ 「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」答申(男女共同参画審議会) ○ 「男女共同参画基本計画」策定(H13～H17) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境文化部県民文化政策課に男女共同参画室を設置 ○ あきたエンパワーメントサポート事業実施(～H13) ○ 「秋田県男女共同参画推進計画」策定(H13～H22) ○ 男女共同参画地域懇話会実施(～H13) ○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」を木内むめ氏が受賞
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画会議設置(内閣府の設置に伴い旧審議会を改組) ○ 男女共同参画局設置 ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」)施行(一部はH14) ○ 育児・介護休業法一部改正看護休暇制度の努力義務化、育休等を理由とする不利益取扱いの禁止等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田県男女共同参画センター開設(4月) ○ あきた女性未来塾実施 ○ 男女共同参画フォーラム開催(内閣府共催) ○ 「あきたF・F推進員」制度開始

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2002年 (平成14年)	○ 第2回 APEC 女性問題担当大臣会合 (メキシコ) 大臣共同声明の採択	○ 母子健康手帳の様式改正 地域の実情や育児・出産に対する多様なニーズに対応 ○ 「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催、提言 ○ 女子差別撤廃条約実施状況報告(第5回)の提出	○ 秋田県男女共同参画推進条例施行(4月) ○ 生活環境文化部に男女共同参画課を設置 ○ 北部及び南部男女共同参画センター開設(7月) ○ 秋田県及び地域ハーモニー懇話会設置(～H17) ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 男女共同参画グローバル政策対話秋田会議開催(内閣府共催)
2003年 (平成15年)		○ 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行(7月)、H27までの時限立法 ○ 「児童福祉法の一部を改正する法律」(7月公布、H17.4施行)、市町村の子育て支援対策の実施を明記	○ 男女共同参画シンボルマーク決定 ○ 「男女共同参画推進員」を全課所に配置(～H27) ○ 男女共同参画テーマソング決定 ○ 男女共同参画海外セミナー実施(～H17) ○ 男女共同参画教育資料「みんなイキイキ」(小学5年用)作成
2004年 (平成16年)		○ 「DV防止法」改正	○ 男女共同参画活動拠点施設開設(6市町村) ○ 「男女共同参画統括推進員」制度を導入(～H27) ○ 男女共同参画・子育て支援共同シンポジウム開催
2005年 (平成17年)	○ 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)	○ 「男女共同参画基本計画(第2次)策定(H18～H22)	○ 男女共同参画活動拠点施設開設(4市町村) ○ 「あきた女性チャレンジサイト」開設(～H23) ○ 秋田県男女共同参画推進計画改定、新秋田県男女共同参画推進計画策定(H18～22) ○ 「男女共同参画社会づくり表彰」創設
2006年 (平成18年)		○ 「男女雇用機会均等法」改正	○ あきた女性政経ゼミナール実施
2007年 (平成19年)		○ 「DV防止法」改正 ○ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ○ 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置	○ 全市町村における男女共同参画計画の策定達成 ○ 市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム開催 ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」を中嶋喜代氏が受賞
2008年 (平成20年)		○ 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ○ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	○ 「あきた子育て応援企業表彰」創設 ○ 男女イキイキ職場知事表彰実施(5社) ○ 「女性のチャレンジ賞」をグリーンレディースにかほが受賞
2009年 (平成21年)	○ 国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される	○ 次世代育成支援対策推進法の改正(4月施行) ○ 育児・介護休業法改正(H22年度施行)	○ ふるさと秋田元気創造プラン策定(H22～H25)
2010年 (平成22年)		○ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(6月) ○ 第3次男女共同参画基本計画策定(H23～H27)	○ 第3次秋田県男女共同参画推進計画策定(H23～H27)
2011年 (平成23年)	○ 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)」発足		○ 男女共同参画副読本「みんなイキイキ」発行
2012年 (平成24年)	○ 第56回国連婦人の地位委員会で、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○ 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○ 男女の意識と生活実態調査実施
2013年 (平成25年)		○ 「DV防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正	○ 第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定(H26～H29) ○ 「女性のチャレンジ賞」を能登祐子氏が受賞
2014年 (平成26年)		○ 内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(10月) ○ 内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」設置 ○ 「女性が輝く先進企業表彰」創設 ○ 「地域女性活躍推進交付金」創設	○ 「女性のチャレンジ賞特別部門賞」を藤井けい子氏が受賞

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2015年 (平成27年)	○ 第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」世界閣僚会合）	○ 「女性活躍加速のための重点方針 2015」決定（H27以降毎年度決定） ○ 第4次男女共同参画基本計画策定（H28～H32） ○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布、施行（9月）	○ 「女性が輝く先進企業表彰」内閣総理大臣表彰を（株）北都銀行が受賞 ○ 「あきた女性の活躍推進会議」設置 ○ 「地域女性活躍推進補助金」創設 ○ あきた女性の活躍推進会議キックオフイベント実施 ○ 「秋田県女性の活躍推進本部」設置 ○ あきた未来総合戦略策定（H27～H31） ○ 第4次秋田県男女共同参画推進計画策定（H28～H32） ○ 「あきた女性の活躍応援ネット」開設
2016年 (平成28年)		○ 「育児・介護休業法」の改正（H29年1月施行）	「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」を木山美佐子氏が受賞、「女性のチャレンジ賞」を栗山奈津子氏が受賞 ○ 「秋田県女性の活躍推進企業表彰」創設 ○ 「日本女性会議2016秋田」開催
2017年 (平成29年)	○ G7男女共同参画担当大臣会合（イタリア）開催（11月） ○ 「WAW！（国際女性会議）2017」（東京）開催（11月）	○ 「育児・介護休業法」の改正（10月施行）	○ あきた未来創造部に次世代・女性活躍支援課を設置 ○ 「女性が輝く先進企業表彰」内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を（社福）平鹿悠真会が受賞 ○ 第3期ふるさと秋田元気創造プラン策定（H30～H33）
2018年 (平成30年)		○ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行（5月）	○ 「あきた女性活躍・両立支援センター」開設（6月）
2019年 (平成31年) (令和元年)		○ 「女性活躍推進法の一部を改正する法律」（6月公布）	○ 「均等・両立推進企業表彰」厚生労働大臣優良賞（ファミリー・フレンドリー企業部門）を（社福）平鹿悠真会が受賞（1月） ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 第2期あきた未来総合戦略策定（R2～R6）
2020年 (令和2年)		○ 第5次男女共同参画基本計画策定（R3～R7）	○ 第5次秋田県男女共同参画推進計画策定（R3～R7）

関連事業紹介

○あきたF・F推進員の養成と活用（あきたF・F推進員認定式の開催）



（令和3年3月22日開催）

(8) 男女イキイキ職場宣言事業所一覧

510事業所（令和3年3月末現在）

■ 県北地区 112社

事業所名	協定年度	市町村	業種
(株)小坂橋建設	H17	鹿角市	土木建築工事業
(株)石川組	H18	鹿角市	総合建設業
(株)柳沢建設	H19	鹿角市	建設業
(株)鹿角パークホテル	H19	鹿角市	ホテル業
(社福)花輪ふくし会	H22	鹿角市	福祉施設運営及び関連事業
(株)柳澤鉄工所	H24	鹿角市	建築事業、一般機械器具製造業
(株)浅利佐助商店	H27	鹿角市	製造業
(株)タカヤ	H27	鹿角市	販売業（眼鏡・時計小売）
(株)ホテル鹿角	H27	鹿角市	ホテル業
(株)せせらぎ宿 湯瀬ホテル	H27	鹿角市	ホテル業
(株)ファストコム鹿角クリエイティブオフィス	H29	鹿角市	ITサービス、WEBサービス
ハイウェイ・トール・システム(株)十和田テクノショップ	H30	鹿角市	サービス業
(株)青山精工	H30	鹿角市	製造業
(公財)鹿角市子ども未来事業団	H30	鹿角市	児童福祉関係
(株)シーティーイー鹿角事業部	R1	鹿角市	製造業（印刷関連）
(株)カミテ	H17	小坂町	製造業（金属プレス金型他）
十和田ホテル(株)	H27	小坂町	ホテル業
DOWAテクノリサーチ(株)	H27	小坂町	設計業
(社福)小坂ふくし会	H30	小坂町	医療、福祉
十和田オーディオ(株)	H30	小坂町	電機機器製造業
(株)伊徳	H17	大館市	総合スーパーマーケット業
大館ヤクルト販売(株)	H17	大館市	乳酸飲料卸売販売業
東光コンピュータ・サービス(株)	H18	大館市	ソフト開発、関連機器販売業
(株)大館工芸社	H18	大館市	木製品製造販売業
ニプロ(株)大館工場	H19	大館市	医薬品、医療機器製造業
東光鉄工(株)	H19	大館市	鋼構造物、一般機械器具製造業
(株)タクト	H20	大館市	総合サービス業
(社福)大館市社会福祉事業団	H21	大館市	福祉施設運営及び関連事業
(社福)大館圏域ふくし会	H21	大館市	福祉施設運営及び関連事業
(株)ニチイ学館大館支店	H21	大館市	医療関連事業、ヘルスケア事業他
丸山建設(株)	H22	大館市	建設、不動産業
(株)フレックス	H22	大館市	製造業（木製品・内装ドア）
(株)布袋屋薬局	H22	大館市	医薬品販売、介護用品販売貸与
(株)北鹿新聞社	H24	大館市	日刊新聞発行、一般印刷
秋田工営(株)	H24	大館市	総合建設業
エヌピーエス(株)	H24	大館市	製造業（医療器具・プラスチック成形品）
(株)オオタベ	H24	大館市	建設・土木業
石垣鐵工(株)	H24	大館市	鋼構造物工事業
大館商工会議所	H25	大館市	地域総合経済団体
秋田グルーラム(株)	H25	大館市	製造業（木材・木製品、構造物用集成材）
ケアセンター一心堂	H25	大館市	社会福祉業（介護保険事業）
あきた北農業協同組合	H25	大館市	総合農協（信用・共済・購買・販売）
医療法人光智会	H25	大館市	医療業（病院）、社会福祉業
(株)吉田産業大館支店	H26	大館市	卸売業（建設・土木資材、住宅設備機器）
花岡土建(株)	H26	大館市	総合建設業
(株)伊藤羽州建設	H26	大館市	総合建設業
東北ビル管財(株)	H26	大館市	総合ビルメンテナンス業、人材派遣
秋北バス(株)	H26	大館市	旅客運輸業、自動車整備業
大館桂工業(株)	H26	大館市	総合建設業
(株)割烹きらく プラザ杉の子	H27	大館市	サービス業

事業所名	協定年度	市町村	業 種
白川建設(株)	H27	大館市	総合建設業
秋田丸善繊維(株)	H27	大館市	製造業(婦人服製造)
(社福)成寿会	H27	大館市	社会福祉業
奥羽電気設備(株)	H28	大館市	電気工事業
(株)タイセイ	H28	大館市	産業廃棄物処理業
(社福)比内ふくし会	H28	大館市	社会福祉事業
(株)花善	H29	大館市	弁当製造・販売
(株)東北センバ	H30	大館市	冷凍食品製造業
陽気な母さんの店(株)	H30	大館市	野菜等受託販売
(株)小滝電機製作所	H30	大館市	製造業
戸田鉄工(株)	H30	大館市	一般機械器具製造業
マルハン大館店	R1	大館市	サービス業
(有)柴田慶信商店	R1	大館市	製造業(木材木製品)
(株)津谷組	H18	北秋田市	建設業
(株)ジェイエイ大館・北秋田葬祭センター	H18	北秋田市	葬儀施行業
(株)佐藤庫組	H20	北秋田市	総合建設業
鷹巣町農業協同組合	H20	北秋田市	総合農協
(社福)阿仁ふくし会	H21	北秋田市	福祉施設運営及び関連事業
特別養護老人ホーム青山荘	H21	北秋田市	福祉施設運営及び関連事業
(社福)交楽会森幸園	H22	北秋田市	福祉施設運営及び関連事業
朝日建設(株)	H24	北秋田市	建設業
(社福)交楽会 介護老人保健施設もりよし荘	H24	北秋田市	福祉施設運営及び関連事業
(株)テーエムシー	H24	北秋田市	製造業(電子通信機器部品)
(社福)交楽会特別養護老人ホーム森泉荘	H25	北秋田市	社会福祉業(特別養護老人ホーム)
あきた北央農業協同組合	H25	北秋田市	総合農協(信用・共済・購買・販売)
(社福)秋田県民生協会	H26	北秋田市	社会福祉施設経営(障害者支援施設等)
新東北メタル(株)	H26	北秋田市	製造業(普通鋼鋳鋼製造)
(社福)北秋田市社会福祉協議会	H29	北秋田市	福祉
(株)芳賀工務店	H29	北秋田市	総合建設業
リケン工業(株)秋田工場	H30	北秋田市	鉄鋼用サンプラー、消耗型熱電対等の製造
合川精密(株)	H30	北秋田市	腕時計部品の印刷
秋田青木精機(株)	H30	北秋田市	自動車部品製造業
秋田土建(株)	H30	北秋田市	建設業
ほくよう建設株式会社	R2	北秋田市	建設業
(有)武石工業	H30	上小阿仁村	建設業
第一観光バス(株)	H17	能代市	運輸業
(株)セキト	H18	能代市	菓子製造販売業
能代山本医師会病院	H18	能代市	医療業(病院)
J A秋田厚生連能代厚生医療センター	H19	能代市	医療業(病院)
能代運輸(株)	H19	能代市	運送業等
アキモク鉄工(株)	H19	能代市	製造業(機械器具)
あきた白神農業協同組合	H19	能代市	総合農協(信用・共済・購買・販売事業)
能代商工会議所	H21	能代市	地域商工業の振興
(株)能代青果地方卸売市場	H21	能代市	卸売業(野菜、果実、鶏卵、加工品等)
(株)テラタ	H21	能代市	スーパーマーケット業
(株)協立	H27	能代市	建設業(管工事業)
(株)大翔運輸	H27	能代市	運送業
斎藤建設(株)	H29	能代市	土木建設業
(株)清水企業	H29	能代市	建設業
(株)共和技研	H30	能代市	測量、建設コンサルタント
成田建設(株)	H30	能代市	建設業
マルハン能代店	R1	能代市	サービス業
(有)宮長材木店	R1	能代市	サービス業(複合、リフォーム)

事業所名	協定年度	市町村	業 種
(株)鹿渡工業	R1	能代市	サービス業（学術研究・専門技術）
株式会社合田観光商事	R2	能代市	サービス業
(社福)琴丘ふくし会	H20	三種町	社会福祉施設運営及び関連事業
石井工業(株)	H27	三種町	一般土木工事及び森林事業
田中建設(株)	H29	三種町	一般土木建設
(株)鈴木水産	H19	八峰町	水産物加工業
(株)秋田サン縫製	H19	八峰町	衣料品製造業
ハタハタの里観光事業(株)	H20	八峰町	温泉保養施設運営業
(株)嶋田建設	H20	八峰町	建設業

■ 中央地区 252社

事業所名	協定年度	市町村	業 種
伊藤工業(株)	H17	秋田市	総合建設業
(株)秋田銀行	H17	秋田市	金融業（普通銀行業）
秋田いなふく米菓(株)	H17	秋田市	米菓製造販売業
三和シャッター工業(株)秋田工場	H17	秋田市	シャッター製造業
マックスパリュ東北(株)	H17	秋田市	スーパーマーケット業
(株)プレステージ・インターナショナル秋田BPOキャンパス	H17	秋田市	ビジネス・プロセス・アウトソーシング業
(株)ユーランドホテル八橋	H17	秋田市	旅館業
NTT東日本秋田支店	H17	秋田市	電気通信事業
(株)秋田魁新報社	H17	秋田市	日刊新聞発行事業
J A 秋田厚生連秋田厚生医療センター	H17	秋田市	医療業（病院）
(株)北都銀行	H18	秋田市	金融業（普通銀行業）
野村証券(株)秋田支店	H18	秋田市	証券業
(株)秋田県分析化学センター	H18	秋田市	環境計量証明事業
瀬下建設工業(株)	H18	秋田市	総合建設業
秋田日産自動車(株)	H18	秋田市	自動車販売業
新あきた農業協同組合	H19	秋田市	総合農協（信用・共済・購買・販売事業）
東北労働金庫秋田県本部	H19	秋田市	金融業（普通銀行業）
(公財)秋田県総合保健事業団	H19	秋田市	保健衛生業、健（診）診・検査事業
(株)J A 新あきたライフサービス	H19	秋田市	小売・サービス業
秋田トヨタ自動車(株)	H19	秋田市	自動車等販売、点検・整備業
秋田商工会議所	H20	秋田市	地域商工業の振興
秋田県商工会連合会	H20	秋田市	地域商工業の振興
(株)サノ・ファーマシー	H21	秋田市	小売・保健調剤業
(社福)いづみ会	H21	秋田市	福祉施設運営及び関連事業
アルフレッサ・ファインケミカル(株)	H21	秋田市	製造業（医薬品）
(株)八永南部家敷	H21	秋田市	レストランサービス業
(株)ニチイ学館秋田支店	H21	秋田市	医療関連事業、ヘルスケア事業他
大和リース(株)秋田営業所	H21	秋田市	仮設建物、機械器具等のリース・販売
生活協同組合コープあきた	H22	秋田市	小売業、宅配事業、共済事業
日本機械工業(株)	H22	秋田市	鋼構造物製造・販売業、建設業、輸送業
(社福)友睦会ユートピアやまばと	H22	秋田市	障害福祉サービス事業
(株)ジーンズエムシーディー	H22	秋田市	ジーンズの企画製造
秋田ファイブワン工業(株)	H22	秋田市	繊維製品製造販売業
秋田協同印刷(株)	H22	秋田市	総合印刷業
リコーITソリューションズ(株)秋田事業所	H23	秋田市	プリンター・複合機のソフトウェア開発
(株)石川建設	H23	秋田市	建設業 木造建築
山建開発(株)	H23	秋田市	総合建設業
中田建設(株)	H25	秋田市	総合建設業
日本興亜損害保険(株) CRファクトリー 秋田コールセンター室	H25	秋田市	損害保険業

事業所名	協定年度	市町村	業種
奥羽住宅産業(株)	H25	秋田市	建設業(建設・住宅リフォーム)
(株)塚田美術印刷	H25	秋田市	総合印刷業
清水建設(株)秋田営業所	H25	秋田市	総合建設業
第一生命保険(株)秋田支社	H25	秋田市	生命保険業
日本政策金融公庫秋田支店	H25	秋田市	金融業
山岡工業(株)	H26	秋田市	総合建設業
むつみ造園土木(株)	H26	秋田市	建設業、造園土木工事、緑地管理業務
(株)国際パトロール	H26	秋田市	警備業
(有)金圓	H26	秋田市	小売業(文具・事務機)
(有)ドジャース商事	H26	秋田市	小売業
菱明三菱電機機器販売(株)	H26	秋田市	卸売業(電気機器品販売・設計・施工)
古城建設(株)	H27	秋田市	建設業
(株)三勇建設	H27	秋田市	建設業(土木一式工事・ハウスクリーニング業)
秋田舗道(株)	H27	秋田市	建設業(塗装工事・土木工事)
(株)渡部工業	H27	秋田市	建設業(管工事業)
(株)あたご	H27	秋田市	建設業(管工事業)
(株)英明工務店	H27	秋田市	建設業
(株)住建トレーディング	H27	秋田市	総合建設業、宅地建物取引業
珍田工業(株)	H27	秋田市	総合建設業
(株)シブヤ建設工業	H27	秋田市	建設業
マルハン茨島店	H27	秋田市	サービス業(パチンコ経営)
(株)秋田クボタ	H27	秋田市	小売業(農業機械)
(株)秋田キャッスルホテル	H27	秋田市	宿泊業・飲食サービス業
秋田朝日放送(株)	H27	秋田市	民間放送業
秋田共立(株)	H27	秋田市	保険代理業、不動産業
(株)相場商店	H27	秋田市	小売業(高圧ガス販売)
(株)秋田県物産振興会	H27	秋田市	小売業
秋田印刷製本(株)	H27	秋田市	製造業(印刷、製本)
(株)秋田温泉さとみ	H27	秋田市	ホテル業
(株)きららホールディングス	H27	秋田市	総合福祉業
(株)秋田スズキ	H27	秋田市	自動車販売業
秋田東北商事(株)	H27	秋田市	環境保健物資卸売業
秋田トヨペット(株)	H27	秋田市	自動車販売業
(株)かおる堂	H27	秋田市	菓子製造販売
トヨタカローラ秋田(株)	H27	秋田市	自動車販売業
(株)アチカ	H27	秋田市	サービス業(受託ソフトウェア開発)
秋田三菱自動車販売(株)	H27	秋田市	自動車小売業
秋田東和電材(株)	H27	秋田市	電気設備資材卸売業
秋田三八五流通(株)	H27	秋田市	運輸業(倉庫保管、配送、引越)
日本ビューホテル(株)秋田ビューホテル	H27	秋田市	ホテル業
A L S O K秋田(株)	H27	秋田市	警備業
(株)秋田まるごと市場	H27	秋田市	食品・県産品販売業
(株)イヤタカ	H27	秋田市	レストラン業
(株)男鹿興業社	H27	秋田市	販売業(石油類販売)
(社福)秋田けやき会	H27	秋田市	社会福祉業
(有)秋田ランチサービス	H27	秋田市	製造業(弁当販売製造)
(株)かねひろ	H27	秋田市	販売業(包装資材、機器卸売)
(株)エフエム秋田	H27	秋田市	放送業
(株)ウスマ地域総研	H27	秋田市	設計業(建設・補償コンサルタント、地質測量)
(株)英雄	H27	秋田市	酒類小売業
損害保険ジャパン日本興亜(株)秋田支店	H27	秋田市	総合損害保険業
(株)岡精組	H27	秋田市	総合建設業
秋田テレビ(株)	H28	秋田市	テレビ放送業
松澤電気工事(株)	H28	秋田市	建設業(電気工事業)

事業所名	協定年度	市町村	業 種
(株)栗野工務店	H28	秋田市	総合建設業
(株)フィデア情報システムズ	H28	秋田市	情報サービス業
秋田ステーションビル(株)	H28	秋田市	ホテル業
豊島建設(株)	H28	秋田市	建設業
(有)次元	H28	秋田市	出版業
旭建設(株)	H28	秋田市	建設業
(株)加賀屋組	H28	秋田市	総合建設業
(株)水原工務店	H28	秋田市	総合建設業(設計、建築工事等)
(株)木村造園	H28	秋田市	造園工事業
(株)加島電気工事	H28	秋田市	電気工事業
千代田電気工業(株)	H28	秋田市	電気工事業
(株)シグマソリューションズ	H28	秋田市	情報通信業(ソフトウェア)
北日本コンピューターサービス(株)	H28	秋田市	情報サービス業(ソフトウェアの開発・販売)
千代田興業(株)	H28	秋田市	建築用鉄骨製造業
(株)大塚電機工業	H28	秋田市	設備工事業(電気設備工事設計施工)
JTB東北法人営業秋田支店	H28	秋田市	旅行業
リネシス(株)	H28	秋田市	全国ネットワーク事業、経営コンサルタント事業ほか
中央土建(株)	H28	秋田市	総合建設業
(株)山二	H28	秋田市	石油等小売業・卸売業
リコージャパン(株)秋田支社	H28	秋田市	O A機器販売
秋田県土地改良事業団体連合会	H28	秋田市	測量・建設コンサルタント
(同)あきたこまちネット	H28	秋田市	米穀小売業
清三屋施設工業(株)	H28	秋田市	総合建設業
セントラルコンサルタント(株)東北支社秋田営業所	H28	秋田市	建設コンサルタント
大日本コンサルタント(株)秋田営業所	H28	秋田市	建設コンサルタント
(株)中山組	H28	秋田市	総合建設業
(株)創建コンサルタント	H28	秋田市	土木設計
(一社)秋田県林業コンサルタント	H28	秋田市	調査測量設計
(株)復建技術コンサルタント秋田支店	H28	秋田市	総合建設コンサルタント
富士技研センター(株)秋田支店	H29	秋田市	建設コンサルタント
(株)アートシステム	H29	秋田市	広告業
創和技術(株)	H29	秋田市	建設コンサルタント
(株)石川技研コンサルタント	H29	秋田市	測量及び建設コンサルタント
山二施設工業(株)	H29	秋田市	管工事業
インターフェイス(株)	H29	秋田市	臨床試験受託機関
オリジナル設計(株)東日本支店秋田事務所	H29	秋田市	上下水道コンサルタント
(株)測地コンサルタント	H29	秋田市	サービス業
(株)ポーラ秋田センター	H29	秋田市	化粧品等販売
(株)くまがい印刷	H29	秋田市	印刷業
アーキプランナーズ(株)	H29	秋田市	総合建設業、不動産取引
協同組合秋田市民市場	H29	秋田市	施設管理
(株)フロム・エー	H29	秋田市	製造業、印刷業
(一財)秋田県総合公社	H29	秋田市	サービス業
(株)フルテック秋田支店	H29	秋田市	建設コンサルタント
(株)greenpiece	H29	秋田市	フラワーデザイン
(株)あきた総研	H29	秋田市	人材サービス業
ノリット・ジャポン(株)	H30	秋田市	情報提供サービス業
(株)建設環境研究所秋田営業所	H30	秋田市	建設コンサルタント
(株)建設技術研究所東北支社秋田事務所	H30	秋田市	建設コンサルタント
(株)佐々木組	H30	秋田市	建設業
(株)さくら技研	H30	秋田市	学術、専門・技術サービス業
(株)エイチ・アイ・ティ	H30	秋田市	ソフトウェア開発及び保守
北光金属工業(株)	H30	秋田市	銑鉄鋳物製造業

事業所名	協定年度	市町村	業種
吉田ビニール(株)	H30	秋田市	管工事業
三建塗装(株)	H30	秋田市	建設業(塗装工事)
(株)ダストボックス	R1	秋田市	設計・コンサル(経営)
国土防災技術(株)秋田支店	R1	秋田市	建設業
オルウィーヴ(同)	R1	秋田市	サービス業(起業・再就職・コンサル)
羽後電設工業(株)	R1	秋田市	建設業(電気工事)
マルハン臨海店	R1	秋田市	サービス業
東北電力(株)秋田支店	R1	秋田市	販売業(電気・ガス・熱供給)
マルハン追分店	R1	秋田市	サービス業
マルハン外旭川店	R1	秋田市	サービス業
(株)遠藤設計事務所	R1	秋田市	設計・コンサル(建設コンサルタント)
国際航業(株)秋田営業所	R1	秋田市	設計・コンサル(学術研究・専門技術)
(株)西岡	R1	秋田市	建設業
藤重建設(株)	R1	秋田市	建設業
(株)藤島フード企画	R1	秋田市	飲食業
立志塾R I S E	R1	秋田市	サービス業(教育・学習支援業)
羽後設備(株)	R1	秋田市	建設業
株式会社第一補償コンサルタント	R2	秋田市	設計・コンサル(学術研究・専門技術)
株式会社プライムアシスタンス	R2	秋田市	サービス業
三菱マテリアル電子化成株式会社	R2	秋田市	製造業(製造・建設)
加藤建設株式会社	R2	秋田市	建設業
復興エンジニアリング株式会社	R2	秋田市	設計・コンサル(学術研究・専門技術)
株式会社東北マツダ中央店	R2	秋田市	自動車販売業
本荘電気工業株式会社	R2	秋田市	建設業(電気工事)
株式会社布谷電機	R2	秋田市	建設業(電気工事)
株式会社都市整備	R2	秋田市	設計・コンサル(学術研究・専門技術)
株式会社日水コン秋田事務所	R2	秋田市	設計・コンサル(学術研究・専門技術)
(株)寒風	H18	男鹿市	建設・採石業
(株)アマノ	H20	男鹿市	総合小売業
(社福)男鹿偕生会 特別養護老人ホーム偕生園	H23	男鹿市	社会福祉業
(社福)男鹿偕生会 居宅総合福祉施設かいせい	H23	男鹿市	社会福祉業
(株)杉本組	H27	男鹿市	総合建設業
医療法人社団 柔心会	H27	男鹿市	医療業(整形外科・介護老人保健施設)
(株)板橋組	H28	男鹿市	総合建設業
(株)フォレスト秋田	H28	男鹿市	製材業
(株)清水組	H28	男鹿市	総合建設業
(株)加藤建設	H29	男鹿市	建設業
(株)沢木組	H29	男鹿市	建設業
(有)グリーンサポート男鹿	H29	男鹿市	林業
藤田建設(株)	H30	男鹿市	総合建設業
(株)澤木塗装工業	H30	男鹿市	塗装業
(株)加藤組	R1	男鹿市	建設業
(株)山王電機製作所	R1	男鹿市	製造業(電子部品・デバイス)
三和興業株式会社	R2	男鹿市	建設業
(医)正和会	H17	潟上市	医療福祉関連事業
秋田瀝青建設(株)	H18	潟上市	土木造園工事業
(医)敬徳会 藤原記念病院	H21	潟上市	医療業(病院)
(社福)潟上市社会福祉協議会	H21	潟上市	社会福祉業
(株)菅与組	H27	潟上市	建設業
(株)村山組	H28	潟上市	建設業(土木工事業)
共和建設(株)	H28	潟上市	建設業
サクセス(株)	H28	潟上市	短期入所生活介護事業所
(株)大晃商事	H29	潟上市	自動車中古部品の卸売業
Y O U 電化サービス	H30	潟上市	家電製品販売修理
(有)飯塚モータース	R1	潟上市	販売業(自動車販売・整備業)

事業所名	協定年度	市町村	業 種
湖南環境サービス	R1	潟上市	環境（粗大ゴミ処理施設の運転）
むつみ建設株式会社	R2	潟上市	建設業
あきた湖東農業協同組合	H20	五城目町	総合農協（信用・共済・購買・販売事業）
(株)セコー	H29	五城目町	建設業
(株)アイセス	H18	井川町	電気制御機器製造業
(株)農友	H22	大潟村	食品加工卸業
(株)ルーラル大潟	H22	大潟村	ホテル業、食堂売店事業
(株)大潟村同友会	H23	大潟村	小売業
小林工業(株)	H18	由利本荘市	製造業（各種金型他）
由利本荘市商工会	H22	由利本荘市	地域商工業の振興
(独)国立病院機構あきた病院	H27	由利本荘市	医療業（病院）
菊地建設(株)	H27	由利本荘市	建設業
(株)大沼組	H27	由利本荘市	建設業
廣瀬産業(株)	H27	由利本荘市	縫製業
山勇建設工業(株)	H28	由利本荘市	建設業
(株)小田興業	H28	由利本荘市	土木建設業
山科建設(株)	H28	由利本荘市	総合工事業
(株)北陽技術コンサルタント	H29	由利本荘市	測量、土木設計、補償
長田建設(株)	H29	由利本荘市	総合建設業
加藤施設工業(株)	H30	由利本荘市	建設設備業 管工事
アルファ・エレクトロニクス(株)秋田工場	H30	由利本荘市	超精密金属箔抵抗器製造
(医)荘和会	H30	由利本荘市	医療・福祉
(株)アルメリアの里	H30	由利本荘市	介護保険施設
東北日本電産サンキョー(株)	H30	由利本荘市	プラスチック製品製造業
(株)秋田新電元	H30	由利本荘市	半導体素子製造業
(株)新星電気工業	H30	由利本荘市	電気工事業
備前鉄工(株)	H30	由利本荘市	建設業
山忠設備(有)	H30	由利本荘市	管工事業
(株)藤興業	H30	由利本荘市	一般林業
(有)高橋土木	H30	由利本荘市	建設業
(有)東幸自動車	H30	由利本荘市	自動車販売整備
(株)サンズ	H30	由利本荘市	建設業
(有)サミットファイブ	H30	由利本荘市	縫製加工業（ワーキングウェア製造）
(株)裕紀	R1	由利本荘市	サービス業（生活関連サービス業）
マルハン由利本荘店	R1	由利本荘市	サービス業
光タクシー(株)	R1	由利本荘市	運輸業（タクシー）
岩城土木工業(株)	R1	由利本荘市	建設業
(株)齋藤組	R1	由利本荘市	建設業
(株)三栄機械	R1	由利本荘市	製造業（自動化機械製造業）
小坂工業株式会社	R2	由利本荘市	建設業
丸大機工(株)	H17	にかほ市	製造業（機械）
T D K (株)秋田総務部	H19	にかほ市	電気機械器具製造業
(株)エクセルコーポレーション	H19	にかほ市	ホテルサービス業
(社福)象潟健成会	H20	にかほ市	福祉施設運営及び関連事業
にかほ市商工会	H21	にかほ市	地域商工業の振興
森建設工業(株)	H27	にかほ市	建設業
三共(株)	H27	にかほ市	総合建設業
(株)三光メディケア	H28	にかほ市	総合福祉業
(有)長沼製作所	H29	にかほ市	生産設備用溶接、板金加工部品及び機械加工部品の製造
(株)ビッグ	H30	にかほ市	製造業
(株)プレステージ・インターナショナル 秋田BP0キャンパスにかほプラザ	R1	にかほ市	サービス業

■ 県南地区 146社

事業所名	協定年度	市町村	業 種
(株)タニタ秋田	H17	大仙市	製造業 (家庭用・業務用計量器)
(株)グランドパレス川端	H17	大仙市	飲食・宿泊等事業
アネスト岩田(株)秋田工場	H17	大仙市	製造業 (一般機械)
(株)タカヤナギ	H18	大仙市	スーパーマーケット業
高吉建設(株)	H18	大仙市	総合建設業
大同衣料(株)	H19	大仙市	衣料品製造販売業
(社福)大仙市社会福祉協議会	H19	大仙市	社会福祉事業
金谷商事(株)	H19	大仙市	ホテル業
(株)荒屋舗建設	H20	大仙市	総合建設業
(株)宮原組	H20	大仙市	総合建設
秋田おばこ農業協同組合	H20	大仙市	総合農協
(社福)大空大仙	H22	大仙市	社会福祉業 (保育所の経営)
(社福)大曲保育会	H25	大仙市	保育業 (保育園・幼稚園経営)
ナガイ白衣工業(株)	H25	大仙市	製造業 (医療用白衣)
(株)自然科学調査事務所	H26	大仙市	専門・技術サービス業 (建設・補償コンサルタント、地質、測量)
興栄建設(株)	H27	大仙市	建設業
(株)協和土建	H27	大仙市	総合建設業
高三建設(株)	H27	大仙市	建設業
田口塗装工業(株)	H27	大仙市	建設業 (塗装工事)
(株)三森印刷	H27	大仙市	総合美術印刷、広告業
秋田清酒(株)	H27	大仙市	酒造業
(社福)県南ふくし会	H28	大仙市	介護保険業
元気でねット(株)	H28	大仙市	複合的介護事業
(株)伊藤土木	H28	大仙市	一般土木建設
東邦技術(株)	H29	大仙市	土木設計調査
(株)やまと建築事務所	H29	大仙市	建築設計
(同)もみじ会	H29	大仙市	介護保険事業
三航光測	H30	大仙市	測量・建設コンサルタント
ファミリーマート大仙かみおか店・大仙大花町店	R1	大仙市	販売業 (卸売・小売)
長澤工務店(株)	R1	大仙市	建設業
高勇組株式会社	R2	大仙市	建設業
株式会社豊成建設	R2	大仙市	建設業
株式会社合田観光商事	R2	大仙市	サービス業
玉川電気工業株式会社	R2	大仙市	建設業 (電気工事)
インスペック(株)	H17	仙北市	製造業 (半導体・液晶検査装置他)
(社福)仙北市社会福祉協議会	H19	仙北市	社会福祉事業
(株)西宮組	H18	仙北市	建設業
(有)ビー・スケップ (山のはちみつ屋)	H21	仙北市	養蜂、蜂蜜及び関連商品販売
(株)わらび座	H21	仙北市	劇団・旅館業
(株)安藤醸造	H25	仙北市	製造販売業 (味噌・醤油・漬物)
(社福)こまくさ苑	H25	仙北市	社会福祉業 (介護サービス)
(株)相馬組	H28	仙北市	建設業
(株)門脇木材	H28	仙北市	林業、一般土木、製材
(株)高田組	H28	仙北市	建設業
(株)トースト	H28	仙北市	ビール製造販売、飲食店経営
(株)瀧神巧業	H28	仙北市	総合建設業
(株)畠山建設工業	H28	仙北市	総合建設業
三共光学工業(株)	H18	美郷町	製造業 (光学用レンズ)
(社福)六郷仙南福祉会	H19	美郷町	社会福祉施設運営及び関連事業
大和建设(株)	H20	美郷町	総合建設業
(株)小貫建設	H22	美郷町	建設業・販売業

事業所名	協定年度	市町村	業 種
ロード電子工業(株)	H25	美郷町	製造業(電子部品組立)
シブヤ建設工業(株)	H29	美郷町	建設業
はりま建設(株)	H29	美郷町	建設業
(株)小田島工務店	H29	美郷町	総合建設業
福田建設(株)	H30	美郷町	土木工事業
(株)横手プラザホテル	H17	横手市	ホテル業
(株)横手開発興業(横手駅前温泉ゆうゆうプラザ)	H17	横手市	飲食・ホテル業
よねや商事(株)	H17	横手市	食品スーパーマーケット業
(株)エガミ	H17	横手市	洋品小売業
秋田渥美工業(株)	H17	横手市	製造業(機械)
横手セントラルホテル(株)	H18	横手市	ホテル業
伊藤建設工業(株)	H18	横手市	総合建設業
J U K I 電子工業(株)	H18	横手市	製造業(メカトロニクス機器)
(株)アイ・クリエイト	H18	横手市	印刷業
(株)秋田ふるさと村	H18	横手市	サービス業(テーマパーク)
創和建设(株)	H18	横手市	総合工事業
(医)興生会	H18	横手市	精神科病院・福祉関連事業
J A 秋田厚生連平鹿組合総合病院	H18	横手市	医療業(病院)
(株)ウッディさんない	H19	横手市	製造業、及び小売・サービス業
日立オートモティブシステムズステアリング(株)	H19	横手市	輸送機器の部品製造、販売業
秋田ふるさと農業協同組合	H19	横手市	信用・共済・購買・販売事業
横手建設(株)	H19	横手市	総合建設業
(株)半田工務店	H19	横手市	総合建設業
(医)平鹿浩仁会	H21	横手市	社会福祉施設運営
(株)Nui Tec Corporation	H21	横手市	製造業(輸送用機械器具)
横手ヤクルト販売(株)	H21	横手市	販売業(乳酸飲料卸売販売業)
(株)大和組	H22	横手市	建設業
ヨウコン(株)	H22	横手市	運輸業
(有)ミツイ設計	H22	横手市	設計業・福祉業
羽後交通(株)	H22	横手市	運輸業
(株)アキタ・アダマンド	H22	横手市	光通信機器部品の製造
(社福)ファミリーケアサービス	H22	横手市	社会福祉業
(株)ツルタック	H23	横手市	文具、事務機、OA商品販売
鶴田印刷(株)	H23	横手市	印刷業
奥山ボーリング(株)	H23	横手市	土木工事業
(有)ヘルシーアップル	H23	横手市	整骨事業・通所介護事業
(株)ヴァルモード	H23	横手市	製造業(アパレル製品)
(株)村岡組	H24	横手市	総合建設・不動産・損害保険代理業
(株)吉田建設	H27	横手市	建設業・産業廃棄物処理業
(株)最上田組	H27	横手市	建設業
(社福)平鹿悠真会	H28	横手市	社会福祉事業
(株)高作	H28	横手市	建設業
(株)渡敬	H28	横手市	文具、オフィス用品、OA機器販売
レ.メエル秋田(有)	H28	横手市	小売業
(有)アール・ブルー	H28	横手市	運送業、飲食業
ファスト・ホーム(株)	H28	横手市	リフォーム業
(株)柏建設	H28	横手市	一般土木建設
アスカフーズ(株)	H28	横手市	食品製造、販売
メルヘンワールド横手店	H29	横手市	パチンコ業
(株)伊幸組	H29	横手市	土木工事業
(株)ミタケ	H29	横手市	建設業

事業所名	協定年度	市町村	業 種
(株)ワンダーマート	H29	横手市	コンサル及び人材育成
(株)最上自動車	H29	横手市	自動車販売・修理
(株)Base Line	H29	横手市	販売
(社福)一真会	H29	横手市	福祉
(株)OGG	H29	横手市	販売
(有)秋田会計サービス	H29	横手市	受託経理サービス
(有)トータルホケンいでは	H29	横手市	保険代理業
(株)柴田畜産	H29	横手市	食肉加工業
横手水道工業(株)	H30	横手市	管工事業
(株)マルシメ	H30	横手市	スーパーの運営
(株)JAWA秋田	H30	横手市	介護施設、保育園の運営
日貿産業(株)	H30	横手市	繊維工業
(有)トップ技研	R1	横手市	製造業(機械器具製造)
有限会社珍田建設	R2	横手市	建設業
有限会社八伸建設	R2	横手市	建設業
有限会社泉谷土木	R2	横手市	建設業
(社福)雄勝福祉会	H17	湯沢市	社会福祉施設運営及び関連事業
秋田エプソン(株)	H18	湯沢市	製造業(プリンターヘッド)
(株)協同企画(湯沢ロイヤルホテル)	H18	湯沢市	飲食・宿泊業
(株)佐々木組	H18	湯沢市	総合建設業
(有)佐藤養助商店	H18	湯沢市	稲庭うどん製造・卸小売業
秋田銘醸(株)	H18	湯沢市	酒類製造販売業
(株)和賀組	H19	湯沢市	総合建設業
(社福)いなかわ福祉会	H19	湯沢市	社会福祉施設運営及び関連事業
こまち農業協同組合	H19	湯沢市	総合農協(信用・共済・購買・販売事業)
(株)日敷	H20	湯沢市	小売業
(株)田村組	H20	湯沢市	土木工事業
(株)高嶋組	H21	湯沢市	総合建設業
(株)丸臣高久建設	H25	湯沢市	総合建設業
(株)山脇組	H28	湯沢市	建設業
(株)三友建築所	H28	湯沢市	総合建設業
高茂(名)	H28	湯沢市	製造業
(株)フォラックス教育	H28	湯沢市	機器販売
(株)アース・パートナー	H28	湯沢市	再生資源業
(株)らいふぱーとなー	H28	湯沢市	障害福祉サービス事業所
山一建設(株)	H28	湯沢市	総合建設業
柴田工事調査(株)	H29	湯沢市	総合建設コンサルタント
(株)ロイヤルパソコンシステム	H29	湯沢市	情報通信業
(株)雄勝野きむらや	R1	湯沢市	製造業(食料品製造販売)
うご農業協同組合	H19	羽後町	総合農協(信用・共済・購買・販売事業)
(株)小野建設	H20	羽後町	総合建設業
(株)柴田組	H27	羽後町	総合建設業、石油製品販売業
(株)佐藤建設	H27	羽後町	建設業(一般土木建築)
秋田栗駒リゾート(株)	H25	東成瀬村	ホテル業、スキー場、パークゴルフ場

注：事業所名等は、男女イキイキ職場宣言を行い県と協定を締結したときの内容となっています。協定を締結した事業所のうち、廃業等をした事業所（令和3年3月末：17事業所）を除いています。

資料出所：県次世代・女性活躍支援課調べ

(9) 「第4次秋田県男女共同参画推進計画」における数値目標及び実績値の推移

推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進（秋田県女性活躍推進計画）									
施策の方向	No	指標（施策目標）	単位	R2目標値	H28～R2実績値				
					H28	H29	H30	R1	R2
(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	1	女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数	事業所	250	64	130	174	206	335
	2	男女賃金格差	%	—	78.6	78.5	76.9	78.1	77.3
(2) 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定件数（従業員100人以下の企業）	件	315 ※年度末届出件数 1,292 ※累積件数	—	—	361	454	518
	4	男性の育児休業取得率	%	7.0	4.3	5.8	6.2	8.8	10.7
	5	男女イキイキ職場宣言事業所数	事業所	550	369	418	469	505	527
	6	認定こども園数	か所	68	69	81	89	95	104
	7	放課後児童クラブの設置率	%	86.0	79.5	81.0	81.8	86.1	86.8
	8	子育て世代包括支援センター設置数	か所	13	3	4	8	12	25
	9	ファミリー・サポート・センターの提供会員登録数	人	1,395	1,189	1,191	1,054	1,003	983
	10	年次有給休暇取得率	%	—	46.8	47.1	48.8	51.8	56.4
(3) あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大	11	家族経営協定締結数	戸	825	726	747	770	793	813
	12	女性の農業士認定者数	人	238	228	228	232	235	237
	13	農林水産業における女性起業（販売額500万円以上の直売組織）1組織あたりの販売額	万円	6,000	6,078	6,380	6,409	6,421	6,532
	14	建設業における女性労働者の割合	%	20.0	16.0	15.1	11.8	15.6	15.7
(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	15	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	40.0	32.9	33.4	34.2	34.4	34.5
	16	県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	10.0	6.3	7.2	7.5	6.7	6.3
	17	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	20.0	12.5	13.7	15.1	15.6	16.8
	18	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	30.0	23.8	24.0	24.2	24.3	23.7
	19	市町村の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	20.0	14.1	14.3	14.9	16.9	16.4
	20	女性の農業委員割合	%	10.0	7.7	11.5	14.1	14.5	13.7
	21	女性の総代比率5%達成J A数	J A	11	10	11	10	10	10
	22	事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合	%	—	5.2	5.4	5.9	5.8	5.6
推進の柱2 男女が認めあい思いやる関係の構築									
(1) 男女の人権の尊重	23	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	61.8	59.9	57.7	61.2	60.3	63.0
	24	男女共同参画副読本の活用率	%	85.0	83.3	86.1	83.9	81.3	77.3
	25	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	92.5	92.8	93.6	93.6	92.3	93.6
	26	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	72.5	68.8	71.3	68.1	69.2	75.7
(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	27	D V 予防教育の実施校数	校	42	33	28	26	28	28
(3) 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	28	乳がん検診受診率	%	48.4	H27 23.6	H28 22.9	H29 45.3	H30 17.7	R1 17.4
	29	子宮頸がん検診受診率	%	46.3	H27 23.0	H28 21.8	H29 39.5	H30 14.1	R1 13.8
	30	こころとからだの相談室相談者数	人	135	158	156	141	232	300
	31	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合（70歳以上）	%	54.9	42.8	44.1	48.5	46.2	52.9
推進の柱3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化									
(1) 地域における団体や個人の実践活動への支援	32	地域課題解決のための協働実践件数	件	48 ※累積件数	21	31	40	49	49
(2) 市町村への支援	33	市町村男女共同参画計画策定率	%	100	100	100	100	92.0	96.0
	34	市町村女性活躍推進計画策定率	%	100	48.0	64.0	68.0	68.0	84.0
(3) 男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの充実・強化	35	男女共同参画センターの利用者の数	人	85,800	80,469	81,830	88,316	80,009	49,987

※No. 2、No. 10、No. 22は、目標値を設定しないで、実績値のみで施策の進行を管理する。

※No. 28、No. 29は、H28、H29とH30～で受診率の算定方法が異なっている。

(10) 用語解説

○あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度から養成している推進員のことです。令和2年度時点で109名が活躍しています。F・Fとは、フィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取ったもので、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画し合うことを表しています。

○秋田県女性の活躍推進企業表彰

女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりの取組などが顕著な企業を表彰するものです。

○秋田県女性の活躍推進本部

県庁内の各部署が共通認識を持ち、連携、調整を図りながら、女性の活躍その他の男女共同参画に関する取組を一層推進することを目的に、平成27年10月8日に設置しました。

○秋田県男女共同参画社会づくり表彰

男女共同参画に対する県民の関心を高めるため、県の男女共同参画社会づくりのために活躍した個人又は団体を表彰するものです。男女共同参画社会づくりに向けて、地道な活動を重ねてきた個人又は団体を表彰する「ハーモニー賞」と、チャレンジによって男女共同参画の気運を高めた個人又は団体を表彰する「チャレンジ賞」の2つの賞があります。

○あきた女性活躍・両立支援センター

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関するワンストップ相談窓口です。平成30年6月1日に秋田県商工会連合会内へ開設しました。

○あきた女性の活躍応援ネット

女性の活躍推進や男女共同参画に関するポータルサイトです。地域や職場で活躍する女性、家事・育児等に参画する男性、女性の活躍に取り組む企業等の情報を発信しています。

○あきた女性の活躍推進会議

女性活躍推進法第27条の規定に基づき関係機関により組織された協議会です。経済団体等と行政とが共通認識のもと一体となって、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境づくりを促進することを目的に、平成27年5月21日に設置しました。

○イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことです。

○えるぼし認定・プラチナえるぼし認定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等について優良な企業が受けられる厚生労働大臣の認定のことです。認定の評価項目は5つあり、評価項目を満たす項目数に応じて認定の段階（3段階）が決まります。

プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定を取得した企業のうち、高い水準の取組を行った企業が受けられる厚生労働大臣の特例認定のことです。

「えるぼし」「プラチナえるぼし」の認定マークを広告などに使用することで、女性の活躍を応援する企業であることをPRすることができます。

○家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合い、合意のもと文書により取り決めるものです。

○苦情調整員

配偶者間等の暴力行為や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは知事に対して苦情処理の申立ができることになっており、その際、必要に応じて、関係者の協力を得た上で調査、指導や助言を行う役割を担う人です。弁護士2名と医師1名が苦情調整員となっています。

○くるみん認定・プラチナくるみん認定

くるみん認定は、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした企業が受けられる厚生労働大臣の認定のことです。

プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が受けられる厚生労働大臣の特例認定のことです。

これら認定を受けた企業は、「くるみん」「プラチナくるみん」の認定マークを広告などに使用することで、子育てを応援する企業（子育てサポート企業）であることをPRすることができます。

○子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づいて市町村が設置するもので、「ネウボラ」とも呼ばれます。保健師や助産師などの専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の関係機関との連携を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行います。

○固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的に、平成17年に施行された法律です。（平成15年7月16日法律第120号）施行から10年間の時限立法でしたが、平成26年に法改正され、さらに10年間延長されました。

同法により平成23年4月1日から、従業員101人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、従業員の仕事と子育ての両立に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。罰則規定はなく、同様のことが従業員100人以下の企業にも努力義務として課されています。

○女性が輝く先進企業表彰（内閣府男女共同参画局）

女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰するものです。

○女性農業士

農業経営における女性の能力発揮と働きやすく住みやすい地域づくりの実践により、農業・農村の振興に貢献できる農業者のことです。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的として、公布、施行され、施行から10年間の時限立法となっています。（平成27年9月4日法律第64号）

同法により平成28年4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられました。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課されています。

なお、令和元年に法改正され、令和4年4月1日からは「行動計画」の策定と公表の義務づけの対象が、従業員101人以上の企業に拡大されます。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展

に寄与することを目的に、平成30年5月23日に公布・施行された法律です。(平成30年5月23日法律第28号)
衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

○性的マイノリティ

①生まれつきの身体の性、②性自認(「女性」「男性」あるいはその「どちらでもない」などのように、自分の性別をどのように捉えるかを指す。「心の性別」ともいう。)、③性的指向(恋愛や性愛あるいは人生のパートナーとして惹かれる人の性別との関係性のこと。同性愛、両性愛、異性愛、無性愛などがある。)、④性表現(振る舞い方や服装、髪型などの表現が「女らしい」「男らしい」「中性的」など、どのように表現されているかを指す。)の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のことをいいます。

性的マイノリティを表す言葉の一つとしてLesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとって組み合わせたLGBTが使われることもあります。

○性同一性障害

心の性別と身体の性別に不一致を感じ、生活に不都合を抱えている状態についての疾患名です。

○セクシュアル・ハラスメント

他の者の意に反する性的言動によって、他の者を不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑などを与えることです。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動(いわゆるジェンダー・ハラスメント)も含まれます。また、特定の相手に向けられた言動だけでなく、不特定の者に向けられた言動も含まれます。

○男女イキイキ職場宣言事業所

男女が共に個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりの取組の実施を宣言し、県と協定を結んだ事業所のことで、平成17年度から募集を始め令和3年3月末の事業所数は510となっています。

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

この男女共同参画社会の定義は、男女共同参画社会基本法や秋田県男女共同参画推進条例で定められています。

○男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、公布、施行されました。(平成11年6月23日法律第78号)

○男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰

多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった者や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた方などを顕彰するものです。

○男女共同参画センター

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置している県の施設です。

○男女共同参画副読本

学校などの教育、学習機会において、男女が協力して仕事や家事・育児に取り組む意義や、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会等について、学び考えるための資料です。

○テレワーク

情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

○日本女性会議

全国から参加者が集い、男女平等参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした国内最大級の会議です。国連婦人の10年を契機に、1984年に名古屋市で開催された第1回大会以降、全国各地で講演やシンポジウム、分科会をとおして、平等社会実現のため開催されています。

○認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが出来ます。

○農業委員

農業委員会等に関する法律に基づいて市町村に設置が義務づけられている農業委員会の委員です。農業委員会では、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に、農地に関する事務を執行しています。

○ハーモニー相談室

中央男女共同参画センター内に設置してある相談室で、配偶者からの暴力相談等をはじめ、生き方、夫婦・親子関係、からだや性、LGBTQなど様々な問題について不安や悩みを抱えている方のために、相談員による電話相談・面接相談を実施しています。

○配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、都道府県や市町村に設置されている、相談や関係機関との連絡調整などの業務を行う機関のことです。県では、女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、中央男女共同参画センター内のハーモニー相談室の6か所があります。

○ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

○こころとからだの相談室

不妊に関することで、迷ったり、悩んだり、心が痛んでしまったときの相談窓口です。専門の医師や助産師、臨床心理士が相談に応じます。

○放課後子ども教室

文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」により、放課後等に、学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な方々の参画を得て、安心・安全な居場所とともに、すべての児童を対象とした学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組のことです。

○放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業」により、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の支援を提供する取組のことです。

○マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントで、日本労働組合総連合会（連合）は、働く女性を悩ませる「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ3大ハラスメントとして位置づけています。

○ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことで。

少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにするほか、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、多様な人材を活かした競争力の強化、従業員の意欲向上や業務効率化による生産性の向上など、企業経営でもメリットがあるとされています。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）

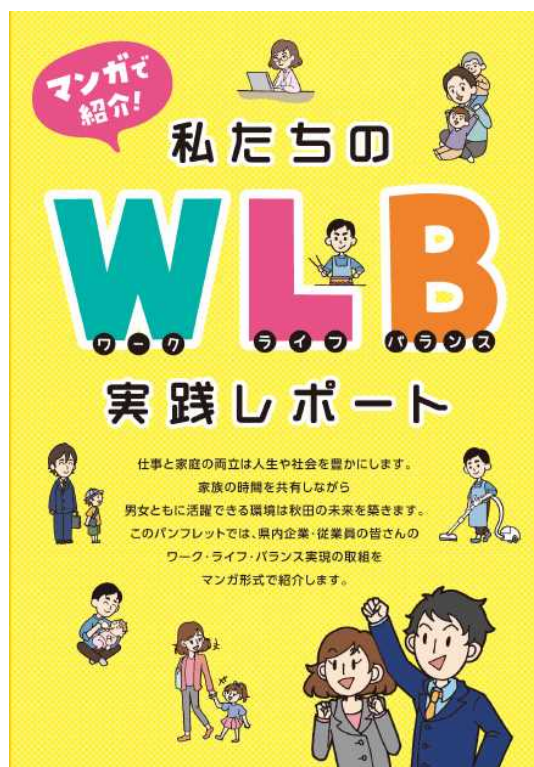
一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

○NPO（Non-Profit Organization）

医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的にしない市民の自発的な意志により活動する団体（民間非営利活動団体）のことで。

関連事業紹介

○ワーク・ライフ・バランス促進事業（啓発用リーフレット作成）



(11) DV相談窓口

ひとりで悩まないで、まずは相談してください！

■ 配偶者暴力相談支援センター

相談受付 ◎月～金 8:30～21:00 土日祝日 9:00～18:00

女性ダイヤル相談 [女性相談所] TEL 018-835-9052

DVホットライン (県内限定) フリーダイヤル 0120-783-251

(なやみ・にぶんのいち)

注：フリーダイヤルは携帯電話ではつながりません。

相談受付 ◎月～金 8:30～17:15

秋田県北福祉事務所 TEL 0186-52-3951

秋田県山本福祉事務所 TEL 0185-55-8020

秋田県中央福祉事務所 TEL 018-855-5175

秋田県南福祉事務所 TEL 0182-32-3294

相談受付 ◎月～土 10:00～17:00

秋田県中央男女共同参画センター TEL 018-836-7846

(ハーモニー相談室)

注：日・祝日及び年末年始を除く。

■ あきた性暴力被害者サポートセンター (ほっとハートあきた)

相談受付 ◎月～金 10:00～19:00 フリーダイヤル 0800-8006-410

注：土・日・祝日及び年末年始を除く。

■ 県警察本部

相談受付 ◎24時間対応 (夜間休日は、本部当直で受付)

県民安全相談センター TEL 018-864-9110

又は #9110

性犯罪被害相談電話 フリーダイヤル 0120-028-110

又は #8103

■ 秋田地方法務局

相談受付 ◎月～金 8:30～17:15

女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810

※おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局 (本局又は支局) につながります。

(12) 秋田県の男女共同参画担当連絡先

■ 秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

班 名	T E L	F A X
女性活躍・両立支援班	018-860-1555	018-860-3895

■ 各地域振興局総務企画部地域企画課

地 域 振 興 局 名	班 名	T E L	F A X
鹿 角	企画・十和田八幡平観光班	0186-22-0457	0186-23-5574
北 秋 田	企画・観光振興班	0186-62-1251	0186-63-0496
山 本	企画・しらかみ観光振興班	0185-55-8004	0185-55-2296
秋 田	企画・地域振興班	018-860-3313	018-860-3860
由 利	企画・鳥海まるっと観光班	0184-22-5432	0184-22-6683
仙 北	企画・観光振興班	0187-63-5114	0187-63-6369
平 鹿	地域振興班	0182-32-0594	0182-32-8349
雄 勝	企画・ゆざわおがち売込み班	0183-73-8191	0183-72-5057

■ 市町村男女共同参画担当部署一覧

市 町 村 名	所 属 等			T E L	F A X
	部 局 等	課 ・ 室	班 ・ 係		
鹿角地域					
鹿 角 市	市民部	生活環境課	コミュニティ推進班	0186-30-0202	22-2042
小 坂 町		総務課	企画財政班	0186-29-3907	29-5481
北秋田地域					
大 館 市	総務部	企画調整課	企画調整係	0186-43-7027	49-1198
北 秋 田 市	市民生活部	生活課	地域推進係	0186-62-6628	62-2880
上小阿仁村		総務課	企画班	0186-77-2221	77-2227
山本地域					
能 代 市	企画部	市民活力推進課	地域づくり支援係	0185-89-2148	89-1770
三 種 町		企画政策課	企画係	0185-85-4817	85-2178
八 峰 町		総務課	行政係	0185-76-4601	76-2113
藤 里 町		総務課	企画財政係	0185-79-2111	79-2293
秋田地域					
秋 田 市	市民生活部	生活総務課	女性活躍推進担当 兼絆づくり担当	018-888-5650	888-5651
男 鹿 市	総務企画部	企画政策課	企画広報班	0185-24-9122	23-2922
潟 上 市	総務部	企画政策課	企画政策班	018-853-5302	853-5211
五 城 目 町		総務課	総務係	018-852-5332	852-5399
八 郎 潟 町		総務課		018-875-5801	875-3096
井 川 町		総務課	企画班	018-874-4411	874-2600
大 潟 村		生活環境課	生活班	0185-45-2114	45-2162
由利地域					
由利本荘市	企画財政部	総合政策課	総合政策班	0184-24-6226	23-1322
にかほ市	市民福祉部	子育て支援課	子育て支援班	0184-32-3040	37-2135
仙北地域					
大 仙 市	企画部	総合政策課	政策調整班	0187-63-1111	63-1119
仙 北 市	総務部	企画政策課	企画政策係	0187-43-1112	43-1300
美 郷 町		企画財政課	企画財政班	0187-84-4901	85-3102
平鹿地域					
横 手 市	まちづくり 推進部	地域づくり支援課	男女共生係	0182-35-2158	32-4056
雄勝地域					
湯 沢 市		協働事業推進課	若者女性未来班	0183-55-8274	73-2117
羽 後 町		企画財政課	企画調整班	0183-62-2111	62-2120
東 成 瀬 村		企画課		0182-47-3402	47-3260

編集・発行

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL : 018-860-1555

FAX : 018-860-3895

E-mail : persons@pref.akita.lg.jp



男女共同参画シンボルマーク

男女の人形（ひとがた）のシルエットが輪になって仲良く、かつ躍動感あふれる様子で回っていることにより、男女が社会の対等な構成員であることと、男女共同参画により「元気な秋田県」を目指して伸びていこうとするイメージを表現しています。

女性の活躍を応援する情報を発信！

あきた女性の活躍応援ネット

検索

こちらからも
アクセス
できます！

